第二十二編　雜

第一　當局者及資本家側の勞働問題に對する意見

概觀

今更新らしく繰返す迄もなく勞働運動は日に益々其の熾烈の度を加へて居る。此の時に際し我が爲政の局に當る者及び資本家等は抑も之に就き如何なる意見を持つて居るか。

先づ當局者側に於ては內閣の首班原敬氏、主として勞働運動取締の局に當る內務大臣床次竹二郎氏、勞働問題に密接の關係ある農商務大臣山本達雄氏の見解を擧げるのが至當であらう。次いで內務省勅任參事官松田源治氏の意見を掲げたが以て大體當局の意見を示すに足ると思ふ。更に目下盛んに起りつゝある失業問題に對する警保局長川村竹治氏の見解、八幡製鐵所能業の際に於ける農商務大臣山本達雄氏の見解、滿鐵大淘汰の際に於ける滿鐵理事龍居頼三氏の見解、東京市電車從業員罷業の際に於ける同市電氣局の見解、幾萬の職工を有する東京陸兵工廠庶務課長武田信夫氏の勞働條件に關する見解等によりそれ〴〵各當局の意見を知る事が出來る。而して最后に當局者の名を完すべからざるも兩野黨の首領卽ち憲政會總裁加藤高明、國民黨總理犬養毅兩氏の意見を述ぶるも亦必要であらう。

資本家側の意見としては、幾十萬の坑夫を使用しつゝある九州の大炭鑛主安川敬一郎氏の意見、幾萬の女工を驅使しつゝある鐘ケ淵紡績株式會社專務取締役武藤山治、日清紡績株式會社長宮島清次郎兩氏の意見及び王子製紙株式會社(三井系)專務取締役藤原銀次郎氏の意見を擧げたが此等は恐らく資本家側の代表的意見だらうと思ふ。

尙協調會副會長澁澤榮一及び三井銀行理事早川千吉郎兩氏の意見も亦資本家側の意見を知るのよすがとなるから併せ掲げて置いた。

さて此等の意見を通觀するに大凡五つに分ける事が出來る樣に思はれる。一は勞働者及び資本家の責任自覺により兩者を協調せしむべしとなすものであつて原、安川、宮島、澁澤の諸氏之に屬する。二は勞資兩者をして協調せしむべしとなすは一に同じきも其の手段として特に社會的施設の必要を高調するものであつて床次、松田、犬養の諸氏を之に入れ得るであらう。三は勞資兩者の責任自覺と同時に社會的施設の必要を唱ふるものであつて山本氏の如き是である。四は特に資本家の自覺卽ち溫情主義によるべしとなすもので武藤、藤原の兩氏これを代表する。五は特に勞働者の自覺によるべしとなすもので加藤、早川の諸氏卽ち是である。尙加藤、犬養兩氏は勞働問題解決の補助策として普通選擧の實施を唱へて居る。

上述一より三迄の意見は勞資の協調を說いて居るが果してそは可能なりや否や大なる疑問と云はざるを得ない。なる程生產の方面に於ては勞働者は勞働を資本家は資本を提供して大いに協力しなければ

ならぬ。然し乍ら分配の方面に於ては勞働者はなるべく多くの賃銀を得んと努め資本家はなるべく多くの利潤を得んと圖るのであつて其處に何等の法律的若くは道德的の制限がないから勞働者資本家の自覺による協調の如きは到底不可能である。又社會的施設の如き勞働者に多少の幸福を與ふる一の緩和的應急策たり得るかも知れないが何等分配の標準を示すものでないから勞資兩者の協調には何の力もない。若し夫れ溫情主義に至つては上下階級の存在を前提とする舊思想であつて今日之を以て勞働問題を解決せんとするが如きは時勢の進轉を知らざるものである。而して政治問題たる普通選擧が經濟問題たる勞働問題の解決に資する少きは明らかであつて、普通選擧の實施により勞働者の幸福が毫も增進する事なきは英國の實例が之を證して餘りある。尙、原首相すら資本家の自覺を促すを忘れざるに兩野黨の首領たる加藤犬養兩氏が一言資本家の自覺に言及せざるは怪訝に堪へざる次第である。

かくて今年は昨年に比し一の卓拔せる意見をも聞く事を得なかつたが當局が勞働組合法制定、勞働保險實施等社會的施設の必要を說き加藤犬養兩氏が普通選擧を唱ふるに至りしが如き一の進歩と云へば云へるかも知れぬ。

當局者側の意見

原首相の勞働問題

新年の各新聞紙に時事問題に對する原首相の所見が掲げられて居るが其の中、勞働問題に就いては次の如く述べて居る。

「近來勞働問題が甚だ喧しくなつたが是は國家資本家勞働者の協調を以て解決すべきものと信ずる。資本家が自己の利益のみを擁護するに急にして國家を忘れ勞働者を顧慮せざる如き態度は却つて資本を擁護する途でなく、勞働者が自己の勞銀の値上げにのみ急にして公共が迷惑するを意とせず資本家の利益を眼中に置かざる如き態度は又却つて勞働者自身の生活を安固にする途ではない、而かも資本家にして此の理を悟らず目前の我慾を縱にせんとする者あらば勞働者は、ストライキに依つて其の反省を求むるの餘儀なき場合も生じ又勞働者にして自己の利益のみを主張して降らざるに於ては資本家は工場を閉鎖するの餘儀なき場合も起る。是では國家社會は大迷惑である。凡そ如何なる事業にせよ悉く國家的意義を有せざるはないのであるから單に資本家と勞働者と各個の利害衝突に依り勝手にストライキや工場閉鎖を行ふのは社會國家に對して相濟まぬと云ふ觀念を有せなければならぬ。資本家が其利益を主張し勞働者が其の利益を主張するは當然であるが、國家も亦其の利益を主張するのであるから結局國家資本家勞働者三方の協調を必要とするのである、協調は資本家勞働者双方の社會國家に對する義務と言つても差支なからう」云々。

貴族院に於ける勞働問題に關する質疑應答

一月二十六日貴族院に於て大河內正敏

氏は勞働問題に關して次の如き質問を發した。

「日本の如きは從來餘り勞働問題の紛糾を見なかつたのであるが不幸にも昨年來、之に對する問題頻し來つた。其の直接原因は云ふ迄もなく物價の昂騰による勞働者の生活の不安である。而して政府は種々の物價調節策を講じたりと云ふも、充分其の效果を擧ぐる能はず爲に勞働者、俸給生活者は其の衣食住に大なる脅威を受けたのである。之を救はんが爲には、勞銀、俸給を增さなければならぬ。然し勞銀の昂騰、俸給の增加は直接に生產品の生產費を增して價格の暴騰を惹起す。故に一面に於ては勞銀を增加して一時勞働問題を抑へる事が出來ても又一面に於て物價の騰貴を促すから次いで又た、勞銀をあげなければならぬ。之を循環的に繰返すならば問題は永久に解決が出來ない。今日の狀態は此の循環的狀況に一歩を入れて居ると思はれるが此の狀態に於て物價調節策の目的が充分徹底しないならば如何にして此の勞銀問題を解決し得るか。此徹底的物價調節に對する政府の施設如何を先づ問いたいのである。次に問ひ度いのは、勞働者の自覺に基礎を置く勞働問題に就てである。抑も今回の戰爭に於ては吾人の夢想だにせざりし種々の軍需品機械等が使用されたのであるが、此等軍需品の供給には勞働者の力が與つて大なるものがある。其の結果彼等勞働者は自己の力を自覺し來つたのである。此の自覺が勞働問題紛糾の原因である。而して彼等の要求は今や勞銀關係ではない、產業に於ける利益分配でもない、更にそれ以上のものを要求するに至つたのである。果して此の思想が我が國に入るのを防ぐ事が出來るか、吾人は否と叫びたい、然らば之に對して進んで積極的施設をしなければ勞働問題は益々紛糾すると思ふ。例へば健全穩健なる勞働組合の設立の如き最も急を要するものである。然るに政府は勞働問題に對しては放任主義を採り毫も之を助成せんとするの意思を有しない。政府の甚だ必要なりとなす組合は何かと見れば、かの所謂縱斷組合である。果して斯くの如きもので今後の紛糾する勞働問題を解決し得るや。縱斷組合の如きは過去のもの封建時代領國主義の組合であつて以て勞働問題を處置するに足らずと吾人は信ずる、又彼の勞働問題紛糾の骨子たる治安警察法第十七條の如き政府は之を改廢するの意思ありや、要するに現政府の勞働組合に對する方針及び之を取締る法規に對して如何なる御意見なりやを伺ひ度いのである」

之に對して原首相は次の如く答へて居る。

「物價調節策をなさずして勞働問題を解決し得るとは政府も考へ居らず。然し乍勞働問題に就ては、國際勞働議に出席した人も歸朝した事であるし且つ內務、農商務等に於ても種々調査し居れば何れ成案を得る事があらうと考へるが今日は其は調査中である。次に治安警察法第十七條は單り勞働者に對しての法律ではない。勞働者並に資本家に對して規定されて居る法律である。而して此の箇條は暴行、脅迫、誘惑、煽動等の惡事を禁じて居るのである。如何に勞働法を制定するも、又列國の狀態を顧み、暴行と言ひ脅迫と言ひ、罰せざるを得ぬ。誘惑と言ひ煽動と言ひ、是亦惡意を含まぬなれば誘惑にも煽動にもなるものに非ず。いやしくも惡意ある以上は之を罰するが當然である。今日の治安を保つ上に於て、並に勞働者の幸福安寧を圖る上に於ても此十七條は何等妨げとなり居らずと解釋して居るのである」

一月二十七日山脇玄氏は次の如く質問した。

「勞働運動をして秩序節制あらしむる必要條件は、勞働者をして組織整然たる團體を作らしめ、責任ある指導者に從はしむる事である。烏合の衆は無秩序、過激に流れ易い、故に職工組合を組織するのが此の過激思想豫防の最良策である。現政府が本議會に勞働組合法を提出するや否やは知らざれども、傳へ聞く所によれば、そは單に個別組合のみを認めて、組合を認めざるものなりと云ふ、そは如何なる理由によるや。內相が政友會本部で聲明せる各一場內の勞資協調委員の如きは如何なる趣旨で設けられるものなるや。次に政府が前議會に於て講和會議の成行に見て解決すべし

となした勞働保險は如何、講和會議の結果派遣委員の報告に鑑み如何に之を解決せんとするか」云々

之に對し山本農相は次の如く答へた。

「此の度の國際聯盟に於ても勞働會議は最も重要なものとなつて居り、既に華盛頓の會議にもそれ〳〵委員を出して居る次第である、それで今後も勞働者に對する事は非常に重要である、此の勞働組合に就ても歐米各國皆其組合及びそれに對する取扱が異なつて居るので、日本にも其の必要なる事を認めて、政府も種々各國の例を調べ如何にせば最も適切なる法案を得べきかと種々努力し農商務省に於ても一通りの案も出來て居るが何分重大なる事柄なれば委員を設けて充分其案を調査研究中である。次に勞働保險に就ては今回の豫算中に農商務省に勞働課を設け、茲で專ら勞働保險の調査に取り掛る事になつて居る」云々

尙、床次内相は次の如く答へて居る。

「工場毎に置く組合に就ては、勞働組合法と共に相並んで各工場に、亞米利加邊に行はれて居る工場委員と云ふ制度を例へば鐵道院ならば鐵道從業委員會と云ふ名の下に設けたいと思つて居る、即ち各工場に於ける從業員の意思發表の機關でありますが之を作ると云ふ事は我が國今日の狀態に於ては最も適切有效なる方法であらうと思ふ。之は私一個の意見であるが何れ閣議の同意を求めて、獨り官設工場のみならず民間の工場に於ても組織さるゝに至らんを希望するものである」云々

衆議院に於ける農業勞働保護に關する質疑應答

二月十七日衆議院に於て土井權大氏は次の如き質問を發した。

「近時勞働問題は日一日と八釜しくなつて來た、是に於てか工業界では既に勞働者の經濟的地位の安固を圖るために更に又彼等の社會的地位の向上を圖るために種々なる施設が行はれて居るが單り農業勞働方面の狀態に至つては政府も民間も之を等閑に附して居る否農民の生産物たる米や麥等に就てのみ物價調節をなさんとして彼等農民の生活狀態を顧みない。かくの如くんば農業に依賴するか若くは我國人口の六割を占むる農民に危險なる思想が浸潤しないとも限らぬ。故に此の際農業勞働に對して相當の保護奬勵策を講ずる事が必要である即ち小作農を如何に保護するか自作農を如何に奬勵するか、耕作に從事しない中農者の經濟狀態を如何に維持せんするとかに就ての政府の政策を伺ひたいのである近時米麥の價格が騰貴して一見裕福　樣に見へるがこれは少數の地主と農業の傍農業以外の勞働に從事して居る一部の地方民に限れ純粹の農業勞働者即ち農業細民は物價の騰貴によつて苦しんで居る殊に農産物の生産費は非常に騰貴して居るので生産費と生産物を賣つた價格との差異は極めて少ない從つて彼等農民の生活狀態は實に貧弱である。故に此際彼等の生活を安固ならしめ進んでは社會的地位の向上を圖らんとせば、農産物の生産費の輕減を圖り同時に農民の生活費を如何に輕減するかに注意せねばならない。此に對する政府の所見如何を伺ひ度いのである」云々

之に對し原首相は二月十九日附で左の如き答辯書を出して居る。

衆議院議員土井權大君提出農業勞働保護奬勵に關する質問に對する答辯書

一、農業勞働は工業勞働と其の趣を異にし主として自作農小作農又は其の家族が自家の經營に於て勞働するの外小作農、自作細農又は其家族等が專ら他人の爲めに農業勞働に從事するものにして專ら他人に雇はれて勞働に從事するものゝ數は甚だ多からず政府は此等に對し夙に農會を督勵して其の保護に務めしめ又産業組合等各種團體の發達を圖り其の經濟の上進に使せしめつゝあり

二、政府は農産物供給の潤澤を圖ると共に農業生産及農家生活の必需品に付供給を潤澤ならしむるの策を講じ肥料に關する監督、指導、農具種畜の貸付、供給並農會、産業組合、畜産組合等各種の團體に依りて生産上及生活上の需要品を廉價に獲得するの便を得しめ且低利資金融通等の方法を講じ以て生産費並生活費の輕減を圖りつゝあり

三、政府は農業勞働保護奬勵に關し從來の施

設を一層充分ならしむるは勿論大正九年度の豫算に於て小作組織等の調査費を要求し特に先づ小作農等の組織經濟其の他を詳細に調査して最も適切なる方策を立てんとす右及答辯候也

地方長官會議に於ける床次內相の訓示

九月二十二日に開かれたる地方長官會議第二日に於て床次內相のなせる訓示中勞働問題に關係ある部分左の如くである。

社會局の設置

今回本省に新に社會局を置き社會的施設に關する行政の衝に當らしむ其の期する所は國民生活の安定改善を圖るの施設、貧窮及災厄の救助、軍事救護、勞働者福利增進の施設、失業の防止及救濟、兒童保護の諸施設、共濟組織の誘導、民風作興及民力涵養、青年團の指導、部落改善其他社會教化事業等諸方面の社會的施設に付或は法規の整備を圖り或は事業の振興を策せんとするに在り各位に於ても地方の實情と社會の大勢とに察し應中事務の按排宜しきを制し或は從事職員を特派し或は諮詢調査等の機關を設け以て講究規畫を進め日進の時勢に應じ社會政策の實行に勉められんことを望む。

財團法人協調會

財團法人協調會の趣旨は亦社會政策を講究實行し進んで資本勞働兩者の協同調和を圖るにあり設立日尚淺きも鋭意職業紹介、社會事業從事職員養成、徒弟教育及定期刊行物の汎布等の事業に從ひ殊に職業紹介事業の如きは政府の委囑を受け中央機關として公益職業紹介所の連絡統一を圖るべき重要の任務を有す尚同會は內外に亘りて廣く社會政策的施設の調査研究をなし我國に於ける此種調査研究の中樞機關たらん事を期す仍て政府は今回特に補助金を交付し其の目的の達成を援助することゝせり各位も亦同會の事業に對して便宜を與へ之をして其の所期の效果を擧げしむるに勉められんことを望む

失業保護

失業保護に關する施設に就ては昨年各位會合の際訓示する所あり尚前牒を發して官民共同の協議會の組織、職業紹介所の施設、從業者解雇の場合に於ける事業家の措置及公共團體に於ける事業繰上に依る失業者保護等に關し大體の方針を指示したりしが各位の鋭意畫策に依り公益職業紹介所の如き今や其の數八十有餘を算し漸次增設を見んとするの狀勢に在るも其の內容に至りては整備を要するもの尠からず尚公共團體等の事業工事に考慮を加へ或は其の繰上施行を圖り以て職業の要給を調節し失業を未然に防止するが如き亦最も緊切の施設として特に各位の留意を望まんとす。

國民思想

人心の動搖不安は大戰後に於ける歐米諸國共通の最も顯著なる事象にして今や世界を擧げて疑惑と煩悶との裡に呻吟しつゝあり我國は戰爭の影響に於て歐洲諸國と大に其事情を異にするのみならず立國の根基國民の性情亦甚だしく其趣を異にするを以て我國民一般の間に於ては團體の觀念、國民道德の中心思想に動搖を感ずることなしと雖も尚此世界的傾向は我國に反響し近時思想問題に關する論議は頗る旺盛を極め雜然として其歸趨する所を知らざるものゝ如し念ふに古き者必ずしも背理に非ず新き者亦必ずしも眞理に非ず近來諸種の新說を唱ふる者の中時勢の趨向を論じ社會の弊害を指摘するに於て傾聽に足るものなしとせざるも而も古來の我國民道德の如きは外相形式に於て時代に順應變化せるも其眞髓に至りて百千年の洗錬を經て萬古不易の眞理を藏するものなるを疑はず近代文明の弊は物質主義に偏倚して精神方面を閑却し人々其の操守する所を失へるに在り夫れ人に確乎たる操守あれば事に臨みて惑はず取捨折衷宜しきを制することを得るも操守なくんば薫蕕を別つを得ず昏迷惑亂して空しく不安の裡に終るのみ故に新思想の研究理解に努むると同時に內自ら常に確乎たる操守を養はざるべからず物質文明に苦める現代の不安は乃ち精神的救濟に依りて初めて眞の解決を得べきなり蓋し人を救ひ人を生かすものは其環境と物質とのみに非ずして其主とする所精神に有ればなり抑々思想は權力を以て之を阻止し得べきものに

に非ず或は一時急激なる秩序の紊亂を防ぐため相當の手段を採るを要する場合ありと雖も是れ已むを得ざるの變則にして素と思想に對しては思想を以て對せしめ切嗟琢磨之をして克く我國體の精華に醇化せしむるを以て常道とすべし庶幾は各位卑見の存する所に省察を加へ健全なる輿論を作興し世界不安の裡に處して其嚮ふべき針路を誤らず我國家社會をして健實にして幸福なる發達を遂げしむるに勉められんことを望む。

工場監督官會議に於ける山本農相の訓示

五月十九日の工場監督官會議に於て山本農相のなしたる訓示左の如くである。

工場法の施行に就ては未だ遺憾なきを期する能はざる憾なきにあらざれども法の精神漸次一般の理解する所となり從業員の待遇工場諸設備の改良等に就き着々改善を期しつゝあるは喜ぶべき所にして今や我國は國際聯盟の一員として國際勞働規約に加盟し客歳米國華盛頓に於て開催せられたる第一回國際勞働會議に參加して勞働時間の制限其の他幾多の重要なる事項に關する諸條約案を議定し其の結果條約案の趣旨に基き近く國内關係諸法規の改正を見るに至るべき事は諸君の既に知悉せらるゝ所なるべし之が爲勞働者の利益幸福の增進に就き一層鞏固なる保證を得るに至るべしと雖も是と同時に苟くも之が爲財産發展の途を阻止するが如き影響を見る事なき樣努めざるべからず故に諸君は豫め條約案の趣旨を營業者に說示して時代の進運に順應する必要なる所以を自覺せしめ今より工場設備の改善其他諸般の改良を企畫し將來に對する用意なかるべからず次に經濟界の轉機に際して惹起すべき勞働者の失職の問題に就きては特に諸君の愼重なる考慮を煩はさんと欲す之に處するの方策の宜しきを得るや否やは單に勞働者の福利に關するのみならず其影響の及ぼす所重大なる社會問題を醸成すべき虞れあるを以て諸君は常に營業者を戒めて急激なる雇傭關係の變化を避けしめ尙轉職其他の方法に關しては諸方面の產業機關と協力し政府の他の施設と相俟つて機宜の處置を執り遺憾なきを期せらるべし回顧すれば歐羅巴大戰亂の影響は我國の產業をして異常の發達を遂げしめたれども是と共に吾人をして曾て經驗せざりし幾多の困難なる新問題に逢着せしめたり加之最近に於ける思想界は動もすれば人心をして其の歸趨すべき所を惑はしめんとす此の過渡期に際し工場指導の任に當る諸君工場法規厲行の監視に劣めらるゝと同時に常に思潮の推移に注目を怠らず公平なる態度を以て勞働資本の圓滿なる協調を圖り以て健全なる產業の發達に盡すの覺悟あるべし

地方長官會議に於ける山本農相の訓示

九月二十七日に開かれたる地方長官會議第五日目に於て山本農相のなしたる訓旨中勞働問題に關係ある部分左の如し。

「第三回國際勞働會議は明年四月開催の筈にて主として農業勞働者に關する件附議せらるゝこととなり其議題も略ぼ決定せり而して農業勞働者の範圍如何は本邦として重大な關係ある所なるが今本問題に關する理事會の從來の經過に就て觀るに議事々項中には純然たる賃銀勞働者にのみ適用するを其の本旨とするものと各國農業勞働の狀況に鑑み啻に賃銀勞働者に適用するのみならず廣く小なる自作農及小作農にも之を適用せんとするものとあるが如しされば決議の如何は本邦農業政策上重要の關係を有する所なるを以て速に本邦農業勞働者の狀況を審にし愼重に之が對策を攻究せざるべからず此の點に關しては近く地方廳に對し之が調査を求むることあるべし尙代表者の選定に關しても國際勞働會議の趣旨に則り且農業勞働者の保護に關し遺憾なき方法を採らんとす

勞働問題は目下經濟界不況の爲め外觀上一時小康を呈するが如きも今後歐米に於ける動搖は直に我國にも波及し勞働爭議の事端は是れより漸く滋からんとす今日の時弊ば實に雇主從業者共に其の各自の立場を了解せざるに在り諸君は此狀勢に鑑み雇主と從業者をして各々其の分を守らしむるに勤め意志の疏通を計るに留意し一國の產業發達に資せられんことを望む政府は此趣旨に則り職業組合法の制定

に努力し又昨冬華府に於ける國際勞働會議に於て勞働者保護の爲めに採擇せられたる各種條約案及勸告に基き工場法の改正に力を致さんとす諸君に於ても工業主をして豫め是等の改正が一般産業に及ぼすべき影響を考察し之に備ふる所あらしめられんことを望む」云々

松田勅任參事官の意見

内務省勅任參事官 松田源治氏の勞働問題に關する意見が九月十二日の東京日々新聞に掲つて居る曰く

「なんと言つても勞働問題に對する統一せる國家機關がないのが一大缺點だ。勞働立法と言つた處で機關がなくては良案の出來る筈がない。思想問題並に治安警察に關する方面は内務省でやる産業方面に關する事は農商務省でやる處で勞働組合法と言ふやうな問題になると兩案が出來ると言ふ次第で纏らぬ止むなく産業調査會に廻はしたが之とても内閣の諮詢機關だから採るも採らぬも勝手たる可しで何處に中心があるのか一向に判らない政治家としての私の立場から言へば先づ第一に之から改めねば纏つた案の出來る筈がない勞働組合も必要だ時代は之を要求してゐる治安警察法の撤發は考へものだが改正は是非とも斷行せねばならぬ誘惑煽動の文字は餘りに抽象的だからもつと具體的な文字に改めたらよからう、既に團結權を認めた以上組合の發達の爲には宣傳が必要だから彼等の宣傳は相當に認めてやらねばならぬそれを誘惑煽動の文字で壓迫するのは宜しくない又既に組合を認めその宣傳を認める以上勞働爭議法を設けて取締に當るのは當然の事であるが肝腎の組合法さへ縱だとか横だとか言つて未だに纏らぬのだから治安警察法や爭議法が纏らぬのは當然である私に言はすれば縱とか横とかの小田原評定は未だ法律は自然に發達した現在の組合に適用するのだから法律の力で無理にどうかうしやうたつてそれは出來ぬ相談である統一せる國家機關の設置に就ては内務省に設けるか農商務省にするかそれとも内閣直屬にするか私にもまだ具體案がないが……兎に角この機關設置の急務な事を繰返して置く」云々

川村警保局長の失業問題に對する意見

六月十四日の大正日々新聞に於て川村警保局長は失業問題に付次の如く語つて居る。

「是迄の失職者の多くは不熟練の職工で財界の好況に伴れて農村から出て來たものであるから再び歸農すれば何でもない、その一方に於て河川改修道路改修耕地整理等の國家的事業を初め多數の失職者を使用する事にすれば本問題も容易に解決が附く。政府當局としても其の意嚮を有し又各府縣に於ても失業に對する適當の策を講ずるやう通達して置いた、失業問題に依つて社會的不祥事を惹起するやうな事は萬々ないと思ふ。本問題に就いては一面思想的に調和したい希望を有して居る」云々。

八幡製鐵所罷業に對する山本農相の意見

二月二十六日の東京朝日新聞によれば、八幡製鐵所の騷擾に對する處置に就き山本農相代理 小阪秘書官は次の如く語つて居る。

「何等の要求案を提出せず唯當局を不誠意として勃發した罷業ならば未だ考慮の餘地もあるがあゝいう暴動になつては嚴重取締るの外ない、斯くして事件は内務省の手に移し軍隊も出し高壓手段も取つて貰ふ筈だ、一時間も休めぬ鎔鑛鑪を中心とする製鐵所が八時間勞働なんて例は世界中どこにもない、暴動の首謀約二百名は直に處分し煽動者、雷同者もドシ〳〵檢擧すべく在京某勞働團體の本部に就ても取調を進めて居る」云々。

滿鐵の六解雇に對する龍居理事の意見

六月三日の東京朝日新聞によれば、滿鐵沙河口工場の日本職工五百五十名が七月馘首さるゝことに決定せしため同工場の職工を以て組織せる大陸勞働聯合會が六

月一日大會を開き會社の突發的なる措置に對し其不當を指摘し會社が總職工に對して退職慰勞金を交付せるのみにて何等の救濟策を講ぜざる不都合を鳴らしつゝあるとの事であるが之に就き滿鐵東京支社の龍居理事は次の如く語つて居る。

「當支社には未だ入電はないが事實とすれば實に大變だ、新聞では資金が欠乏したとか種々に傳へられて居る、兎に角不景氣到來の今日止むを得ざる繼續事業は致方ないとして新らしい仕事がなくなつたので此際久し間の整理をつける爲今度冗費節約冗員淘汰に着手したので會社としては之も止むを得ざる次第なのである。問題を起したと云ふ沙河口工場は一番大きな工場で職工の數も日本人二千五百餘名支那人三千二百餘名居る。退職手當其他の點に於て解傭者との間に相當の了解を遂げた上で淘汰する爲本社に於て無論圓滿解決策を講して居ると思ふ」云々。

電車從業員罷業に對する東京市電氣局の意見

四月二十五日東京市電氣局は「謹告」と題する左の如き印刷物を東京市内の電柱に貼り付けたが之に依つて二月上旬以來屢々起りたる電車從業員の罷業に對する電氣局の意見を覗ふ事が出來る。

當局電車乘務員の多數は客年九月元時事新報記者中西伊之助等と相謀り日本交通勞働組合を設立して所謂勞働者の生活改善運動を開始し乘務員の待遇に關し當局に要求する所あり當局亦待遇改正の爲め調査して之が財源に付熟考中屢々罷業又は怠業の企てあるを喧傳し遂に去二月下旬巣鴨出張所々屬乘務員怠業の行動に出でたる事ありき爾來當局は待遇私案を公表して乘務員の生活の安定を計ると同時に乘車科金改正を提案して以て待遇經費增加の財源を求め市會の決議を經今や監督官廳に申請して之が許可を受けんが爲め努力する所あり一日も速に其指令に接して待遇案を實行せんとす然るに日本交通勞働組合東京電氣局從業員部は去る十七日二種の宣言を公にし且つ左の決議をなせり

決　議

一、吾人は飽く迄も團結の力に依り八時間勞働制(勤務八時間)及び日給制の獲得を期す

一、吾人は御用組合中正會の打破を期する爲め中正會に對して公私共反對態度を採り監督を互選せしめん事を期す

一、吾等は中正會なる御用組合を組織して東京市電氣局從業員の生活改善を蹂躙せんと企てたる楠庶務係長を彈劾す

斯くの如き決議は何が爲めに早急之を決定するの必要ありや當局が既に乘務八時間制を採り且つ時間給を適當の給料制と認め之を二月二十八日發表したるも六月一日以後に非ざれば其實行を見ざるを以て今日其利害得失を云爲するの時期に非ず又監代が組織する中正會當局及局員の豪も關知する所に非ざるは既に屢々之を明示したるを以て殊更之が爲めに決議をなすの要なきや言を俟たず若し夫れ監代を互選せんとするが如きは市の秩序保持上許容すべき事に非ず

當局乘務員の行動叙上の如くなるも罷業怠業の擧に出づる事由なきは敢て疑を容るゝの餘地なし然るに今曉突然大塚出張所々屬員を始めとして青山廣尾新宿其他各出張所々屬員續々罷業の行動に出で正午に至りて三田巣鴨兩出張所以外は殆ど乘務員なきに至れり

日本交通勞働組合に屬する當局乘務員が何等理由を明示せずして罷業をなすが如きは盲動に非ずして何ぞや輕擧交通の妨害を敢てするものと云ふも過言に非ざるべし素より當局は當局所屬乘務員の此擧動に出でたるを遺憾とす加之一般市民に對し諒察を乞はざるを得ず當局夙に電車運輸の開發進展に誠意奮勵し以て社會の期待に副はん事を期すと雖も乘務員にして前述の如き擧動を敢てするに至りては可及的相當の方法を講じて交通の阻害を除去せんことに努力すべし希くは當局の微衷を諒せんことを

大正九年四月二十五日　東京市電氣局

田尻東京市長の意見

五月十六日の國民新聞の報道する所によれば田尻東京市長は五月十四日、社會

政策學會の特別講演會に於て「ストライキ法案を設定せよ」なる演題の下に次の如き講演をしたさうである。

「私は一九〇六年加奈太に於て制定されしストライキ法を範とし此れを次期の議會に提案しやうと思ふ。若し所屬の貴族院茶話會員中から定數の賛成者を得なかつた場合には脱會しても是非貫徹せしめたいと思ふ。私は人格的に目覺めた勞働者のストライキを無視するのは寧ろ人權蹂躙だと信ずる。米國のウイスコンシン州では四月末にストライキ法を許容し英佛も亦之を認めんとして居る。又各國のストライキ法を見るに大體に於て獨占的公益事業即ち鐵道、電氣、給水、點燈、石炭等の事業に限り之を許さゞる事を原則とするも其の但書には、止むを得ざる場合は勞資兩側より同數の委員を選出して政府當局に訴へ出で よ然れば政府は事實取調の上一週間乃至十日を限り猶豫の后ストライキ又はロックアウトを許可すべしとある。從つて萬一の場合と雖も此の猶豫期間に一般の人々は必要なるランプ又は蠟燭を準備する事が出來、又先般東京市に起れる市電從業員の罷業騒ぎの如き不意打を見る事なく凡ての人が諒解して爭はしむる事が出來る譯だ。此の法案に就ては十四五年來立法制度として採用する樣當局に三十何回も建言したが一向採用されなかつたのである。殊に治安警察法第十七條は單にサーベルを以て壓へつけるのみで却つて内部に或種の反感を釀す許りであるからロックアウトを許すと同時にストライキをも認むる立法案が此の際一日も早く議會を通過する樣祈つて止まぬ次第である」云々。

武田砲兵工廠庶務課長の意見

十一月八日の東京朝日新聞によれば官業勞働者二十數萬は全國勞働總同盟を組織し團結權の確認、八時間制の實施、公休日に對する日給全額支給の三要素を提げて起たんとする計畫中十一月八日勞頭小石川勞働會が王子劇場に協議會を開き各官營工場との連洛を計る事になつたさうであるが之に就き武田砲兵工廠庶務課長は左の如く語つて居る。

「現在本廠の職工がいづれの勞働團體に加入するとも廠内の規律を紊し又は他を煽動する事なければ個人の自由を重んじて干渉せぬ事にしてあるが團結權を認める事は現在尙不可能かと思はれる。又目下勞働時間は午前七時から午後五時迄で中一時間の休憩があつて九時間になつて居る、八時間制の斷行は單に本廠一個の問題でなく全官營事業の問題だから頗る困難である。それから公休日に賃金を支拂はないのは陸軍省令の職工規定に基いて居るので先づ規定變更を行ひ新豫算を計上せねば全額支給の餘地はない、未だ多少の時日を要する」云々。

加藤憲政會總裁の意見

十月六日仙臺で開かれた憲政會東北大會の席上加藤總裁のなしたる演說中勞働問題に關する部分左の如くである。

「勞働問題は其の關係する所廣く政治社會經濟思想の各方面に及び隨て之が解決固より容易の業に非ずと雖も近時思想界の變遷産業界の狀況に顧みるときは速かに適當の對策を講じて各方面の狀勢に適應せしめ以て一般の福利を增進するに努めざるべからず。最近産業界の不況に伴ひ勞働爭議の如きは一時著しく鎭靜に歸したるの觀ありと雖も同時に新たに勞働者の失業問題を生じ之が解決は喫緊事業たるのみならず勞働爭議の鎭靜も亦一時的の現象たるに止まり他日再び倍舊の勢を以て擡頭し來るべきと明なるが故に今に於て之が對策を立つるは最も機宜を得たるものなり、然るに政府の爲す所を見るに當面喫緊なる失業問題に就ては手を拱して殆んど爲す所を知らざるのみならず勞働組合の問題に對して政府部内の方針二途に別れて歸一する所なく世人をして唖然たらしめたるが如きは何等の醜態ぞ、惟ふに勞働問題解決の具體的方策は種々あるべしと雖も之が根本の觀念を爲すものは勞働者をして權利を主張すると同時に義務心の涵養に努め責任を重んぜしむるにあるべし勞働組合其他各種勞働政策の講究立案に當り

此の點は最も重要なる基礎をなすものなり之と同時に勞働者に對して義務の履行のみを求めて權利の主張を容認せざる時は其の結果は實に恐るべきものあるべし、此點より考ふるも普通選擧の實行は最も重要なるを認む」云々。

犬養國民黨總理の意見

犬養國民黨總理は十一月十七日大阪に開かれたる國民黨關西大會に於てなしたる演說中左の如き意見を述べて居る。

「世界大戰の齎らした有形無形の變化は恐らく古今未曾有のもので其波動は世界全部に行亘りたるが故に何れの國も之に順應して事物を革新せざるを得ざる形勢をなしたのである我國も亦其波動に洩れずして全國民は現在の舊制度其儘にては決して滿足せず世界の進運を轡を駢べて進まんが爲めに諸般の革新を要求する事となつたのである。而して具體的改革案には十分の調査を必要とするが今の經濟調査會では多くの望を囑する事は出來ぬ、食糧問題、勞働問題、稅制の根本改革問題其他の問題に就ても各階級の有識者の腹藏なき意見を取纒めて之を實際に施設するものでなくてはならぬ。又茲に最も恐るべきは人心の動搖であるが之れは各階級の要求が達せらべき希望と光明とを認め得れば決して爆發すべき筈はない其一法として普選の成るべく早く行はれんことを主張するものである」云々。

資本家側の意見

安川敬一郎氏の意見

安川敬一郎氏は財政經濟時報三月號に於て「勞働問題に對する資本家の施設」と題して次の如き意見を述べて居る。

「それから現在の資本家的經濟組織を根本的に破壞すると云ふ經濟革命論は全く空想の上に立てられて居る。社會主義の主張は之を社會政策の上に加味すべきもので例のマルクスの議論を其の儘に、剩餘價値を盜み取る資本家は凡て經濟問題の敵である、資本家を絕滅して勞働者支配の經濟組織を樹立せねばならぬと云ふのは、社會組織を破壞し人類を奈落の底に導くものとしか受取れぬ。所有權を否定すると云ふ事は根本に於て人間の性情と相容れない。財產の私有を禁ずると云ふ共產主義者は更に一步を進めて各人が有つて居る容貌才能は之を如何に處分せんとするか。人心の異なること其の面の如く、人の能力の異なれること其の容貌の如しである。異なれる才能異なれる體力の所有を禁ずる事能はずとせば各人は各人の才能によりて職業を分ち、力量相應の所有權を主張するに至るは當然であるそこで資本家が出來、勞働者が出來る。學者も出來れば藝術家も出來る。資本家たり勞働者たり學者たり藝術家たるには夫々の知能を要する。其知能を基礎として職分を全うせんが爲めには各々の相當の所有權を主張せねばならぬ。そこで所有權の否認は不可能である共產主義は人の性情に適しない。資本家ありの專門家あり勞働者ある今日の產業組織は否認するに當らぬ勞働者が權利を主張する前に義務の觀念を養成せねばならぬと同樣に資本家も私慾を恣にする事を制限して義務の觀念を喚び起さねばならぬ。かくして勞働者と資本家とが互ひに權利を主張するのみならず、義務を遂行すると云ふ事になれば爾餘の問題は段々圓滑に解決するに相違ない。資本家も何時迄も勞働者と別階級の人間であると云ふ樣な態度に出でず寧ろ勞働者の自發的訓練を援助し勞働組合を組織するにも眞に信念あり主張あり節制あるものたらしむるに力を盡すがよい。勞働組合を組織する事は勞働者が自由の個人と認めらるゝ以上當然の爭である。勞働組合が成立したとて强ちに資本家を脅すものとは云はれない。固より團結が出來た以上場合によつてはストライキもやり兼ねまい、併し無謀なストライキをやれば目的が達せられないのみでなく一般社會の同情を失ひ畢竟勞働者自ら爲せる禍を蒙るを免れ得ないのであらう。先進諸國に於ても勞働組合が本當に發達すればストライキが有效であり合理であり世の同情を失はぬといふ事を確めた後先づ資本家と交渉を開始し最後の手段としてストライキをやる。故に勞働組合が健實に發達するに從ひストライキの數は減少して居るのである。權利の觀念と共に義務の觀念を有する勞働者より成る組合に節制訓練を施すとすれ

ばそれは資本家を脅す所か實は産業組織の各部分を圓滑に活動せしむる所以となるのである」云々。

武藤山治氏の意見

鐘淵紡績株式會社長 武藤山治氏が三月東京帝國大學 法學部に於て「資本家の雇人より見たる社會及び勞働問題」と題してなしたる講演の大要左の如くである。

「近來世の中に資本家程一般の誤解を受けた者はない。之に就て先づ辯明し度いと思ふ。河上博士は資本と資本家と云ふものは別である資本家と云ふものは面惡い奴である故に資本丈け取上げて資本家其者を見棄てれば社會公衆の利益幸福だと云ふ御說の樣であるそして此種の議論が我國に於て盛んに宣傳され又歡迎されて居る。勿論河上博士も羊の毛は必要であるが羊は必要でない、羊の毛丈け取つて羊は殺しても差支ないと云ふ主張をなされるのではない。畢竟資本なるものは資本家を離れて成長するものである資本家なるものが資本を私有する爲め多くの人々が受ける分配が少ない即ち富の分配の不公平は資本なるものを私有する資本制度の罪であると斯ふ云ふ御考へらしい。然し乍ら資本家なるものは或財産を所有して居り其財産から收入を受けるに過ぎたいものである。金で積つて何百萬何千萬の金持であり一ケ年の收入幾十萬幾百萬であると云へば如何にも世の中の利益は一部の資本家に壟斷され他の階級が之が爲め非常な不利を受けて居る樣だが今一歩踏み入つて考へねばならぬ、元來富なるものの中消費し得るものは極めて僅かなものであつて大部分は此消費さるゝ物品を生産する原動力として働いて居るのである。斯く考へれば富の分配と云ふ事は富を資本家の所有にして置くも之を取り上げて國家の所有にしても社會公衆の利益幸福は其富の中消費され得る部分の分配に過ぎぬ事は明らかである。諸君は三井や三菱や其他富豪の主人にならばどんなに贅澤し澤山の物を消費し其結果一般公衆の利益幸福を害して居ると想像せらるゝかも知れぬが富豪の主人の多くは唯の番人であつて別に三井や三菱の主人だからとて其富より生産する物品を占有して他に分配せぬのでなく、どし〳〵之を社會に供給して居るのである。富の所有者が富の生産品を消費する量は云ふに足らぬので、世間が富豪の富の蓄積が增せば增す程社會公衆の不利を來す樣に思つて反感を生ずるは明白に富の解剖をすれば理由のない事である。云々

アメリカでは勞働階級の賃銀が非常に高いが是人口の割合に比し資本の增加率の多いためである。我國では資本の增加率は之に比しずつと少ない、だから資本が增加すればする程外形から見れば資本家が利する割合が多い樣に見えるけれどその結果增加する資本は皆生産に振向けられ各分配を增す結果となる。總ての世の中の事は因となり果となるので此法則の下に支配されぬものはない、それを現代組織の一部を見て非常な不公平でもある樣に唱へ生産の根元たる資本の蓄積を妨げるを厭はぬ風潮があるのは甚だ遺憾である。

日本では大工業の發達が日淺く雇主と被雇者との爭は僅かに近年に始まつたに過ぎぬが西洋では數十年來兩者が對立して爭ひ來り歐洲大戰以來愈々險惡となつたので何とかして勞資の協調を圖り度いと云ふ所から彼の國際勞働會議となつたのだが我が國が先進國に於て幾十年間雇主と被雇者がなしたる無益の爭を今日强て繰返さんとするは有害無益である。云々。……

何人と雖も今日我國に行はれ來つた美なる家族制度を非とする者はないであらう。我國家族制度の西洋と異なる美點は各人其能に應じて働き總て溫愛を基とし其中に尊敬及び犧牲の精神が充ちて居る點にある。如何なる過激思想を抱くものも家族内の溫愛の情を非とするものはあるまい。然らば問題は我國の家族制度の如き一家内の親密なる各個の間柄が之を社會全體に及ぼせば何人も滿足する。それが社會全體に行はれて居らぬから不平であると云ふ事になるのだと思ふ。私は此の一家族の間に存在する溫情を雇主と被雇者との間に實行する事が相互のため最も必要だと主張し度いのである。然るに近年我國に於て勞働問題が喧しくなるに從ひ學者論客の中には頻々此溫情主義を攻擊するものあるは不審に堪へない。今や米國では此溫情主義の實行普及に

努めて居るが我國に於ても我國年來雇主被雇者の溫情關係を一層奬勵し其普及を期せざる可からずと私は考へて常に此事を主張して居る。然るに學者の如き社會の先覺者の中に長屋の中で何か事あれかしと常に夫婦喧嘩や一家の風波杯を待構へて居て惑亂する俗に云ふ金棒引のお神さん杯を眞似るが如き溫情主義反對論をなすものがあるのは實に戒むべき事と思ふ。尤も雇主の中にも溫情主義を賣物にするものもあるが斯の如きは溫情主義の弊として溫情主義其物を排斥する理由とはならぬ。さりながら現代社會に於て産業組織は益々大仕掛となり社會に於ける人事は益々繁多を來すにより溫情主義の實行に付き總て之を個人の手に放任するは不可なりと考へる。私の意見は病氣の場合と一家の首腦者の死亡により家族の立行かない場合に對する救護は國家の手で引受け完全に救濟する方法を立てるの必要を主張するものである。」

宮島清次郎氏の意見

七月二十日の東京朝日新聞によれば日清紡績株式會社長宮島清次郎氏は勞働問題に對し左の如き意見を述べて居る。

「所謂勞働問題には私は次の樣な意見を抱いて居る即ち團體なるものは勞働者の團體に限らず必要に應じて自然に起るものであつて出來てから認める認めぬと論ずるのは聊か矛盾を免れまい、團體の性質、目的は徒らに事を好む爲めの利器でなくて當然の權利を主張する便宜上必要に驅られて起るべきものだ。草も生える樣な地質には繁茂する、いくら刈つたからとて容易に刈り盡せるものではない私は平素勞働者の希望は出來る丈け容れる樣にし同時に彼等の人格と意志を尊重する事を標語として居る。一體相互に十分なる理解があれば決して爭議の生ずる餘地が無い。以前私の會社にも多數の友愛會員があつた、然し現在では團結の必要がないとて何れも脫會した樣である」云々。

藤原銀次郎氏の意見

王子製紙株式會社專務取締役藤原銀次郎氏は財政經濟時報三月號に於ける「勞働問題の理論と實際」なる論文中次の如く述べて居る。

「經濟問題は暫らく別として、專ら勞働問題に就て之を言ふも、今の學者及び研究家の議論は兎角歐洲に於ける思想及び勞働に關する議論の直譯的のものが多くて之を我國の實際に當嵌めやうとするには甚だ納まり難いことがある。我が國の勞働問題も日一日と歐洲のやうになりつゝあるかも知れないが然し今直ちに法律の威力を以て或は勞働者の一致團結の力を以て我が國の勞働者を歐米の勞働者と同樣の立場に置かうとすることは果して實際に於て成し得らるゝことであるかドウか、又假りに成し得らるゝことゝしても、然くすることが果して一般公衆の福利を增進する所以であらうかドウか、更に又勞働者彼自身の福利を增進する所以であらうかドウか、余に頗る疑ひなき能はないのである云々。

今日我が國に於ける勞働問題の新聞紙上に現はるゝ大體の狀況を見るに讀者即ち一般公衆は資本家に同情を表せずして寧ろ勞働者に同情を表して居る樣に見える、新聞紙が勞働問題を書くに當り勞働者に味方して資本家を攻擊しなければ新聞が賣れないと云ふ有樣である。是れは我が國が多年貧乏であつたが爲めに産業上百般のことが資本家萬能主義になつて居た結果資本家のする事には常に多少の無理があつて、勞働者の方は兎角壓迫され勝ちであつたが今回の歐洲戰以來資本が俄かに增加して昔の樣に資本が尊いものでなくなつたと同時に從來の反動を惹起して闇黑勞働者を助け資本家を壓へ付けやうと云ふ社會の趨勢になつて來た。此の趨勢を馴致した事に就ての責任の一半は確かに資本家が負はなければならないことであらうと思ふ云々。

又た勞働者の運動は格別のことはないが夫の或る學者勞働問題研究者の說は動もすれば勞働者を煽動して直ちに歐米に於ける勞働運動を我が國に實行せんとするものゝ如く見えるが、果して右樣の事が實際上に行はれたならば勞働者自身も又た一般公衆も必ずしも國家全般の利益でなく又勞働者自身の利益でないと云ふ事を自覺するに至るであらうと思ふ。

その場合に當つては恰も米國に於ける實例の如く一般公衆は寧ろ勞働者に反對して資本家に味方するの機運にならないとも限らないのである。之を要するに今日迄は、我が國の經濟上の立場が何事も資本家萬能主義であつたと云ふことは時勢の然らしむる所で已むを得ない次第であるとは云ひ乍ら今日から見れば多少間違つて居たものと見なければならない然し此の弊風を改めるが爲めに善惡良否に拘らず何事も資本家に反對し勞働者萬能主義を以て押し通さうとしたならば是れも亦大なる間違である」云々。

澁澤榮一氏の意見

澁澤榮一氏は社會政策時報第一號に於て「勞働問題解決の根本義」と題し大要次の如き意見を述べて居る。

「今日は社會政策の目的物が非常に具體化し來り社會問題中の最も緊要なる最も急迫なるものが勞働問題と云ふ明確な形を以て現はれて來た。勞働問題と言へば廣義の工業に於ける資本家勞働者の關係と地主小作人の關係とを含んで居るが、此の地主對小作人の問題に就ては先日も鄕里の地主達に對して私は斯う云うた。從來は小作の步引割合を地主のみに於て決定したけれどももうこれからは小作米の數量や品質の適否に就ても今迄通りの遣り方で決めるのは宜しくあるまい、やはり小作人の中からも總代を出させて其れと協議するのが穩當であらうと、而して此の精神は工業方面に於ては一層痛切な必要を見るのである。一體勞働問題を今日の樣に急速に發現させたに就ては謂はゞ私にも大責任があるので之が解決には人一倍力を盡さねばならない樣に感ずるのである。私は明治の初年に於て身を銀行業に投じたが銀行の繁昌には工業の進步が何よりも肝腎だと云ふ事を痛切に感じ、工業の進步に盡瘁し、機械工業の促進に全力を注いだ。斯樣にして新式の工業はズン〳〵勃興して來たが其れに伴れて勞力の需要が激增したのは當然である、そこで地方から農家の二男三男が盛んに飛び出して來て都市に集まりかくて工業勞働者と農民との分界が出來た。謂はゞ之れが今日の複雜なる勞働問題の蛹をなしたのである。

然し何事も其進行に伴れて意外な方向に走るのは免れないもので、我が國の勞働問題も其の進步に隨つて紛糾錯雜することあるべきは豫想するに難くなかつた。そこで之を未雨に綢繆せんが爲めには第一に資本家の自覺を促さねばならぬと考へた。とかく資本家の陷り易い偏見は賃金を與へれば主人であり之を受ければ家來であると云ふ樣な封建的な觀念である。然し資本あつての事業、事業あつての勞働であると同時に、勞働あつての事業、事業あつての資本である、資本と勞働との共同活動が即ち產業である。賃金を與へる者貴く、ば勞働を與へる者も同じく貴い、否其何れも與へるのではない資本と勞働との持ち寄りに外ならない。更に適切に云へば資本家と勞働者との人格的共働が即ち產業である。勞働者の癖に怠けるとか使用人の癖に反抗するとかつまり此の「癖に」と云ふのが根本の誤りである。此の惡習の打破即ち資本家の自覺が第一だと私は考へた。

第二は勞働者の自覺である。此れは資本の作用に就ても同樣であるが、勞働の根本意義は社會奉仕である。之を爲すには資本と勞働とは協力しなければならぬ、勞働者が資本家に對して僻んだ考を持ち徒らに人を敵視するか又は自己の便益のみを謀つて資本家を敬愛することとなければ即ち社會奉仕に悖るものであつて其の極自ら卑めるものである。此の正當なる思想から十分の節制と訓練とによりて勞働組合を組織して誠實な態度を以て漸次に之を發達せしして資本家の信用を得、此の機關に依つて資本家との協調を保つて行く樣に努めねばならぬ。

勞働組合の援助は今日の政策としては結構であるが果して其組合の健全なる進步を期待することが出來るか何うか若し組合が强大となつた結果思ふ所ならざるはなしの勢に乘つて驕慢橫暴の態を示すやうになつたならば却つて社會特に工業界の禍を招來するものでは無いかと云つて私に忠告を與へくれた知人もあつた。然し私は斷乎として初志を飜さずして之に答へて言ふたのは、左樣な危懼の念を以て相共に睨み合ひ探り合ふのは宜しくない。いつまでも探り合ひをして居れば双方とも胸

襟を開く機會が無く疑心暗鬼を生じて遂には階級闘爭の條羅場を現出するやうになる、感情を生み行掛りは行掛りを累ねて僻みと猜みと相對し好景氣には勞働者が驕り不景氣には資本家が威張ると云ふ樣な不道理なる意氣張りを續けて行けば其極工業界の破滅となつて社會の不幸此上もなき事である。故に吾も人も今日は寛大なる心を以て相接し當然發達すべきものは之を助長し善導せねばならぬと。私は斯樣な考へを以て資本家勞働者双方の覺醒を促す事に努力を續け來つたのである」云々。

澁澤榮一氏の勞働爭議觀

二月二十九日の東京朝日新聞の記載する所によれば、東京市電從業員の怠業と當局の對策とに就て澁澤榮一氏は批評して曰く。

「實に困つた事で殊に吾々協調會等に關係する者は何とたし自分の失策かのやうに感ずる市電從業員が條件を掲げて認容を迫り始めたのは昨年末からで、當時從業員中五六の者が自分を訪ねて來た際も、餘り無理は云はぬが好い、當局にも忠告を與へるからと撫めて置いたが今度は未だ誰にも會はぬ、折角人を遣つて黒幕の人物は無いか其他を調査させて居るが、要するに現在の勞働問題は所謂溫情主義では勞働者に滿足を與へ得ざる實情となつた。とは云へ單に權利義務丈けで相對する事は斯種問題を何よりも惡化せしむる所以である。「權利と義務」的行動は勞働者にも慎んで頂き度當局者に對しては一層此の感じを深くする。此の際過去の失敗を引合ひに出すのは氣の毒だが最近の八幡製鐵所大罷業に於ける當局の處置等は遺憾乍ら餘り共の溫情に缺くる無きかを心配するものだ。「罷業するなら警官隊と憲兵とを繰出す」此の筆法には私は不賛成、東京市電當局も何でも「最後の一人になる迄斷乎として高壓手段を取る」と力んで居る相だが之も困りもので何處に溫かな處が認められるか、結局私として現下の勞働問題解決の途は矢張り論語二十卷を貫く處の「敬愛忠恕」の精神、此の精神を勞資双方に向つて徹底せしむる外は無いと思ふ、即ち廣き意味の溫情である。勞働者も當局の苦衷を察してやり當局亦飽まで愛眼を垂れて勞働者を見てやる事にしたならば恐らくは穏かに收まるであらう、馘首や警官や收監や又政略的術數は禁物である」

早川千吉郎氏の意見

三井銀行理事早川千吉郎氏は現代十月號に於て現代思潮批判と題し左の如き意見を述べて居る。

「現代の思潮問題は要するに現實と理想との衝突であつて如何にして現實と理想とを合致せしめ接近せしめんかと云ふことが即ち問題である。現代は當に此混沌たる闘爭を最善の努力と深甚なる用意とに依つて解決し健全なる思想の普及に努めねばならぬ重大なる時機に際會して居るのである、惟ふに現代先覺者の責任も亦實に重大なりと云はなければならぬ。然るに此頃世人が一世の先覺者と仰ぎ又は社會の指導者たらんとする所の人々の議論を見るに往々にして甚だ吾々の意を滿たすに足らぬものゝあるのを遺憾とする、就中其遺憾とする所は此等の人々の論議が唯徒らに自由と云ふことを論ゆるに急なるの餘り、責任といふことを敎ゆるに甚だ等閑であることである、即ち權利といふ觀念を說くことに沒頭して義務といふ觀念を說くことを閑却されて居る樣に思はるゝことである、例へば普通選擧の如き問題が此處に出て來ると、其普通選擧を唱導するは宜いとしても徒らに選擧權の普遍なるべきを力說して更に國家に對する義務の方面は餘り論ぜられて居らぬのである。又勞働問題の如きも現今盛に唱導せられて居るが、勿論今日の經濟組織といふものは改善すべき點が澤山あるのである、即ち生産分配消費此の三つの調和といふことは經濟上決して輕々に附すべからざる問題である、昔から或は生産に重きを措いて見たり或は分配に重きを措いて見たり或は消費に重きを措いて見たりどうしても一方に偏するのである。此三つの間の關係を調和すると云ふことが最も大切なる問題であつて先覺者なるものは此等の問題の研究にも十分努力しなければならぬのであるが一方勞働者の責任觀念といふことに

就て訓練を怠らぬことも亦極めて重大なる問題である。宗教を以て彼等の精神的安定を圖り文教を以て彼等の禮節を培養し我國の勞働者をして世界の模範的勞働者たらしめなければならぬのであつて唯徒らに彼等に自由のみを敎えて其生活を放縱ならしめ延いては其一身一家を破滅せしむるといふ事は彼等の爲めに圖りつゝ却つて彼をして窮地に陷らしむる所以であつて思はざるも亦甚だしきものである、之を要するに理想に走るの結果現實の最も大切なるを忘れ又現實に偏するの結果理想の最も尊ぶべきを忘れ、終に兩者の調和に就て正當を缺く事が現代の最大通弊だと思ふ。」

第二　政府の言論取締

本年度に於ける政府の言論取締は例年と異り鮮かな手際を示した。行政部の處置が行屆かない場合等は司法部において甲斐々々しく處分するといふ風であつて集合の席上や新聞雜誌上のものは勿論個人間の談話にさへ及んだと考へられた場合までである。而してこの政府當局の活動の理論的基礎には本年度において別に變つたと認むべきものはない。何となれば檢事總長の各府縣警察部長に對する訓令には、「言論の內容が國本を害し國家組織の根柢を動かさんとし又は風俗を害し安寧秩序を紊すべき事項を包含するものは斷乎として之れを糺斷すべし」との趣旨が述べられ、內務大臣の地方官會議における演說には、「古來の我が國民道德の如きは外相形式において時代に順應變化せるもその眞髓に至りては百千年の洗錬を經て萬古不易の眞理を藏するものなるを疑はず」との意味が說かれてあり、其他總理大臣等當局の所說について見るもその軌を一にする所、例に依つて例の如きものであるからである。唯本年度の言論界において著しき點の一は國家權力に對する言議が盛となり當局は之に對して特に神經的に之を取扱つたことであつた。思想の發表に對する政府の方針態度又は人間の思想が國家權力に對しては全く盲目であり若しくは傳習的であるべきや否やの問題は茲にはこれを述べないが唯上述の際立つた政府當局の取締方と言論界の著しき傾向とは相關的であつた事實を認めざるを得ない。左に列擧する司法當局の取扱つた筆禍事件の主なるものはこの間の關係を明にするに足るであらう。

「クロポトキンの社會思想研究」と題する論文を東京帝國大學經濟學部機關雜誌「經濟學研究」一月號に揭載した同誌編輯人兼發行人同大學助敎授（現に免職）大內兵衛氏及び筆者同助敎授（現に免職）森戸辰男氏に關する事件、「支配より監理へ制御より自由へ」と題する論文を雜誌青年改造二月號に揭載した筆者早稻田大學講師帆足理一郎氏其他發行人編輯人に關する事件、「權力の國より自由の國へ」と題する論文を雜誌內外時論三月號に揭載した筆者野村善兵衛氏及び發行人編輯人の事件、露國過激派の宣傳ビラを謄寫配布したといふ事由から起きた早稻田大學敎授木村久一氏及び信定瀧太郎氏に關する事件、「續世相審かし記」と題する論文を雜誌「東方時論」九月號に揭載した筆者辯護士法學博士青木徹二氏及び發行人編輯人の事件。

夥しき新聞雜誌等の發賣禁止等については、救世軍の「開戰」「夜襲」等の用語まで

警視廳の注意を引くに至つた今日、ここに記述するまでの必要を認めざるも唯だ本年度に於て内務省警保局及び警視廳における檢閲機關の擴張を見るに至りたること、司法當局が内務當局の取締を以て緩漫なりとして不滿の意を表せること、及び左記の如く輸入書籍に對する統制計劃を見るに至りたることは注意に値するであらう。

「發賣禁止や發行停止の寶刀を振り廻して出版物を取締つて居た内務省では今度新しくブックリストを作り輸入原書にまで或制限を設け丸善書店あたりにも内命して、極端なものは取扱はせないやうにと布令があつた。此れでは折角の好書家も悲觀するし學者達も大恐慌を來たす事になる譯である。丸善書店洋書部に田中主任を訪へば『實は内務省からも内談的の交渉を受けたので革命的のものや無政府主義を論じたものや我國體に關係のあるものはなるべく賣捌かぬ方針を取り又新らしい註文のあつた場合は早速ブック、リストに照り合せて安全なもの丈け輸入して居りますが先づ問題のものはクロポトキンの「コンケスト、オヴ、ブレッド」「メモアー、オヴ、レヴオリユショニスト」「コンミニスト、マニフエスト」をはじめモウパッサンの創作や裸體畫の一部であつて警視廳の高等課でも隨分注意をして居る樣に思はれます』云々」（讀賣新聞十一月十五日所載）

公會の席上における辯論の取締については社會主義同盟、自由人聯盟の場合におけるが如く當局の裁斷のまゝに、開會をすると何の口を開く間もない間に、電光石火の間に閉會された例も少くなかつた。而もかゝる官權の峻烈にあきたらぬと云ふのが近來は官憲の取締以外には新しく篤志取締の役に當るものも出たと傳へられてゐる。國粹團の一部の如きはそれである。

最後に當局の方針を間接的に觀得るものとして東京帝國大學文學部内に神道講座の設置されたこと、内務省の事業として民力涵養の名によつて、保守的思想が宣傳されたこと、又同じ内務省の計畫として新思想に新解釋をほどこして公民讀本を全國青年に領布する案があること、又大學者達を官選して思想宣傳をやる案があると傳へられてゐること等を列擧して置かう。

尚又新聞紙法の改正は第四十四議會に提出すべくて内務省に於て大體成案を取纒め得たので陸軍海軍及外務の關係各省の會議に附するのも近かるべしと看做されてゐた所が昨今に至り僅一二箇所の事項が暗礁となつて省内の意見一致せず而も其問題となれる事項は何れも言論取締上に於ける根幹ともいふべき重要箇所なので徹底的に愼重審議を繰返しつゝある次第である立法諮詢當局と實行當局との間に意見の杆格あり或は結局今期議會に提案不可能ではなからうかといふ元來現行新聞紙法中既に改正することに省議の決定したのは

一、發行禁止處分の廢止
一、發行編輯署名人の形式的處罰制度を廢し實際の執筆、編輯、發行責任者を處罰すること

一、現行法第四十條、第四十一條、第四十二條に於ける罰則中體刑(禁錮)刑罰に就ては現行法と殆んど相違なきも罰金は現行法に於て最高三百圓なるを其率を遙かに引上げて最高千圓以上となせること

一、保證金制度は全廢と非全廢及非全廢ならば寧ろ其金額增加說がある大勢に於ては全廢說稍々有力であるけれど未だ最後の決定を見ないが要するに存廢何れとも重大視せられてゐない

夫れから右の外の條條に就ては概ね枝葉の問題で何れに改正さるゝも取立てゝいふ程の價値はないが獨り現行法の第廿三條改正に就ては言論取締りの眼目だけに硬軟兩論あり而も双方相下らぬため全く行詰りの狀態にある卽ち第廿三條中の『安寧秩序を紊し』云々の內容を具體化することを以て改正の眼目とするの主意の下に新に揭載差止事項に對し列擧主義を執つた所省內の意見中列擧する事餘りに細密に亘れば言論取締を却つて嚴にする結果となり現行法改正の精神に矛盾を來たすこととなる又之と反對に列擧項目を少くし其字句を抽象的に濟まして置けば現行法の安寧秩序の四文字と相距ること遠からず之れ又事實上改正の精神何れにありやといふ結果となる而も現行法は列擧主義でこそなけれ第十九、第廿、第廿一、第廿三の各條中に

一、公判に付する前に豫審の內容及檢事の差止めたる事項

一、官署、公署又は法令を以て組織して議會に於て公にせざる文書又は議事を許可なくして揭載禁止

一、犯罪を煽動、曲庇及犯罪人若しくば刑事被告人を賞恤或は救護するを得ず

一、安寧秩序を紊し風俗を害する記事

一、軍事外交に關する秘密事項

等を明記し其の揭載を禁止してゐるのだから愈々列擧主義を標榜して之を改正するとせば少くも現行法以上に具體的でなくてはならない然るに這は實際問題として頗る困難であり容易に意見の一致點を見難き形勢となるや省內の一高官の如きは斯かる點で行惱むとせば寧ろ安寧秩序を紊すといふ從來の空漠たる理由で押進んだ方が幾多の判決例もあることとて差押へ處分の標準が立つとの意見を洩してゐる程で要するに今日の所新聞紙法の改正案は眼目たる僅か一二箇所で行惱んでゐると見るのが事實で政府の最高首腦者が時代の大勢に順應するため是非共今期議會中に改正案を提出せん決心を立て天降り的に內務省の硬軟兩論者間を鎭定せば兎も角も然らざる限り省內に於て意見不一致のものを他省及法制局に廻すことは能はずと明言してゐる以上第四十四議會は結局提案の運びとならぬかも知れない形勢にあるとのことである。

第三　思想及び出版物の傾向

左に揭ぐるものは內務當局の調査なるものに依つたのである多少議論の餘地は存するけれども一應大勢を知るの便利があらう。

イ　思想上の傾向

世界戰亂以來社會問題、勞働問題等時代思想の我國に侵入し來るや之れに對する研究論議遽に起り所謂民本主義的思想は一つの時代思想を形成し國民思想の根柢に動搖を與へたるは否定すべからざる事

實なり今言論界を通じて其思想變遷の跡を大觀するに大正五六七年の三箇年はデモクラシー論全盛を極めたるも其主張は政治の目的に關する主義として政黨政治責任内閣又は普通選擧制を唱へ專ら政治の範圍に止りしが大正八年に入りてより漸くその圏内を脱し、各般の生活に亘りてデモクラシー論唱道せられ就中ソシアルデモクラシーに關する論議は急速に成長し論點の細目に入り言論界空前の盛況を呈したり右の狀況を細別すれば八年初期よりして同年中マルクス全盛時代とも謂ふべくマルクス又はマルクス派社會主義の研究批判盛んなりしが九年に至りマルクスに關するもの漸く下火となり之れに代ふるにラツセル思想の旺盛を見殆んどマルクスを凌駕せんとするの勢ひを示したり之れマルクスの物質主義現實主義に慊らずしてラツセルの理想主義、精神主義を歡迎したるに基因するものゝ如し、此の頃より我が國思想家中にも文化主義、人道主義を提唱宣傳するもの現はれ眞面目なる學究的思想起るに至れり、ラツセルと相並んで昨年後半期より研究せらるゝに至りたるものにギルド社會主義、修正派社會主義、サンヂカリズム、IWW等あれども未だ廣く世に紹介せらるゝに至らず、又クロポトキン思想は本年一月所謂森戸事件なるものに依り流行の端を開きたるも極一時的傾向に過ぎざりしが如く、尚ほ特に最近に於ける思想の一傾向として認めらるゝものに過激思想あり此の思想の趨向に對しては殊に戒愼を要するものあり思想變遷の推移斯くの如くにして之を大正五年頃に比すれは實に隔世の感あり而して思想研究の論議は未だ多く外國書の飜譯的思想横行の時代に屬すると雖も一般言論界の傾向は漸く單純なる飜譯的紹介より批判に趨ふもの多きを加へ所謂同化、咀嚼に意を致せる如き良傾向を見つゝあるが勞働問題に對しては尚未だ飜譯的思想時代たるを免れず。

ロ　出版物の傾向

新聞紙法に依り發行せらるゝものゝ内時事を論ずる新聞(月四回以上發行のもの)は大正四年頃迄は六百種内外であつたが、六年には六百六十六種となり八年には一躍七百九十八種となり更に九年五月の最高潮期に於ては八百三十九種の多數を算するに至つた、又雜誌(月三回以下のもの)大正四年には一千百四十種だつたが漸次增加し七年には千四百四十二種となり本年五月には一千八百二十四種の多數に達した、又思想問題、勞働問題に關する主なる單行本に就て見るに大正六年には二十一種、七年には四十九種に過ぎなかつたものが八年には一躍百九十種に上り九年(十二月二十五日迄)には百八十九種に及んだ尤も六月以降に於て、此等刊行物の廢刊せるもの頻出し去る十一月末現在に於て新聞は八百三十六種となり雜誌は千八百十九種に減じ單行本も亦漸く出版難の聲を聞くやうになつたが之れ一般經濟界の不況に基因する所であるとは云へ一方從來の如き飜譯的思想の漸く時代の流行を離れ眞摯な研究的思想の歡迎せられる事を實

證したものであらう。

第四　婦人運動

概　說

大正九年は婦人にとつては記憶すべき多くのものを持つた年である。これまでも、婦人の社會的運動が無かつたでもないがその多くは上流女子の虚榮的閑事業であるか、それでなければ行樂的遊戯會であつた、從つてその動機に於て、內容に於て極めて貧弱な又社會的に無效果のものばかりである。今年度に於ける婦人の社會的活動も亦舊套を脱し得たとは云へないけれども、兎も角も多少の現實味を加へ政治と實生活とに觸れようとして來た。その重なるものは治安警察法の改正と生活の局部的改善と半ばは好奇心にそゝられた社會問題の研究會の開催とに過ぎないから、中產階級女子の閑事業であらうとも云へようが、又或意味に於ては來るべき種々の形態の婦人運動に巨大なる第一歩を踏み出したものとも云へる。尙本節については、婦人職業問題の編參照を乞ふ。

新婦人協會

これは平塚明、市川房枝兩氏等を中心として起つた會で、大正九年三月二十八日に發會式を擧げ、東京市外田端四四五平塚方に事務所を置いてゐる。婦人相互間の團結を計り、或は婦人の利益を增進し、權利の獲得をなし其の進歩向上の目的を達しやうとの意氣込で政治法律部、社會部、教育部、衣食住部の四の研究部を組織し、各部で各々の研究調査に從事すると共に、之が實際運動をも行ふことにしてゐる。其の最初の一つの運動として、左の二通の請願書を四十三議會へ提出した。

一、治安警察法第五條修正の請願書

治安警察法第五條第一項中の「五、女子」の三字及第二項中の「女子及」の三字を削除されん事

二、花柳病男子の結婚制限に關する請願書

民法親族篇第三章婚姻の規定中の適當なる個所へ左の意味の條項を追加されん事

(一)現在花柳病に罹れる男子は、結婚する事を得ず

(一)結婚せんとするの男子は、先づ相手たる女子に、醫師の健康診斷書を提出し、花柳病患者に非ざる旨を證明すべし

(一)此の證明書は婚姻の屆出に添へて戸籍吏に提出すべし

(一)結婚後夫が花柳病を隱蔽せる事を發見せる場合は婚姻の取消をなすことを得

(一)結婚後夫が花柳病に罹れる場合又は病毒を夫より感染したる場合妻は離婚を請求する事を得

(一)夫より病毒を感染したる場合は妻は離婚後も男子に對し全治迄の生活費と治療費と相當の慰藉料とを請求する事を得

四十三議會では右第一の方は改正法案として提出され、第二は不採擇に終つた。しかし猶四十四議會には右の二條修正の外

一、衆議院議員選擧法第八條第一號中の「タル男子」を削る事

一、同法同條第三號を削る事

の一を加へて以上三つの事の請願をするの筈であると、

其の他政治法律講習會を夏期一週間お茶水作樂館に開催して一般婦人のために公開した。又機關雜誌「女性同盟」を十月から月刊として發行する外全國女教員との懇談會開催や印刷物配布宣傳等を行つてゐる。

婦人矯風會

會員三千五百餘、支部會數八十三を有してゐる同會では、公娼全滅、海外醜業婦問題、酒造全廢の請願書を四十二、三、兩議會へ提出した。猶同會々頭矢島氏は、四月に開催された萬國矯風會大會に日本支部會を代表して出張され、同じく四月五日より三日間横濱市に內國大會を催し、矯風事業に就ても一層の努力をすべく協議した。猶地方では、在日本西洋婦人矯風大會、上州支部會九州支部會、大阪支部會などの大集會を開き、少年教育や一般社會教育、特に禁酒運動、廢娼運動を盛に行ひ、ために熊本、金澤、鎌倉にも少年禁酒會が組織され、岡山では中島遊廓全廢運動に稍々成功し、和歌山でもその方面に大いに成功を見るに至つた。

第二回婦人會關西聯合大會

昨秋第一回の大會を開いた大阪朝日新聞社主催の關西婦人會聯合大會は、十月二十五日第二回の會合を大阪中ノ島公會堂に於て開催した。大會に先だち同日午前中は朝日新聞社樓上大廣間に於て、關西各婦人會代表者百五名出席、婦人矯風會大阪支部長林歌子氏を座長に推し、各婦人團體提出の左の議案を討議した。

一、生活改善の根本條件として男女の貞操を純潔ならしめるため廢娼の氣風を盛ならしめること
一、次代に於ける國民の心身の健全を圖るため酒毒の大なる事を宣傳すること
一、衞生上、風儀上、服裝の改良に留意し、特に肌着の(上下)改良を圖ること
一、婦人衞生思想を涵養する事の急務
一、結婚制度の改善
一、男尊女卑の習慣を打破する事
一、婦人の仕事を主婦の仕事と下女の仕事と分類しては如何
一、一般婦人の精神修養を徹底せしむる方法如何
一、輕佻浮華及び奢侈の觀念を矯正せしむる方法如何
一、地方婦人の品性知識を發達向上せしむる方法如何
一、聯合婦人會と所屬各婦人會との聯絡を一層密にする方法
一、聯合婦人會經費支出方法
一、各地聯合婦人會の施設事業を承りたし
一、現行法律を男女同等の恩惠に浴し得る法律に改正せられん事を要求するの件
一、地方婦人の讀書力養成の方法
一、宇宙を我家として人類を同胞として人となる道
一、夫の好伴侶として精神に肉體に苦樂を分つ女たるの道
一、慈愛深き母として國家の後繼者たる子女を教養するの道
一、體育上より見たる女兒の服裝
一、大阪市內各婦人會が提出したき事
一、衣食住の改良について日常生活上直に實行に着手し得べき手近き改良は何か
一、中學校、高等女學校入學試驗準備教授の弊害を改善すべき必要上先づ家庭の覺醒すべき點
一、普通教育程度の兒童の爲め家庭より學校に要求すべき件
一、婦人向上の標語を定むる事
一、禁酒を實行せしむる方法如何
一、婦人の向上を圖る一手段として、婦人の出入する場所例へば髮結床、又は浴場の如き場所を利用する事
一、人種差別及階級的觀念を去り眞の友情を現すこと
一、家庭と宗教、如何にして家庭に於て眞の神を其の子女に幼少よりして敎ふべきや
一、婦人の革新運動を健全に指導すべき機關雜誌を發行すること
一、民法上の婦人の地位に就ての研究

零時十五分より愈々大會は開かれたが、

會するもの五千。代表者會の報告後、婦人と國際的關係、禁酒について、婦人革新運動を成功せしむるに就ての決心、排日問題に就て、と云ふ題下に會員の五分間演說があり、次で「愛國心の進化」、杉森孝次郎氏、「新しき建設の爲に」、千葉安良女史、「眞の美しき生活」、本野精吾氏の講演があつて最後にピアノ獨奏及び獨唱があつて閉會となつた。猶同社主催又は後援となつて關西各地に開催された婦人會は大小併せて三十餘、其の他各郡、町、村に新に組織され又は大會の催されたものが多數ある。

櫻楓會

日本女子大學校卒業生からなる櫻楓會は、今年新に研究調査部を設け、婦人問題、國際問題、時事問題を研究すると共に、衣食住の調査研究及びその實行を奬勵し、婦人一般の智識を進め、新時代の婦人を作らうとしてゐるが、事業部の今年の事業としては家庭購買會を起したことを初として、婦人問題講演會を開催し一般婦人にも開放し、猶內務省から低利資金として借り受けた六萬圓を以て、校內の後庭の空地に建坪二百十二坪、室數四十程の家屋を建築し、獨身職業婦人のためのアパートメントハウスを作ることゝし既に着手した。

大阪支部會では、大阪毎日新聞社が後援して、四月二十日から五月末日まで大阪商品陳列場に生活改造博覽會を開いた。出品數千點を飲食物の部、被服の部、住居の部、儀禮社交公德の部、家庭內職の部、雜の部に分類し有益な會であつたが、一千圓の賞を懸けて全國より募集した生活改造案に對する審査授賞などもあつて、毎日三千餘人の入場者をみた。

佐保會

奈良女子高等師範學校の卒業生をもつて組織されてある佐保會は、內部がほゞ充實して來た今年度から大いに社會的活動を初めるべき計畫を立て、先づ校內に婦人文化講座なるものを組織し、一般婦人に公開し、猶講話の材料を印刷に附して會員は勿論、出來得る限り有志の人々に配付してゐる外、社會講演會を各地に開催して社會一般婦人の向上のために努力してゐる。

佛教婦人青年會

全國各地に會員を有してゐる同會は、本部を東京に置き、佛教主義に基づいて青年女子の信念を涵養し、家庭社會の改善進步を圖る事を目的として種々の事業をしてゐる。即ち講演會を毎週一回お茶の水女子高等師範內作樂館に催し、哲學、宗教、文學、法律、經濟等の研究をし、一般婦人にも開放してゐるが、社會事業としては敬老會、愛幼會を開き、教愛の念を養ひ、一般人の新舊思想の緩和を計り、又貧民慰籍などをしてゐる。又一會員を帝大國文科聽講生として會を代表して入學させてゐるが、猶來年からは會員中から選拔して各大學の聽講生を出す外、女學生監督のために寄宿舍も設立中。

帝國婦人共愛會

本郷湯島梅園町の同會は、勞働婦人、とりわけ家庭向きの女中改善救濟運動を徹底的に行ふために、今年明治神宮の祭典の際は千駄ケ谷、代々木驛附近にパウリスタ

の和洋書食店を開業し、其の純益金を以て女中の寄宿舍を建てるまでに運んだが、此の寄宿舍に女中志願者を收容し、十分に訓練を施して先づ女中を人間扱ひして相當の月給を拂ふ樣に要求し、其の代り女中は責任を以て勤務すると云ふ契約を結んだ後最後の約束をする事にし、又勤務手帳を作り飽く迄女中の向上を圖らうとして居る。現在會員千五百名。

婦人社會問題研究會

西川文子氏を中心として結社されてあつた新眞婦人社では婦人の立場から社會問題を研究したいといふ處から婦人社會問題研究會を設立して二月十四日に發會式を擧げた。同會では社會問題を研究する外婦人の社會教育者社會運動者を養成し又問題ある毎に實際運動を行ひ、猶夏期には婦人大學講座を設けて一般婦人のために學術講演を聽くの便宜を計る事や職業婦人の寄宿舍を設ける事等の實行をし樣としてゐる。今年の仕事としては十一月一日二日の兩日にわたつて明治神宮鎭座祭をトし矯風會の應援を得て青山六丁目善光寺内に於て禁酒宣傳ビラ十萬枚を配布した、而して同會では第四十四議會に禁酒制限に對する法律案の提出を請願する筈である。

第五　社會諸問題と國粹諸團體

イ　國粹會

昨年來東京其の他各他で色々の活動をしてゐた大日本國粹會は本年度に至つて大阪本部を始め各地に支部の設立を見た。同會は如何なる目的を有し又如何なる人々の援助の下にでき上つたものであるかは明らかでないが左に大阪本部の發會式の模樣をかゝげる。

大日本國粹會大阪本部發會式は愈々十二月十五日午後から中之島公園内の大會場で芽出度く擧行された、これより先きその幹部連は午前九時住吉神社に詣でゝ結盟奉告祭を執行し同社宮司にして同會長たる男爵津守國榮氏が式を司どつた、午前十時、約六千の國粹會員は天王寺公園に參集各々白襷を掛けて各組に附いて整列した、同三十分愈よ『從來の社會組織に慊らざる不逞の徒は頻りに民心を煽動誘惑して社會主義又は民主主義の名の下に國家の基礎を顚覆せんとする』といふ危險の輩の度膽を引つコ抜くと云ふ一大示威行列が始まつた、青ズボンの騎馬警官が警蹕を承つて『避けろ〳〵』と遺つて行く、交通巡査が人垣を作る、行列の先頭は副會長谷部照一郎大佐で軍服姿で長劍を馬腹に光らせて威風堂々たるものがある、樂隊行進曲を吹奏する

行列は第一が橋組で酒梅、太政宮、野口、高、淡熊、小松島、阪庄、北畑、上場、鹽飽、小三、上村、山崎、新伊乃、東藤、吉山、吾妻、吉川、直島、鴻池、末廣、船場、川口、南川口の組が組旗、國粹會旗を押樹て〳〵堺筋を中之島公園に向つて行進した四列縱隊で整然たるものだ

『服裝は隨意』であるだけに種々態態沿道に詰めかけた見物人は『ソラ普通禮服に絹帽が居る』『ヤア褐袍がゐまツ』『相撲取りが旗を持つてゐる』『女の人がゐる』と大騷ぎだ、一番多かつたのは法被、紺足袋に麻裏といふいなせな連中である、この大行列は數町に亘り、電車も路を避けさうな勢だ

つた、午後一時半行列全部會場前の綠門を潛り大テント内に吸ひ込まれて了つた、それから發會式となり

先づ佐々木理事長の司會で創立委員長樋口代議士、會長津守男爵、中安理事の會務報告趣意書朗讀等があり第四師團軍樂隊の『君が代』奏樂、勅語捧讀、東京の國粹會長磯部四郎、池松知事、町田師團長、池上市長等の祝辭があつて『天皇陛下萬歲』を高唱して閉會した。（大阪朝日新聞十二月十六日所載）

同會の實際の仕事は地方により又時々の事件によつて異る樣である。今その一例として九州で演習の行はれた際その九州本部の活動振を見るに彼等は、憲兵隊並びに警察署の諒解の下に、出沒自在なる機關を組織して舉動不審のもの又は危險の恐れあるものを官憲に報告して東宮殿下御通過の沿道を警護したといふことである。又彼等は政治運動にも利用されると見えて三月中旬に頭領十數名收監された事件は延いて諸政治家の間に大疑獄を起すであらうとのことであつた。又危險思想の撲滅は彼等の目的の一つである所といふことであるから社會主義者等が宴會中に彼等に襲擊されたといふことは事實であらう。

ロ　救世團

左記の事情で生れたこの團體は、その成立後或は思想講演を所々に開催し或は尼港事件について憤起して活動した。

「罷業騷ぎ相次で起る此頃、本邦固有の大和魂に傷でも出來ては由々しい大事と大迫陸軍大將自ら陣頭に起ち寺尾享博士理事長として新に大日本救世團なるものが生れ二日午後六時九段の偕行社で發會式を擧げた定刻に至つて寺尾博士開會の辭を述べ且つ同團成立の所以に兼ねて大迫大將を團長に推擧したる曲折を說明し、大迫大將は之に次で壇上に現れ甘んじて團長の職に就くの意を披瀝して民心の歸嚮を憂ふるの挨拶をする寺尾博士再び起つて同團成立の動機其他に就き詳細に說明し野澤、本田（創立者）兩理事より抱負を披瀝する處ありて會を閉ぢ食堂に入り大迫大將の發聲にて陛下の萬歲を三唱し田中智學氏と來賓の田尻東京市長等の演說あり同九時散會した。參會者の重なるものは前記頭山滿、田中智學、長崎省吾、佐藤鐵太郎、本多日生、棚橋絢子の本團關係者を始め田中陸相、加藤海相、中橋文相、島村軍令部長其他阿部知事、岡警視總監の各代理で却々賑つた。」（中外新聞五月四日所載）

ハ　神職大會

愛知、岐阜、靜岡、長野、三重五縣聯合大會は六月六日三重縣宇治に會合し左の通り決議した。

一、小學校兒童に神社參拜の意義を徹底せしむる適當なる方法を講ぜられたき事

一、神社參拜の拜辭を作製せられたき事（以上愛知縣神職會提出）

一、府縣社以下神社經費を府縣郡市町村費を以て支辨する事を其筋へ建議する事（靜岡縣神職會提出）

一、公會る席上に於て天照大神の御神勅を奉讀せしむる樣其筋へ建議する事（岐阜縣神德會可兒郡支部提出）

此外子爵岩城隆德氏等の國家主義同盟、正親町伯等の皇道會、法學博士上杉愼吉氏等の興國同志會（同會はいろ〳〵と改革されたといひ上杉氏とは關係がないといふ

が世間には上記の通りに了解されてゐる）等この種の團體の存することは列擧するに堪えない程であることは勿論である。

第六　徴兵檢査の成績

近來都市は軍國主義の暗礁であることを證明する事實が少からず表はれて來た。シベリア出征軍人中工業都市出のものが從順であつたかどうかといふことはここに言はないとしても都市に起る勞働爭議や總選擧において軍事當局の方針に反して在鄕軍人の團體が少からず關與するに至るやうになつたことは實際である。又本年度の徴兵檢査においては、都會地の成績は憂ふべき風潮を暗示するものであるとのことである。今左に陸軍省の調査を見るに、

大正八年度の壯丁は適齡者五十萬四千七百六十二名前年假決者十一萬二百九十六名合計六十一萬五千五十八名にして前年度より適齡者一萬七千八百九十一名を減少し前年假決者二千六百五十六名を增加し總計一萬五千二百卅五名を減少せり

尙壯丁の敎育程度は全然讀書算術を知らざる者全國を通じ受檢壯丁千名に對し約十六名の割合を示し體量は五尺三寸以上の者平均十四貫八百十一匁五尺以上五尺三寸未滿の者平均十三貫五百六匁總平均十三貫八百卅七匁にして前年度より五尺三寸以上の者卅四匁五尺三寸未滿の者二匁減少したる割合なるも身長に於ては千名中五尺三寸以上の者三百八十八名を算し前年度より千名に付き十四名を增加し漸次身長の增大するを認めらるゝは例年に比し成績優良となれるものと見るべきも一方徴兵忌避者の激增せる傾向あるは、最も憂ふべき事なり由來兵役義務尊重に關する國民一般の觀念は敎育の普及軍隊と地方との連絡及在鄕軍人會の發展等に依り逐年其の向上を促し壯丁の士氣益々旺盛となるべき筈なるに却つて右の如き趨勢あるは最近時代思潮の變遷と共に著しく國民の健全思想に影響を及ぼしたる結果なるべく特に都市及其附近居住者間に甚だしきものあり又敎育高き者に比較的忌避者多きは頗る慨嘆に堪へざる所にして全國を通じ忌避の爲め處刑せられたる者二百八十五名其の疑ひある者千四百九十八名を算し前年度（大正七年度）より處刑者五十七名其の疑ひある者二百八十三名の增加を示せり尙ほ壯丁中事故の爲め應召する能はざりし者は左の如し。

一、家族自活し能はざるの故を以て徴集を延期せる者三百七十二名
二、學生の徴集猶豫四萬九千八百五十二名
三、在外徴集猶豫三萬二千二百卅六名
四、逃亡失踪所在不明の爲め徴集を延期せる者一萬五千七百六十名
五、處刑の爲め兵役に服することを許さゞる者百七十一名
六、犯罪若は裁判未決の爲め徴集を延期したる者三千六百三十九名
七、疾病其の他の事故に因り徴集を延期したる者五千二百名
八、故無く徴兵檢査に出頭せざる爲め徴集を延期したる者三千六十五名

附錄　現行法規

工場法（明治四十四年三月二十九日法律第四十六號）

第一條　本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一　當時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

一　事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衞生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條　工業主ハ十二歲未滿ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歲以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ關スル條件ヲ附シテ十歲以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

第三條　工場主ハ十五歲未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以內延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條　工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行十五年後ハ十四歲未滿ノ者及二十歲未滿ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一　一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

二　夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

三　晝夜連續作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ揭ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六條　職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條　工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第八條　天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ第四條及第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ屆出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以內延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限リ就業時間ヲ一時間以內延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間內ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條　工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、檢査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條　工業主ハ十五歲未滿ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衞生上有害ナル場所

ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條　前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條　主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條　行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十四條　當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第十五條　職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

第十六條　職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條　職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條　工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條　前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此限ニ在ラス

工業營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナルトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條　第二條乃至第五條、第七條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ若ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲ササル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條　工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代理者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限リニ在ラス

第二十三條　本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條　主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正五年勅令第百五十六號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行）

工場法施行令（大正五年八月三日勅令第百九十三號）

第一章　通則

第一條　左ニ掲クル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ農商務大臣ノ定ムル原動機ヲ用ヰルモノハ此ノ限ニ在ラス

菓子、飴又ハ麵麭ノ製造
寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ麩ノ製造
清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、酢、醬油又ハ味噌ノ製造
行季、簾、籠、和傘骨其ノ他ノ杞柳、籐、竹、篠、經木、蔓、莖又ハ藁ノ手工品ノ製造
經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製
「アタン」、「パナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製
扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造
紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造
形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造
被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫
手工ニ依ル組紐ノ編製
刺繍、「レース」、「パテンレース」又ハ「ドローンウオーク」ノ業

第二條　鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス

第三條　左ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス
毒劇物又ハ毒藥ノ製造
動物ノ剝製
金屬ノ熔融又ハ精煉
水銀ヲ用ヰル計器ノ製造
燐寸ノ製造
火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
塗料又ハ顔料ノ製造
「エーテル」ノ製造
溶劑ヲ用ヰル護謨製品ノ製造
脂肪油ノ精製
溶劑ヲ用ヰル油脂ノ採收
「ボイル」油ノ製造
礦油ノ蒸溜又ハ精製
乾燥油又ハ溶劑ヲ用ヰル擬革紙布又ハ防水紙類ノ製造
亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用ヰル事業
金屬、骨、角又ハ貝殼ノ乾燥研磨
硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎
織物又ハ編物ノ起毛
製棉
廐ノ梳解
其ノ他農商務大臣ノ命令ヲ以テ指定シタル事業

第二章　職工又ハ其ノ遺族ノ扶助

第四條　職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタシトキハ工業主ハ當該職工ノ重大ナル過失ニ因ルコトヲ證明シタル場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得
前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコトナシ

第五條　職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ爲シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第六條　職工療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金二分ノ一以上ノ扶助料ヲ支給スヘシ但シ其ノ支給引續キ三月以上ニ渉リタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ賃金三分ノ一迄ニ減スルコトヲ得

第七條　職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ工業主ハ左ニ掲クル區別ニ依リ扶助料ヲ支給スヘシ
一　終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ　賃金百七十日分以上
二　終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ　賃金百五十日分以上
三　從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサル者又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者　賃金百日分以上
四　身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スル事ヲ得ルモノ　賃金三十日分以上

第八條　職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族ニ賃金百七十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條　職工死亡シタルトキハ工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ十圓以上ノ葬祭料ヲスヘシ

第十條　遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス
配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親

等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條　前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一　職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二　男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三　直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

四　前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條　第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

一　職工ノ家督相續人又ハ戸主

二　職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者

三　職工ノ親族又ハ職工ト同一ノ家ニ在ル者ニシテ職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條　第六條ノ規定ニ依ル扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ第五條ノ規定ニ依ル費用ヲ本人ニ支給スル場合亦同シ

第十四條　第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ工業主ハ賃金百七十日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第十五條　工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

一　職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二　扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十六條　第六條乃至第八條及第十四條ノ規定ニ依ル扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一　定額ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額

二　稼高又ハ就業時間ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前就業三十日ノ賃金ノ平均額但シ就業三十日ニ滿タサルトキハ其ノ賃金ノ平均額トス

三　前二號ノ規定ニ依リ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ニ於テ定ムル金額但シ扶助規則ニ定ナキトキハ地方長官之ヲ定ム

第十七條　前條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ金額ヲ算出スル場合ニ於テ工業主カ食事其ノ他ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ價額ハ之ヲ金額中ニ加算ス

第十八條　地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、第七條各號ニ掲クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

第十九條　工業主ハ扶助規則ヲ調成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ扶助規則ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

地方長官必要ト認ムルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十條　官立工場ニ於ケル職工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

第三章　職工ノ雇入、解雇及周旋

第二十一條　工業主ハ職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ

職工名簿ニ記載スヘキ事項ニ關シテハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條　職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支拂フヘシ

第二十三條　工業主ハ職工ノ死亡若ハ解雇ノ場合又ハ農商務大臣ノ定ムル場合ニ於テ權利者ノ請求アリタルトキハ遲滯ナク賃金ヲ支拂フヘシ

前項ノ場合ニ於テ積立金、信認金其ノ他何等

ノ名義ヲ用ヰルニ拘ラス職工ノ貯蓄金ハ遲滯ナク之ヲ返還スヘシ

第二十四條　工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契約又ハ工業主ノ受クヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スル契約ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ノ事項ニ付豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給與ヲ爲スコト

二　職工カ雇入契約ニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セラルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルコト

第二十五條　職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條　尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十七條　未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ又ハ第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工若ハ第七條第一號第二號ニ該當スル職工解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日內ニ歸鄉スル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廢止セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日內ニ歸鄉スル場合亦同シ

第十八條ノ規定ハ前項ノ旅費ニ關シ之ヲ準用ス

第四章　徒弟

第二十八條　工場ニ收容スル徒弟ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一　一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト

二　一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト

三　品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト

四　地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セラルルコト

第二十九條　工業主前條第四號ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一　徒弟ノ員數

二　徒弟ノ年齡

三　指導者ノ資格

四　教習ノ事項及期間

五　就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間

六　休日及休憩ニ關スル事項

七　品性修養ニ關スル監督ノ方法

八　給與ノ方法

九　第三十條ノ規定ニ依リ設クル規定

十　徒弟契約ノ條項

第三十條　徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付十五歲未滿ノ者又ハ女子ニ關スル工場法ノ規定ニ準據シテ危險ヲ避ケ及衞生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第二十六條及之ニ關スル罰則ハ徒弟ノ收容ニ之ヲ準用ス

第三十一條　地方長官ハ工業主ニ於テ第二十八條第四號ノ規程ニ違ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ第二十八條第四號ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十二條　第二十八條ノ條件ヲ具備セサル者ニ對シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用ヰルニ拘ラス職工ニ關スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第二十八條第四號ノ認可ヲ取消サレタルトキ從來ノ徒弟ニ付亦同シ

第五章　罰則

第三十三條　工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　地方長官ノ爲シタル扶助規則變更ノ命令ニ違反シタルトキ

二　職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用ヰタルトキ

三　第二十四條ニ違反シ又ハ同條但書ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ違反シタルトキ

四　不正ニ扶助義務ノ全部若クハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルトキ

五　不正ニ賃金支拂ノ義務、職工ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ第二十七條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レムトスルノ所爲ヲ爲シタルトキ

六　第二十五條ノ認可ヲ受ケス又ハ認可ヲ受ケタル方法ニ依ラスシテ職工ノ貯蓄金ヲ管理シタルトキ

七　第二十六條ノ認可ヲ受ケスシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シタルトキ

八　第二十八條第四號ノ規程又ハ第三十一條ノ規程ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シタルトキ

工業主ノ爲ニスル職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用ヰタル者又ハ工業主ヲシテ不正ニ前項第四號若ハ第五號ニ揭クル義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメ若ハ免レシメムトスルノ所爲ヲ爲シタル者ハ罰前項ニ同シ但シ其ノ者ノ所爲ニ付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條　職工ノ周旋ニ付詐術ヲ用ヰタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條　工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　職工名簿ノ調製又ハ備付ヲ怠リタルトキ

二　扶助規則ノ作成若ハ屆出ヲ怠リタルトキ

三　通貨ニ非サルモノヲ以テ賃金ヲ支拂ヒタルトキ

第三十六條　本令ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之レニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附　則

第三十七條　本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條　第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間本令施行前ノ契約ニ之ヲ適用セス

賃金ノ支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習アルトキハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本令施行後三年內其ノ慣習ニ依ル支拂期ヲ延長セサル限度ニ於テ支拂期ヲ定ムル契約ヲ爲スコトヲ得

第三十九條　本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四月內ハ第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本令施行ノ際職工ノ貯蓄金ヲ管理シ又ハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ若ハ徒弟トシテ收容スル工業主前項ノ期間內ニ第二十五條、第二十六條又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請シタルトキハ之ニ對スル行政處分アル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第二項ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第四十條　現行ノ命令ハ工場法又ハ本令ニ牴觸セサル限リ本令施行ノ爲其ノ效力ヲ妨ケラルルコトナシ

第四十一條　本令ニ定ムルモノノ外主務大臣及地方長官ハ職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締其ノ他本令施行ノ爲必要ナル事項ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

第四十二條　本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

工場法施行規則

（大正五年八月三日農商務省令第十九號）

第一條　工場法施行令第一條ノ規則ニ依ル原動機ハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ペルトン水車及電動機トス

第二條　工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ屆出ニ付亦同シ

第三條　器械生絲製造ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後五年間ハ十四時間迄其ノ後十年間ハ十三時間迄延長スルコトヲ得

織物及編物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後二年間ハ十四時間迄延長スルコトヲ得

第四條　工場法第五條第一項ニ揭クル業務ノ種類左ノ如シ

一　魚介ノ罐詰、罐詰、鹽藏、燻製、煮乾其ノ他腐敗又ハ變質ヲ防止スルニ必要ナル業務

二　新聞紙ノ印刷ニ關スル業務

第五條　工場法第九條ニ揭クル業務ノ範圍左ノ如シ

一　原動機、電氣機械其ノ他ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ附屬スル勢輪（クランクスペット）、曲柄、連接桿（コネクチングロット）、聯桿器（ピストンロッド）、喞子桿、發電氣ノ「コンミュテータ」、轉子（カップリング）、銳利ナル刀物、齒輪、調帶車、車軸、車軸接手又ハ之ニ準スヘキ危險ナル部分ヲ其ノ運轉中ニ掃除、注油、檢査又ハ修繕

スル業務

二　危險ナル方法ニ依リ運轉中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ又ハ取外シヲ爲ス業務

三　汽罐ノ焚火、給水弁、阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱

四　發電氣、電動機、發電氣ノ抵抗器若ハ變壓器ノ取扱又ハ高壓電線ノ接續

五　錫機ニ木材ヲ給給スル業務

六　危險ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニシテ完全ナル柵圍其他危害豫防裝置ナキモノ又ハ之ニ準スヘキモノニ接近シテ行フ業務

七　完全ナル柵圍其他ノ危害豫防裝置ナキ車軸道、足場其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第六條　工場法第十條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

一　砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、黃燐、硫化燐、チアン水素酸、「チアンカリウム」、フルオール水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトロン、石炭酸其ノ他之ニ準スヘキ毒劇性料品ヲ取扱フ業務

二　「カリウム」、「ナトリウム」、過酸化ナトリウム、「エーテル」、石油ベンヂン、「アルコホル」、二硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ發火性又ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務

三　火藥、爆藥又ハ火工品ヲ取扱フ場所ニ於ケル業務

四　金屬、鑛物、土石、骨、角、檻樓、獸毛、棉、麻藁等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

五　砒素、水銀、黃燐、鉛、チアン水素酸、「フルオール」、「アニリン」、「クロローム」若ハ「クロール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸氣若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

六　多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務又ハ金屬、鑛物、土石類ノ熔融若ハ煆燒ヲ爲ス高熱ノ場所、高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第七條　工場法第十條ノ規定ハ前條第五號及第六號ニ掲クル業務ニ關シ十五歲以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス

第八條　工業主ハ左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此限ニ在ラス

一　精神病

二　癲、肺結核、喉頭結核

三　丹毒、再歸熱、痲疹、流行性腦脊髓膜炎其他之ニ準スヘキ急性熱性病

四　黴毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

五　膿漏性結膜炎、トラホーム（著シク傳染ノ虞アルモノ）其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

工業主ハ肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症增惡ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖健康ノ回復セサル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス但シ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條　工業主ハ產後五週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ產後三週日ヲ經過シタル後醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條　地方長官ハ前二條ニ掲クル場合ノ外工業主ニ對シ病者又ハ產婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

第十一條　工場法第十四條ノ規定ニ依ル證票ハ樣式第一號ニ依ル

第十二條　工業主ハ就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ヲ工場內ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十三條　工業主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシムヘシ

第十四條　職工就業中又ハ工場及附屬建設物內ニ於テ負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ遲滯ナク醫師ヲシテ診斷又檢案ヲ爲サシムベシ

第十五條　工場法施行令第十六條第一號ノ定額又ハ第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナキ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シテ一日ノ賃金又ハ給與ヲ定ム

第十六條　職工名簿ノ記載ハ様式第二號ノ定ム
ル所ニ依ルベシ

第十七條　職工名簿ノ用紙ハ職工ノ死亡又ハ解
雇後五年間之ヲ保存スヘシ

第十八條　工業主カ其ノ職工ニ付工場間ニ又ハ
工場ト工場外トノ間ニ所屬ノ移動ヲ行ヒタル
場合ニ於テハ職工名簿ノ記載ニ付雇入又ハ解
雇アリタルモノト看做ス

第十九條　職工ノ雇入及扶助ニ關スル書類ハ工
場毎ニ之ヲ備置クヘシ
前項ノ雇入ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死
亡ノ日ヨリ三年間、扶助ニ關スル書類ハ扶助
ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十條　工場法施行令第二十三條ノ規定ニ依
リ工場主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ
返還スヘキ場合左ノ如シ
一　職工カ一月以上ニ渉リテ歸郷スルトキ
二　職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツル
トキ
三　其ノ他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場
合

第二十一條　工業主工場管理人選任ノ認可ヲ申
請セムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歴書ヲ添
ヘ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二十二條　工業主ハ左ノ場合ニ於テハ遲滯ナ
ク地方長官ニ屆出ツヘシ
一　工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管
理人ヲ選任シタルトキ
二　工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルト
キ
三　第十七條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依
リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルト
キ

第二十三條　工業主扶助規則ヲ變更セムトスル
トキハ其ノ事項ヲ一月前ニ地方長官ニ屆出ツ
ヘシ

第二十四條　常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル
工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付
テハ工業主ハ様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎
月取纒メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ屆出ツヘ
シ

第二十五條　第八條、第九條、第十二條乃至第十
四條、第十六條、第十七條又ハ第十九條ノ規定
ニ違反シタル者、第十條ノ規定ニ依ル處分ニ
從ハサル者及職工名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ
虚僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又
ハ科料ニ處ス

第二十六條　第二十二條乃至第二十四條ノ屆出
ヲ怠リ又ハ其ノ屆書ニ虚僞ノ記載ヲ爲シタル
者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十七條　本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法
其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所
爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人
戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對
シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ
工場主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スル
コトヲ妨ケス

附　則

第二十八條　本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ
施行ス

第二十九條　本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受ク
ル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ
第十二條、第十三條及第二十四條ノ規定ニ依
ラサルコトヲ得

第三十條　工場法施行ノ際十歳以上十二歳未滿
ノ者ヲ引續キ就業セシムル工業主ハ大正五年
九月三十日迄ニ其ノ氏名、男女別、生年月日
及雇入年月ヲ地方長官ニ屆出ツスシ
前項ノ屆出ヲ怠リタル者又ハ其ノ屆出ニ虚僞
ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ
科料ニ處ス

第三十一條　本則中地方長官トアルハ東京府ニ
於テハ警視總監トス
（様式略ス）

十歳以上十二歳未滿の者の就業許可取扱方（大正五年八月三日農商務省訓令第十號）

工場法第二條第二項ニ依リ十歳以上十二歳未滿
ノ者ノ就業ヲ許可スル場合ノ取扱方左ノ通心得
ヘシ

第一條　輕易ナル業務ノ範圍左ノ如シ
一　菓子、卷煙草、黄燐ヲ使用セサル燐寸（黄
燐ヲ使用スル燐寸ニ付テハ工場法施行後二
年間ヲ限リ之ヲ輕易ナル業務トシテ取扱フ
コトヲ妨ケス）刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ
於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付
二　紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
三　印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折
疊又ハ帶封掛
四　生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理

五　織物工場ニ於ケル筬通、綜絖通、絲ノ手繰又ハ管卷

第二條　地方ノ狀況ニ依リ前條ニ掲クルモノ以外ノ業務ニ付就業ヲ許可セムトスルトキハ其ノ業務ニ付豫メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條　許可ニハ少クトモ左ノ條件ヲ附スヘシ

一　一日ノ就業時間ハ六時間ヲ超エサルコト

二　一日ノ就業時間カ三時間ヲ超ユルトキハ就業時間中ニ三十分以上ノ休憩時間ヲ設クルコト

三　毎月四回以上ノ休日ヲ設クルコト

鑛業法（明治三十八年三月八日法律第四十五號）（抄錄）

第八條　本法ニ於テ鑛夫ト稱スルハ鑛業ニ從事スル勞役者ヲ謂フ

第七十一條　鑛業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ノ定ムル所ニヨリ農商務大臣及鑛山監督署長之ヲ行フ

一　建物及工作ノ保安

二　生命及衞生ノ保護

三　危害ノ豫防其他公益ノ保護

第七十二條　鑛業上危險ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ農商務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命スヘシ急迫ノ必要アルトキハ鑛山監督署長ハ前項ノ處分ヲナスコトヲ得

第七十五條　採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督署長ノ許可ヲ受クヘシ

第七十六條　鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫名簿ヲ鑛業事務所ニ備置クヘシ

第七十七條　鑛業權者鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニヨリ雇傭ノ期間、業務ノ種類、技能、賃金及解雇ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ與フヘシ

第七十八條　鑛業權者ハ毎月一回以上期日ヲ定メ通貨ヲ以テ鑛夫ニ其ノ賃金ヲ支拂フヘシ

第七十九條　農商務大臣ハ命令ヲ以テ鑛夫ノ年齡及就業時間並婦女、幼者ノ勞役ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第八十條　鑛夫自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

鑛夫勞役扶助規則（大正五年八月三日農商務省令第二十一號）

第一條　鑛業法第七十五條ノ規定ニ依ル雇傭勞役規則ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ鑛業着手前鑛務署長ニ其ノ許可ヲ申請スヘシ

一　業務ノ種類

二　雇傭ノ手續

三　解雇ノ事由及手續

四　解雇ノ場合ニ於ケル歸鄕旅費支給ニ關スル事項

五　賃金ノ支拂方法及支拂期日

六　鑛夫ノ貯金其ノ他ノ積立金ヲ管理スルトキハ其ノ方法及拂戻ノ手續

七　鑛夫ノ負擔ニ屬スル作業用品目

八　業務別就業時間及就業時ノ轉換方法

九　休日

十　尋常小學校ノ教科ヲ終了セサル學齡兒童ヲ雇傭スルトキハ就學ニ關シ必要ナル事項

十一　賞與及制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項

第二條　採掘權者ハ雇傭勞役規則ヲ變更セムトスルトキハ鑛務署長ノ許可ヲ受クヘシ

第三條　鑛業權者鑛夫ヲ雇入レタルトキハ鑛夫ハ避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ就業時間、就業時ノ轉換方法及休日ニ關スル事項ニ付雇傭勞役規則ニ依ラサルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ鑛務署長ニ屆出ツヘシ

第三條　鑛業權者鑛夫ヲ雇入レタルトキハ鑛夫名簿ニ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一　氏名

二　生年月日

三　本籍

四　履歷ノ要領

五　業務ノ種類

六　雇入ノ年月日

七　雇傭期間ヲ定メタル者ニ在リテハ其ノ期間

前項ノ規定ニヨリ記載シタル事項ニ異動アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ訂正スヘシ

第四條　鑛業權者鑛夫ヲ解雇シ又ハ鑛夫死亡シタルトキハ鑛夫名簿ニ左ニ掲クル事項ヲ記入シ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ五箇年以上之ヲ保存スヘシ

一　解雇又ハ死亡ノ年月日
二　解雇ノ事由又ハ死亡ノ原因

第五條　採掘權者ハ十二歳未滿ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

第六條　採掘權者ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

第七條　採掘權者ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　採掘權者ハ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十五歳未滿ノ者及女子ニ對シ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第九條　採掘權者ハ十五歳未滿ノ者及女子ニ對シ一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ設クヘシ

第十條　採掘權者ハ十五歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設クヘシ

第十一條　採掘權者ハ變災又ハ變災ノ虞アル爲急迫ノ必要アル場合ニ於テハ第六條乃至第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得

採掘權者ハ避クヘカラサル事由ニヨリ臨時必要アル場合ニ於テハ鑛務署長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第六條乃至第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得

第十二條　採掘權者ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ左ニ掲クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

一　原動機、電氣機械其ノ他ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ運轉中ニ於ケル掃除、注油、檢査又ハ修理

二　機械又ハ動力傳導裝置ノ運轉中ニ於ケル調帶若ハ調索ノ危險ナル方法ニ依ル取附又ハ取外

三　汽罐ノ焚火、給水弁若ハ阻汽弁ノ開閉又ハ安全弁ノ取扱

四　發電機、電動機、發電機ノ抵抗器又ハ變壓器ノ取扱

五　高壓電線ノ接續

六　機械力ニ依リ運轉スル捲揚器ノ取扱

七　運轉中ノ車輛ノ連結又ハ分離

八　鑛物ノ掘採及岩石ノ掘鑿

九　爆發藥ノ裝塡又ハ點火

十　支柱ノ取附又ハ取外

十一　製錬作業ニ於テ熱灼若ハ熔解セル鑛物又ハ鑛滓ノ取扱

十二　有害ナル煙塵ノ堆積セル煙道又ハ煙突ノ掃除

十三　砒素、水銀、鉛若ハ亞鉛又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸汽又ハ瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

第十三條　採掘權者ハ十五歳未滿ノ者ヲシテ左ニ掲クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

一　砒素若ハ水銀又ハ其ノ化合物、「チアンカリウム」、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性カリ、苛性ナトロン其ノ他之ニ準スヘキ毒性又ハ劇性料品ノ取扱

二　揮發油、二硫化炭素其ノ他之ニ準スヘキ發火性又ハ引火性料品ノ取扱

三　土石又ハ鑛物ノ粉塵ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

第十四條　採掘權者ハ左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　精神病

二　癲、肺結核、喉頭結核

三　丹毒、再歸熱、痲疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準スヘキ急性熱性病

四　黴毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

五　膿漏性結膜炎、「トラホーム」(著シク傳染ノ虞アルモノ)其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病

採掘權者ハ助膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症增惡ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得ス

採掘權者ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹リタル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖健康ノ回復セサルモノヲ就業セシムルコトヲ得ス但シ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　採掘權者ハ產後三十五日ヲ經過セサル女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ產後二十一日ヲ經過シタル後醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六號　鑛務署長必要ト認ムルトキハ試掘權者ニ第五條乃至第十五條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第十七條　鑛夫業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ鑛業權者ハ當該鑛夫ノ重大ナル過失ニ因ルコトヲ證明シタル場合ヲ除クノ外本則ノ規定ニヨリ扶助ヲ爲スベシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ鑛業權者ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外鑛夫ノ解雇ニ因リテ變更セラルヽコトナシ

第十八條　鑛夫負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ鑛業權者ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第十九條　鑛夫療養ノ爲勞役ニ從事スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ鑛業權者ハ療養中一日ニ付賃金二分ノ一以上ノ扶助料ヲ支給スヘシ但シ其ノ支給引續キ三ケ月以上ニ渉リタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ賃金三分ノ一迄ニ減スルコトヲ得

第二十條　鑛夫ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ鑛業權者ハ左ニ掲クル區別ニ因リ扶助料ヲ支給スヘシ

一　終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ　賃金百七十日分以上

二　終身勞役ニ從事スルコト能ハサルモノ　賃金百五十日分以上

三　從來ノ勞役ニ從事スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ　賃金百日分以上

四　身體ヲ障害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞役ニ從事スルコトヲ得ルモノ　賃金三十日分以上

第二十一條　鑛夫死亡シタルトキハ鑛業權者ハ遺族ニ賃金百七十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第二十二條　鑛夫死亡シタルトキハ鑛業權者ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ十圓以上ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第二十三條　遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ鑛夫ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ鑛夫死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル鑛夫ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相等シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第二十四條　前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一　鑛夫ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二　男ハ女ヨリ先ニス

三　直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

四　前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第二十五條　第二十三條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ鑛夫ノ遺言又ハ鑛業權者ニ對シテ爲シタル豫告ニヨリ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

一　鑛夫ノ家督相續人又ハ戸主

二　鑛夫ノ兄弟姉妹ニシテ鑛夫死亡當時之ト同一ノ家ニ在ル者

三　鑛夫ノ親族又ハ鑛夫ト同一ノ家ニ在ル者ニシテ鑛夫死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者

鑛業權者ニ對シテ爲シタル豫告ニ依ル指定アリタルトキハ鑛業權者遲滯ナク之ヲ鑛夫名簿ニ記載スヘシ

第二十六條　第十九條ノ規定ニ依ル扶助料ハ每月一回以上之ヲ支給スヘシ第十八條ノ規定ニ依ル費用ヲ本人ニ支給スル場合亦同シ

第二十七條　第十八條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル鑛夫療養開始後三ケ年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ鑛業權者ハ賃金百七十日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後本則ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第二十八條　鑛業權者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本則ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲サ

ルコトヲ得

一　鑛夫ノ解雇後一ケ年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一ケ年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二　扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ鑛夫ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第二十九條　第十九條乃至第二十一條及第二十七條ノ規定ニ依ル扶助算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一　定額ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額

二　稼高又ハ就業時間ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前就業三十日分ノ賃金ノ平均額但シ就業三十日ニ滿タサルトキハ其ノ賃金ノ平均額トス

三　前二號ノ規定ニヨリテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ニ於テ定ムル金額但シ扶助規則ニ定ナキトキハ鑛務署長之ヲ定ム

第三十條　鑛務署長ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ鑛夫ノ負傷、疾病又ハ死亡ノ原因、第二十條各號ニ掲クル身體傷害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

第三十一條　鑛業權者ハ扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ鑛業着手前之ヲ鑛務署長ニ屆出ツヘシ鑛業權者扶助規則ヲ變更セムトスルトキハ三十日前之ヲ鑛務署長ニ屆出ツヘシ鑛務署長必要ト認ムルトキハ扶助規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三十二條　扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三ケ年以上之ヲ保存スヘシ

第三十三條　鑛業權者扶助ヲ爲シタルトキハ別記樣式ニ依リ鑛務署長ニ屆出ツヘシ

第三十四條　鑛業權者ハ鑛夫就業中負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ於テ其ノ症狀重大ナルトキ又ハ死亡シタルトキハ遲滯ナク醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシムヘシ

第三十五條　鑛業權者ハ就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ヲ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第三十六條　鑛業權者ハ雇傭勞役規則及扶助規則ヲ適當ナル方法ヲ以テ鑛夫ニ周知セシムヘシ

第三十七條　鑛業權者ハ鑛夫ノ雇傭、勞役又ハ扶助ニ關シ紛擾ヲ生シタルトキハ遲滯ナク其ノ事由及狀況ヲ鑛務署長ニ屆出ツヘシ

第三十八條　雇傭勞役規則ニ違背シタル採掘權者、第十四條、第十五條、第三十一條第一項第二項若ハ第三十二條ノ規定ニ違反シタル者、正當ノ事由ナクシテ第三十四條ノ診斷若ハ檢案ヲ爲サシメサリシ者又ハ第三十一條第三項ノ規定ニ依リ發シタル命令ニ從ハサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十九條　鑛業權者ヲシテ不正ニ扶助義務ノ全部又ハ一部ヲ免レシメ又ハ免レシメムトスル所爲ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十條　第二條第二項、第三十三條又ハ第三十五條乃至第三十七條ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四十一條　鑛業法施行細則第五十四條ノ規定ニ依リ鑛業代理人ヲ置キタルトキハ鑛業權者又ハ法定代理人ニ適用スヘキ本則ノ罰則ハ之ヲ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セサル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條　本則ハ第十七條乃至第三十一條、第三十八條乃至第四十一條及第四十七條ノ規定ヲ除クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

國ノ鑛業ニ於ケル鑛夫及其ノ遺族ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程ニ依ル

附則

第四十三條　本則ハ大正五年九月一ヨリ之ヲ施行ス

第四十四條　第五條ノ規定ハ本則施行前ヨリ十歲以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合ニハ之ヲ適用セス

前項ノ場合ニ於テハ本則施行ノ日ヨリ一ケ月以内ニ其ノ鑛夫ノ氏名及生年月日ヲ鑛務署長ニ屆出ツヘシ

第四十五條　第八條ノ規定ハ本則施行ノ日ヨリ四ケ月間之ヲ適用セス

第四十六條　鑛夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則並扶助規則ニシテ本則施行前ニ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ本則施行ノ日ヨリ四ケ月間ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得但シ本則ノ規定ニ違背スルモノハ本則施行ノ日ヨリ二ケ月以内ニ其ノ變更ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十七條　第四十四條第二項又ハ前條但書ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

鑛業警察規則

（大正五年八月三日農商務省令第二十二號）

第一條　採掘權者技術管理者ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク其ノ履歴書ヲ添ヘ之ヲ鑛務署長ニ届出ツヘシ

技術管理者ヲ解任シタルトキハ遲滯ナク之ヲ鑛務署長ニ届出ツヘシ

第二條　鑛務署長ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ採掘權者ニ技術管理者ノ選任又ハ解任ヲ命スルコトヲ得

第三條　左ノ資格ヲ有スル者ニ非サレハ技術管理者タルコトヲ得ス

一　帝國大學ニ於テ鑛業ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二　實業專門學校ニ於テ鑛業ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シ一箇年以上其ノ實務ニ從事シタル者

三　工業學校ニ於テ鑛業ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シ三箇以上其ノ實務ニ從事シタル者

四　各號ノ一ト前同等以上ノ學力經ヲ有驗スル者又ハ七箇年以上鑛業ノ技術ニ關スル實務ニ從事シタル者

第四條　技術管理者ハ鑛業ノ技術ニ關スル一切ノ事項ヲ管理ス

第五條　採掘權者二人以上ノ技術管理者ヲ選任シタルトキハ其ノ權限ヲ區別シ之ヲ鑛務署長ニ届出ツヘシ

第六條　技術管理者ハ鑛務署長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ鑛山ノ技術管理者ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第七條　採掘權者ハ技術管理者旅行其ノ他ノ事故ニ因リ職務ヲ行フコトヲ能ハサルトキハ第三條ノ資格ヲ有スル特定ノ代理者ヲシテ技術管理者ノ爲スヘキ一切ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ代理者ヲシテ業務ヲ行ハシメタルトキハ遲滯ナク其ノ履歴書ヲ添ヘ之ヲ鑛務署長ニ届出ツヘシ

第八條　鑛業權者本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依リ係員ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク其ノ履歴書ヲ添ヘ之ヲ鑛務署長ニ届出ツヘシ

前項ノ係員ヲ解任シタルトキハ遲滯ナク之ヲ鑛務署長ニ届出ツヘシ

第九條　鑛務署長ハ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ選任、解任又ハ其ノ增員ヲ命スルコトヲ得

第十條　本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ハ左ノ資格ヲ有スル二十歳以上ノ者ヨリ之ヲ選任スヘシ

一　帝國大學又ハ實業專門學校ニ於テ擔任ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シタル者

二　工業學校、徒弟學校、實業補習學校又ハ實業學校ニ類スル各種學校ニ於テ一箇年以上擔任ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シ一箇年以上其ノ實務ニ從事シタル者

三　中學校ヲ卒業シ二箇年以上擔任ノ作業ニ從事シタル者

四　尋常小學校ヲ卒業シ三箇年以上擔任ノ作業ニ從事シタル者

五　前各號ノ一ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

第十一條　採掘權者ハ保安係員ヲ置キ坑内ノ保安ニ關スル事項ヲ掌ラシムヘシ

鑛務署長必要ト認ムルトキハ試掘權者ニ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第十二條　保安係員ハ毎日一回以上鑛夫ノ就業場所及通行場所竝危險ノ虞アル場所ヲ巡視シ危險ノ有無ヲ檢査スヘシ但シ瓦斯ノ存在スル石炭坑ニ於テハ鑛夫入坑時前ニ之ヲ爲スヘシ

保安係員ハ保安日誌ヲ作リ巡視ノ都度各場所ニ於ケル狀況及危害豫防ニ付爲シタル處置ヲ記入スヘシ

第十三條　保安係員危險又ハ危險ノ虞アリト認メタルトキハ作業ノ中止、通行ノ遮斷其ノ他適當ナル處置ヲ爲シ遲滯ナク之ヲ鑛業權者又ハ技術管理者ニ報告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ作業ヲ中止シ通行ヲ遮斷シタル場合ニ於テハ鑛業權者又ハ技術管理者ハ檢査ヲ爲シ危險ナシト認メタル後ニ非サレハ

再ヒ作業ヲ開始セシメ又ハ遮斷ヲ解クコトヲ得ス但シ危害豫防ノ爲已ムコトヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　鑛業權者ハ機械係員ヲ置キ汽鑵、汽機、主要扇風機、捲揚裝置其ノ他特別ノ注意ヲ要スル機械及其ノ附屬裝置ヲ管守セシムベシ

機械係ハ毎日一回以上前項ノ機械及裝置ヲ監視シ異常アリト認メタルトキハ適當ナル處置ヲ爲シ遲滯ナク之ヲ鑛業權者又ハ技術管理者ニ報告スヘシ

機械係員ハ機械日誌ヲ作リ監視ノ狀況、危害豫防ニ付爲シタル處置、機械ノ修理及休止其ノ他重要ナル事項ヲ記入スヘシ

第十五條　同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ入坑セシムル坑内ニ於テハ其ノ奥部ニ於テ連絡シ何時ニテモ出入シ得ヘキ裝置ヲ爲シ各坑口間適當ナル距離ヲ有スル二箇以上ノ坑口ヲ設クヘシ

鑛務署長必要ト認ムルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ同時ニ五十人未滿ノ鑛夫ヲ入坑セシムル坑内ニ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第十六條　坑道ノ掘進其ノ他掘鑿ヲ爲ス場合ニ於テ多量ノ水又ハ有害瓦斯ノ噴出ニ因リ危害發生ノ虞アルトキハ先進鑽孔其ノ穿鑿其ノ他適當ナル處置ヲナスヘシ

第十七條　竪坑ヲ開鑿スル場合ニ於テハ土石其ノ他物ノ墜落ニ因ル危害ヲ豫防スル爲適當ナル處置ヲナスヘシ

第十八條　落磐ノ虞アル場所ニ於テハ危害豫防ノ爲適當ナル支柱其ノ他ノ設備ヲ爲スヘシ

採炭中支柱ヲ要スル石炭坑ニ於テハ支柱方法ヲ定メ鑛夫ヲシテ之ヲ遵守セシムヘシ

第十九條　採鑛又ハ掘進中特ニ落磐ノ虞アル場所ニ於テハ支柱材其ノ他坑内支持ニ必要ナル材料ヲ作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スヘシ

第二十條　竪坑、坑井又ハ四十度以上ノ斜坑ノ坑口及其ノ坑道ト交叉スル箇所ニハ墜落豫防ノ爲蓋、柵圍其ノ他適當ナル設備ヲナスヘシ

第二十一條　坑内ニハ衛生及危害豫防ノ爲必要ナル分量ノ空氣ヲ給送スヘシ

第二十二條　石炭坑内ニ於テ新ニ瓦斯ノ存在ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク之ヲ署長ニ屆出ツヘシ

第二十三條　同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ入坑セシムル石炭坑ニ於テハ氣壓計及寒暖計ヲ坑口附近適當ナル場所ニ備付ケ保安係員ニ於テ毎日一回以上其ノ示度ヲ通氣簿ニ記入スヘシ

第二十四條　前條ノ石炭坑ニ於テハ氣流ノ通路及方向、通氣ト置裝通氣觀側點ノ位置ヲ坑内實側圖又ハ坑内通氣圖ニ記入スヘシ

第二十五條　第二十三條ノ石炭坑ニ於テハ保安係員ハ毎日一回以上側風器及安全燈其ノ他瓦斯檢定器ヲ以テ通氣量ノ測定及瓦斯ノ檢査ヲ爲スヘシ　通氣ニ異常アリト認メタルトキハ其ノ都度之ヲ爲スヘシ

保安係員ハ前項ノ測定及檢査ノ結果ヲ通氣簿ニ記入スヘシ

第二十六條　鑛務署長必要ト認ムルトキハ同時ニ五十人未滿ノ坑夫ヲ入坑セシムル石炭坑ニ前三條ノ規定ヲ通用スルコトヲ得

第二十七條　瓦斯ノ存在スル石炭坑ニ於テハ保安係員ハ毎日一回以上安全燈其ノ他瓦斯檢定器ヲ以テ其ノ分量ヲ檢定シ其ノ結果ヲ通氣簿ニ記入スヘシ

第二十八條　前條ノ石炭坑ニ於テ扇風器ニ依リ全部ニ亘ル通氣ヲ爲ス場合ニハ水壓計ヲ坑内適當ナル場所ニ備付ケ保安係員ニ於テ毎日一回以上其觀測ノ結果ヲ通氣簿ニ記入スヘシ

第二十九條　竪坑及坑井ニ架設スル梯子道ニシテ當時通行ニ供スルモノハ傾斜八十度以内トナシ少クトモ三十尺毎ニ踏棚ヲ設ケ梯子ノ上端ハ二尺以上之ヲ突出セシメ又ハ之ニ代ルヘキ適當ナル設備ヲナスヘシ但深サ百尺以内ノ竪坑又ハ坑井ニ架設スルモノハ此ノ限リニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ梯子ト坑壁トノ間ニ相等ノ間隔ヲ置クヘシ

第三十條　捲上裝置ニ依リ人ヲ昇降セシムル竪坑ニハ何時ニテモ出入シ得ヘキ裝置ヲ爲シタル他ノ坑口ヲ有スル場合ノ外梯子道ヲ架設スヘシ

第三十一條　捲上裝置ヲ設クル竪坑ニ於テ常時通行ニ供スル梯子道ヲ架設スルトキハ其ノ間ニ板仕切其ノ他適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第三十二條　人ヲ昇降セシムル竪坑捲上裝置ニハ制動機及深度指示器ヲ備ヘ竝捲揚超過ヨリ生スル危害豫防ノ設備ヲ爲シ其ノ捲上臺ニハ上蓋ヲ備フヘシ

前項ノ捲上臺ヲ支持スル捲綱及附屬金具ハ少クトモ最大荷重ノ十倍ニ耐ユルモノヲ用ウヘシ

繼合セタル捲綱ハ人ヲ昇降セシムル捲上臺ノ支持ニ用フルコトヲ得ス

第三十三條　自動車道又ハ捲揚車道ニ使用スル車輛ニハ當該係員又ハ係鑛夫ノ外乘車スルコトヲ得ス但シ前條ノ規定ニ準シ施設ヲ爲スノ外特ニ適當ナル危害豫防ノ方法ヲ設ケ鑛務署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條　自動車道又ハ捲揚車道ニ依リ車輛ヲ運轉スル場合ニ於テハ逸走豫防ノ爲適當ナル裝置ヲナスヘシ

第三十五條　自動車道又ハ捲揚車道ニ敷設スル坑道ヲ通行ニ供スル場合ニ於テハ軌道ノ傍側ニ步道又ハ白色ノ標示ヲ爲シタル回避所ヲ設クヘシ

前項ノ場合ニ於テ鑛務署長必要ト認ムルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ前項ノ步道又ハ專通行坑道ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第三十六條　主要通行坑道ノ分岐點其ノ他必要ナル箇所ニハ其ノ名稱ヲ掲示シ出口ノ方向ヲ指示スヘシ

第三十七條　捲揚用ノ竪坑及坑井竝坑內ノ自動車道及捲揚車道ニハ信號裝置ヲ設クヘシ但シ人聲ヲ以テ合圖ヲ爲シ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條　鑛務署長必要ト認ムルトキハ坑ノ內外及坑內主要箇所間ニ電話其ノ他ノ通信裝置ヲ設ケシムルコトヲ得

第三十九條　石炭坑內ニ於テ瓦斯存在ノ虞アル場所ニ在リテハ安全燈又ハ電燈ノ外燈火ヲ使用スルコトヲ得ス瓦斯ノ存在スル石炭坑ニ於テハ運搬又ハ通氣ノ關係上同一區域ト認メ得ヘキ區域全部ニ亘リ安全燈又ハ電燈ノ外燈火ヲ使用スルコトヲ得ス　但シ火番所又ハ特ニ鑛務署長ノ許可ヲ受ケタル區域ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十條　瓦斯ノ存在スル石炭坑內ニ於テハ喫煙ヲ爲スコトヲ得ス　但シ鑛業權者ノ特ニ設ケタル喫煙所ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ石炭坑內ニ於テハ當該係員ノ指揮ニ依ル場合ノ外發火具、喫煙具及煙草ヲ携帶スルコトヲ得ス

第四十一條　石油坑口又ハ貯油場ノ周圍五間以內ニ於テハ發火具、裸火其ノ他危險ナル燈火ヲ使用シ又ハ喫煙ヲ爲スコトヲ得ス製油場又ハ可燃質瓦斯ノ精製場ニ於ケル油類又ハ可燃質瓦斯ノ貯藏又ハ取扱ヲ爲ス場所ノ周圍五間以內亦同シ

第四十二條　安全燈ノ使用ヲ必要トスル石炭坑ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一　安全燈係員ヲ置キ安全燈ノ授受、檢査及掃除ヲ爲サシムヘシ

二　安全燈室ハ採光ニ注意シ成ルヘク不燃質ノ物ヲ以テ建築スヘシ

三　坑內ニ於テ使用中ノ安全燈毀損シ若クハ故障ヲ生シタル場合ニ於テハ之ヲ交換シ又ハ一定ノ場所ニ於テ點火スル爲適當ナル方法ヲ設クヘシ

第四十三條　前條ノ石炭坑ニ於テハ安全燈係員ハ安全燈ノ解體及掃除ヲ爲シ金網、硝子、燈芯、油量、銷鑰、各接合部其ノ他必要ナル部分ヲ檢査シ完全ト認メタル後ニ非サレハ之ヲ鑛夫ニ交付スルコトヲ得ス

第四十四條　第四十二條ノ石炭坑ニ於テハ鑛夫ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一　安全燈ヲ開キ又ハ之ヲ開クニ用フヘキ器具ヲ携帶スルコトヲ得ス

二　安全燈ハ天井ニ接近シ又ハ顚倒若ハ破壞ノ虞アル箇所ニ置クコトヲ得ス

三　安全燈ハ濫ニ之ヲ振動シ又ハ傾斜セシムルコトヲ得ス

四　安全燈ハ點火シタル儘之ヲ坑內ニ置去ルコトヲ得ス

五　安全燈ノ火焰ハ濫ニ之ヲ伸大スルコトヲ得ス

六　安全燈ノ火焰伸大シ消火ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ放棄シ又ハ吹消スコトヲ得ス

七　安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ遲滯ナク消火シ當該係員ノ指揮ヲ受クヘシ

安全燈ノ取扱ニ付テハ前項各號ニ掲クル事項ノ他注意ヲ要スル事項ヲ定メ鑛夫ヲシテ之ヲ遵守セシムヘシ

第四十五條　坑內ニ於テハ燈火用トシテ石油其ノ他揮發性燈油及魚油ヲ使用スルコトヲ得ス但シ特種ノ安全燈ニ使用シ又ハ他ノ油ニ混シテ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條　爆發藥ノ裝塡用込物ハ鑛業權者之ヲ鑛夫ニ給與スヘシ

前項ノ込物ハ粘土其ノ他發火ヲ誘起スルノ虞ナキ物ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十七條　爆發藥ヲ使用スル者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一　「ダイナマイト」其ノ他「ナイトログリセリン」爆發藥ニシテ凍結シタルモノハ火若ハ汽罐ニ近ケ又ハ直接蒸汽ト接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解スルコトヲ得ス

二　裝塡ハ鐵製込棒ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ「ナイトログリセリン」爆發藥又ハ棉火藥ノ裝塡ニ込棒ヲ使用スル場合ニ於テハ木製ノモノニ限ル

三　點火ハ豫メ附近ノ鑛夫ニ警告シ安全ト認メタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

四　點火後爆發セサルトキハ少クトモ十五分間ハ其ノ場所ニ近寄ルコトヲ得ス

五　不發ノ裝藥及其ノ込物ハ鑛夫之ヲ掘出スコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受クヘシ

爆發藥ノ取扱ニ付テハ前項各號ニ揭クル事項其ノ他注意ヲ要スル事項ヲ定メ鑛夫ヲシテ之ヲ遵守セシムヘシ

第四十八條　鑛務署長必要ト認ムルトキハ石炭坑ニ對シ發破係員ノ選任ヲ命スルコトヲ得

前項ノ石炭坑ニ於テ發破ヲ行フ場合ニハ點火前發破係員ヲシテ點檢ヲ爲サシムヘシ

第四十九條　鑛務署長必要ト認ムルトキハ一定種類ノ爆發藥、雷管、導火線及電氣點火器ノ坑內ニ於ケル使用ヲ禁止スルコトヲ得

第五十條　不用ニ歸シタル竪坑及四十度以上ノ斜坑ノ坑口ハ之ヲ閉塞シ又ハ堅牢ナル柵圍其ノ他適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第五十一條　不用ニ歸シタル坑道又ハ坑內採掘跡ニハ通行遮斷ノ標示ヲ爲シ又ハ柵圍ヲ設クヘシ

第五十二條　原動機、動力傳導裝置其ノ他ノ機械又ハ裝置ノ危險ナル部分ニハ金網、柵圍其ノ他適當ナル豫防設備ヲ爲スヘシ

第五十三條　硫酸、硝酸、苛性カリ、苛性ナトロン其ノ他之ニ準スヘキ劇性又ハ毒性料品ヲ多量ニ取扱フ場所ニハ傷害又ハ中毒豫防ノ爲適當ナル施設ヲ爲スヘシ

第五十四條　粉塵ヲ多量ニ飛散スル選鑛場、燒鑛場又ハ製錬場ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スヘシ

一　作業場ハ之ヲ淸潔ニシ通氣ヲ十分ナラシムヘシ

二　飲料水ヲ多量ニ備置キ粉塵ニ混入セサル設備ヲ爲スヘシ

三　喫飯所及洗面所ハ作業場ト離レタル場所ニ之ヲ設クヘシ

有害ナル瓦斯又ハ粉塵ヲ發散若ハ飛散スル選鑛場、燒鑛場又ハ製錬場ニ於テハ前項各號ノ外洗面所ニハ石鹼又ハ其ノ代用品其ノ他ノ必要品ヲ備ヘ鑛夫ヲシテ食事前顏及手ヲ洗ヒ含嗽セシムヘシ

第五十五條　汽罐、坑內通氣用主要扇風機、架空索道、竪坑若ハ斜坑ノ捲揚裝置又ハ機關車ヲ運轉スル軌道ヲ裝置セントスルトキハ工作物ノ種類ニ從ヒ左ニ揭クル事項ヲ具シ鑛務署長ニ屆出ツヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一　汽罐

(一)　使用目的
(二)　種類
(三)　主要部分ノ構造
(四)　爐格面積及傳熱面積
(五)　安全弁ノ種類、直經、面積及箇數
(六)　水壓試驗ヲ爲シタル年月日及其ノ成績
(七)　最大常用壓力
(八)　製作所名、製作年月及修繕其ノ他履歷ノ概要
(九)　煙突ノ直經、高及材料
(十)　汽罐ノ正面圖、平面圖、縱斷面圖及各接合部ノ圖面
(十一)　設置場所及建設物、道路、石油坑井等ノ關係ヲ示セル圖面
(十二)　工事完成豫定期日

二　抗內通氣用主要扇風機

(一)　設置場所
(二)　種類及大
(三)　廻轉數及風量
(四)　最大負壓又ハ正壓
(五)　原動機ノ種類及實馬力
(六)　原動機トノ接續方法
(七)　豫備扇風器及豫備原動機ノ有無
(八)　排氣口ノ構造
(九)　工事完成豫定期日

三　架空索道

(一)　使用目的
(二)　方式

四

(三) 兩極ノ位置及延長
(四) 最大運搬量
(五) 綱索ノ種類、直經及最大抗張力
(六) 搬器ノ自重及最大積載重量並搬器相互ノ間隔
(七) 原動機ノ種類及實馬力
(八) 綱索ノ最大運轉速度
(九) 荷物ノ積卸方法
(十) 通路、建設物等ニ對スル危害豫防設備
(十一) 線路地形圖
(十二) 工事完成豫定期日

竪坑若ハ斜坑ノ捲揚裝置

(一) 設置場所
(二) 使用目的
(三) 捲揚機ノ種類及主要部分ノ大
(四) 鼓胴ノ形狀及大
(五) 制動機及深度指示器ノ種類及構造
(六) 捲揚櫓ノ構造及大
(七) 櫓滑車ノ構造及大
(八) 捲揚臺ノ重量及最大積載重量
(九) 鑛車ノ重量及積載重量
(十) 同時ニ捲揚臺ニ搭載シ又ハ捲揚車道ニ於テ連結スル鑛車ノ數
(十一) 捲揚臺承ノ構造
(十二) 捲綱ノ種類、構造、大、延長、最大抗張力及製作所名
(十三) 捲綱緊張ノ角度
(十四) 最大捲揚速度
(十五) 竪坑ニ在リテハ其ノ大、深及區劃並爲摺ノ種類及構造

五

(十六) 斜坑ニ在リテハ捲揚車道ノ大、長、最大勾配、曲線ノ最小半徑、軌條ノ重量、軌距及單線又ハ複線ノ區別
(十七) 人ヲ昇降セシムルモノニ在リテハ安全裝置ノ構造及搭載定員
(十八) 竪坑口又ハ斜坑口ニ於ケル裝置ノ配置圖
(十九) 捲揚櫓、捲揚臺及車輛ノ正面圖、側面圖及平面圖
(二十) 竪坑ノ構造及區劃ノ說明圖
(二十一) 捲揚臺及捲綱ノ連接說明圖
(二十二) 工事完成豫定期日

機關車ヲ運轉スル軌道

(一) 使用目的
(二) 兩極ノ位置及延長
(三) 最大勾配、曲線ノ最小半徑、軌條ノ重要、軌距及單線又ハ複線ノ區別
(四) 橋梁ノ長及構造
(五) 機關車ノ種類及重量
(六) 制動機ノ種類
(七) 車輛ノ自重及最大積載重量又ハ搭載定員
(八) 車輛ノ最大連結數及連結方法
(九) 線路地形圖
(十) 工事完成豫定期日

前項ノ工作物ノ工事完成シタルトキハ其ノ旨鑛務署長ニ屆出テ其ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十六條

選鑛場(手選鑛場ヲ除ク)、燒鑛場、製錬場又ハ製油場ヲ設置セムトスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ具シ鑛務署長ノ認可ヲ受クヘシ

一 設置場所
二 取扱元鑛ノ種類及產出鑛山
三 一箇月間ノ取扱元鑛數量
四 一箇月間ノ製品ノ種類及數量
五 操業方法ノ概要
六 原動機ノ種類及實馬力
七 捨石又ハ鑛滓ノ量及處理方法
八 捨石又ハ鑛滓ノ堆積場ノ位置、構造及堆積量
九 廢水ノ量及處理方法
十 燒鑛又ハ製錬ニ因リ生スル煙ノ煙道、煙塵室並煙突ノ構造、大及材料
十一 燒鑛若クハ製錬用ノ爐又ハ溜蒸釜ノ種類、大、筒數及其ノ一箇月間ノ取扱數量
十二 建設物ノ設計概要並略圖及配置圖
十三 附近ノ地形及地種目ヲ示セル地圖

前項ノ工作物ノ工事完成シタルトキハ其ノ旨鑛務署長ニ屆出テ其ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十七條

前條第一項ニ掲クル事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ鑛務署長ニ屆出ツヘシ但シ鑛務署長ニ於テ豫メ變更ノ認可ヲ受クヘキコトヲ命令シタル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニハ前條第二項ノ規定ヲ適用

第五十八條　第五十五條及第五十六條ノ工作物ノ使用ヲ廢シタルトキハ之ヲ鑛務署長ニ屆出ツヘシ

第五十九條　鑛務署長ヨリ機關其ノ他機械又ハ裝置ニ付檢査ノ通知ヲ受ケタルトキハ豫メ檢査ニ必要ナル處置ヲ爲スヘシ

第六十條　現ニ入坑セル鑛夫ノ員數、氏名及就業場所ハ之ヲ坑外ニ於テ知リ得ヘキ方法ヲ設クヘシ

第六十一條　採掘權者ハ業務上ノ傷病者ノ救護ニ必要ナル救急治療用具及材料ヲ備フヘシ

第六十二條　鑛夫ハ濫ニ危害豫防ノ爲就業若ハ通行ヲ禁止セラレタル場所ニ立入リ又ハ衞生若ハ危害豫防ニ關スル設備、裝置ヲ毀損又ハ變更スルコトヲ得ス

第六十三條　鑛業權者又ハ技術管理者危險又ハ危險ノ虞アリト認メタルトキハ遲滯ナク應急又ハ豫防ノ處置ヲ爲スヘシ

第六十四條　瓦斯又ハ炭塵ノ爆發、火災、水害其ノ他ノ變災ニ因リ死者又ハ重傷者ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ事由及狀況ヲ鑛務署長ニ急報スヘシ死者又ハ重病者ヲ生セサル場合ト雖モ事業ノ全部若ハ一部ヲ休止スルニ至リタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ變災ノ經過及之ニ對スル處置ヲ遲滯ナク鑛務署長ニ屆出ツヘシ

第六十五條　死傷病者ニ付テハ別記樣式ニ依リ鑛務署長ニ屆出ツヘシ

第六十六條　本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令中鑛夫ノ遵守スヘキ規定ハ適當ナル方法ヲ以テ鑛夫ニ之ヲ周知セシムヘシ

第六十七條　鑛務署長必要ト認ムルトキハ坑內ノ一部又ハ全部ヲ封鎖スルコトヲ得

第六十八條　鑛務署長必要ト認ムルトキハ建設物、工作物其ノ他ノ設備ニ付改造、修理其ノ他適當ナル處置ヲ命スルコトヲ得

第六十九條　鑛務署長必要ト認ムルトキハ鑛業法第七十二條第一項若ハ第七十四條ニ基ク農商務大臣ノ命令又ハ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ヲ執行スル爲又ハ衞生上ノ施設、坑口ノ開鑿、坑道ノ掘進若ハ捨石、鑛滓、坑水、廢水ノ處理ニ付一定ノ行爲ヲ命シ又ハ禁止若ハ制限スルコトヲ得

第七十條　鑛務署長ハ實地ノ狀況ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ經テ本則ノ規定ノ適用ヲ斟酌スルコトヲ得

第七十一條　本則ノ規定ニ違反シタル者又ハ本則ノ規定ニヨリ發シタル命令ニ從ハサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十二條　本則ノ規定ニ依リ從業者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニアラス

第七十三條　鑛業法施行細則第五十四條ノ規定ニ依リ鑛業代理人ヲ置キタルトキハ鑛業權者又ハ法定代理人ニ適用スヘキ本則ノ罰則ハ之ヲ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セサル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十四條　技術管理者ヲ置キタルトキハ技術管理者ニ適用スヘキ本則ノ罰則ハ之ヲ技術管理者ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セサル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條第一項ノ規定ニ依リ特定ノ代理者ヲシテ職務ヲ行ハシメタルトキハ技術管理者ニ適用スヘキ本則ノ罰則ハ之ヲ其ノ代理者ニ適用ス

第七十五條　本則ハ第七十一條乃至第七十四條ノ規定ヲ除クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

附　則

第七十六條　本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十七條　第六條、第三十條、第三十四條、第三十九條第二項、第五十三條及第五十四條ノ規定ハ本則施行ノ日ヨリ一箇年間、第十條ノ規定ハ三箇年間之ヲ適用セス

（別記樣式略ス）

海員法（商法摘錄）

第五百七十六條　海員ハ其雇入ノ手續カ終ハリタルトキハ船長ノ指定シタル時ニ於テ船舶ニ乘込ムコトヲ要ス

海員ハ船長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其乘込ミタル船舶ヲ去ルコトヲ得ス

第五百七十七條　海員ノ服役中ノ食料ハ船舶所有者ノ負擔トス

第五百七十八條　海員カ服役中不行跡其他重大ナル過失ニ因ラスシテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタルトキハ船舶所有者ハ三ケ月ヲ超エサル期間內ノ治療及ヒ看護ノ費用ヲ負擔ス

前項ノ場合ニ於テ海員ハ其服役シタル期間ニ對スル給料ヲ請求スルコトヲ得但其職務ヲ行フニ因リテ疾病ニ　リ又ハ傷痍ヲ受ケタルトキハ其給料ノ全額ヲ請求スルコトヲ得

第五百七十九條　一航海ニ付キ給料ヲ定メタル場合ニ於テ航海ノ日數ヲ延長シ又ハ不可抗力ニ因ラスシテ其里程ヲ延長シタルトキハ海員ハ其割合ニ應シテ給料ノ增加ヲ請求スルコトヲ得但航海ノ日數又ハ里程ヲ短縮シタルトキト雖モ給料ノ全額ヲ請求スルコトヲ得

第五百八十條　海員カ就役ノ後死亡シタルトキハ船舶所有者ハ死亡ノ日マテノ給料ヲ支拂フコトヲ要ス

海員カ其職務ヲ行フニ因リテ死亡シタルトキハ其ノ葬式ノ費用ハ船舶所有者ノ負擔トス

第五百八十一條　左ノ場合ニ於テハ船長ハ海員ヲ雇止ムルコトヲ得

一　發航前海員カ其職務ニ不適任ナルコトヲ認メタルトキ

二　海員カ著シク其職務ヲ怠リ又ハ其職務ニ關シ之ニ重大ナル過失アリタルトキ

三　海員カ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

四　海員カ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキ

五　不可抗力ニ因リ發航ヲ爲シ又ハ航海ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ

前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ海員ハ其服役シタル期間ニ對スル給料ヲ請求スルコトヲ得

第一項第四號及第五號ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得但第四號ノ場合ニ於テ海員ニ過失アルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

第五百八十二條　海員カ前條第一項ニ掲ケタル事由ニ因ラスシテ雇止メラレタルトキハ其服役シタル期間ニ對スル給料ノ外一ケ月分ノ給料ヲ請求スルコトヲ得若シ雇入港外ニ於テ雇止メラレタルトキハ雇入港マテ歸航スルニ必要ナル期間ニ對スル給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得

第五百八十三條　左ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止ヲ請求スルコトヲ得

一　船舶カ日本ノ國籍ヲ喪失シタルトキ

二　自己ノ過失ニ因ラスシテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキ

三　船長ヨリ虐待ヲ受ケタルトキ

前項ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得

第五百八十四條　海航中船舶ノ所有者カ變更シタルトキハ海員ハ新所有者ニ對シ雇傭契約ニ因リテ生シタル權利義務ヲ有ス

第五百八十五條　海員ノ雇入期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ海員ヲ雇入レタルトキハ之ヲ一年ニ短縮ス

海員ノ雇入ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

第五百八十六條　雇入期間ノ定ナキトキハ海員ハ特約アル場合ヲ除ク外船舶カ安全ニ碇泊シ且積荷ノ陸揚及ヒ旅客ノ上陸カ終ハリタル後ニ非サレハ其雇止ヲ請求スルコトヲ得ス

第五百八十七條　海員ノ雇入契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス

一　船舶カ沈沒シタルコト

二　船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルコト

三　船舶カ捕獲セラレタルコト

前項ノ場合ニ於テハ海員ハ契約終了ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得

第五百八十八條　海員カ雇入港マテノ送還ヲ請求スル權利ヲ有スル場合ニ於テハ送還ニ代ヘテ其費用ヲ請求スルコトヲ得

第五百八十九條　第五百七十五條ノ規定ハ海員ノ債權ニ之ヲ準用ス

民法　第三編　債權　第二章　契約（摘錄）

第六百二十三條　雇傭ハ當事者ノ一方カ相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

第六百二十四條　勞務者ハ其約シタル勞務ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

期間ヲ以テ定メタル報酬ハ其期間ヲ經過シタル後之ヲ請求スルコトヲ得

第六百二十五條　使用者ハ勞務者ノ承諾アルニ非サレハ其權利ヲ第三者ニ讓渡スコトヲ得ス

勞務者ハ使用者ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ自己ニ代ハリテ勞務ニ服セシムルコトヲ得ス

勞務者カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ勞務ニ服セシメタルトキハ使用者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第六百二十六條　雇傭ノ期間カ五年ヲ經過シ又ハ當事者ノ一方若クハ第三者ノ終身間繼續スヘキトキハ當事者ノ一方ハ五年ヲ經過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但此期間ハ商工業見習者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ十年トス

前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ爲サント欲スルトキハ三ケ月前ニ其豫告ヲ爲スコトヲ要ス

第六百二十七條　當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ雇傭ハ解約申入ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス

期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ解約ノ申入ハ次期以後ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但其申入ハ當期ノ前半ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

六ケ月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ申入ハ三ケ月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六百二十八條　當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ直チニ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但シ其事由カ當事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ相手方ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第六百二十九條　雇傭ノ期間滿了ノ後勞務者カ引續キ其勞務ニ服スル場合ニ於テ使用者カ之ヲ知リテ異議ヲ述ヘサルトキハ前雇傭ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ雇傭ヲ爲シタルモノト推定ス但各當事者ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得

前雇傭ニ付キ當事者カ擔保ヲ供シタルトキハ其擔保ハ期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス但身元保證金ハ此限ニ在ラス

第六百三十條　第六百二十條ノ規定ハ雇傭ニ之ヲ準用ス

第六百三十一條　使用者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ雇傭ニ期間ノ定アルトキト雖モ勞務者又ハ破産管財人ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

治安警察法（抜萃）及び其の刑法との關係

第十七條　左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルヿヲ得ス

一　勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行爲ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クルコト

二　同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若ハ勞務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三　勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ强ユルコト

耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ强ユルカ爲相手方ニ對シ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス

第三十條　第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スル者亦同シ

右第十七條中 問題とせられて居るのは誘惑煽動の文字である。而して當局及び資本家の多くは同條の撤廢（若しくは誘惑煽動の文字の削除）に反對して居る。

尙治安警察法（第十七條第三十條）と刑法との關係に就て一言しやう。刑法に於て特に關係があるのは其の第二百三十四條であつて次の如くである。

第二百三十四條　威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ（三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金）

同盟罷業が本條に所謂威力に該當せさ

るやの疑がある。　多くの學者は同盟罷業を以て威力を以てする業務妨害に非ずとして居るが我が裁判所は或は之を威力を以てする業務妨害と解するかも知れぬ。更に暴行脅迫を威力なりと解すれば此等の行爲の結果業務妨害を生ぜし場合には本條の規定を適用さるゝであらう、そして其の罰則は治安警察法より遙かに重い。更に進んで暴行脅迫誹毀に關する刑法規定(刑法第二百八、二百二十二、二百三十、二百三十二條)を見るに其の罰則は治安警察法のそれよりも重くなつて居る。而して治安警察法の精神より見るに同盟罷業の場合にのみ暴行脅迫誹毀等を輕く罰するが如きは不合理であるから兩法規競合の場合には刑法を適用すべきものであらう又實際の例も然る樣である。故に治安警察法中問題となるのは唯誘惑煽動の文字のみと云つて差支へない。

尙同盟罷業は公務執行妨害罪(刑法第九十五條)として或は警察犯處罰令第二條第五號「他人ノ業務ニ對シ惡戲又ハ妨害ヲ爲シタル者」として處罰せられるの虞がある。

文献 雜誌掲載社會問題關係記事

一月の部

論題	筆者	雜誌名
生活不安の眞相	森本厚吉	中央公論
デモクラシーの制度を論ず	室伏高信	同
俸給生活者の地位並に運動の目標	河津暹	同
民衆文化の世界へ	大山郁夫	同
支那勞働問題		奉天商業會議所月報
家族制度存すべきか廢すべきか	三浦周行	法學論叢
米國石炭坑夫罷業問題の眞相		公私經濟雜誌
消費組合の經營(續く)		經濟資料
我國に於ける八時間制		同
關西地方八時間勞働制實施後の成績		工場研究
本邦職工の負傷及疾病に關する調査		同
八時間勞働制實施工場に關する調査		同
溫情主義と勞働問題	田島錦治	經濟論叢
モリスの文明觀と藝術と勞働觀	河田嗣郎	同
智識階級の解散	戸田海市	同
生活費の組織的研究の必要	山本美越乃	同
判任官生活の實狀	汐見三郎	同
我國に於ける新プールヂョア階級の成立(三、完)	圓谷弘	同
最近兒童保護事業の趨勢	武田愼治郎	救濟研究
非少年法案論	小河滋次郎	同
兒童と社會	山田正三	同
歐米失業者救濟制度概要	岡田次郎作	同
クロポトキンの社會思想の研究	森戸辰男	經濟學研究
勞働移動率の意義及計量に就て	森脇次郎	同
社會主義及共產主義文書	櫛田民藏	同
生存權の倫理的考察	藤井健次郎	改造
人生の幸福と財產權	高橋誠一郎	同
某兵器工場に於ける晝夜作業の身神に及ぼす影響	高橋孝太郎	國家醫學雜誌
歐米に於ける兒童保護問題の大勢	生江孝之	同
既婚婦人勞働問題	阿部秀助	三田學會雜誌
英國の「インダストリアル、ユニオニズム」	堀江歸一	同
デヴィド、ヒュームの奢侈論と其功利主義的倫理	高橋誠一郎	同
第十七世紀の理想國「クリスチアノポリス」	間崎萬里	同
勞働組合の歸趣	野村兼太郎	同
シイウリー公の尙農的政策	高橋誠一郎	同
支那勞働社會の覺醒		滿蒙研究彙報
同盟罷業		帝國鐵道協會々報
鐵道從業員の團結權		同
ラッセルとその主張の批判的解剖	杉森孝次郎	太陽
勞働會議成績批判	堀江歸一	同
出生率に就いて	二階堂保則	統計集誌
高等遊民と勞働問題	桑木嚴翼	丁酉倫理
改造の根本義	速水滉	同
我近世史に於ける民衆の發達	瀧村斐男	同
農業收益の分配を論ず	澤村康	帝國農會報
勞働問題と教育問題との交錯	大山郁夫	我等
ヘーゲルの自由意志說と國家	長谷川萬次郎	同
新學說と新思潮の紹介	二十三專門家執筆	同
現存勞働組合と共批判	K生	雄辯
消費者議會論	賀川豐彥	同
米國勞働運動の新生面	荒畑勝三	同

政治運動・社會運動・勞働運動　堺利彥　同
大正八年の社會的總勘定　堺利彥　同
最下層民の生活狀態と其改善　佐野利器　同
婦人指導者への抗議　與謝野晶子　同
同盟罷工防止解決の根本方策　田尻稻次郎　財政經濟時報
八時間勞働制實施工場府縣別　同　同

二月之部

戰後の農業政策　高岡熊雄　中央公論
アナーキズムに對する新解釋　吉野作造　同
採炭八時間勞働制の研究に就て　小池四郎　筑豐石炭鑛業組合月報
大正七年に於ける鑛夫扶助狀況　同
自作農維持及增加に努むる好機會　安藤廣太郎　朝鮮彙報
英國鐵道同盟罷工　村上見助　讀書雜誌
米國の鐵道管理と勞働者　田中萬藏　同
女子の團體運動　與謝野晶子　婦人公論
英國に於ける產業協議會　同　經濟資料
合衆國鐵道管理局と米國勞働組合鐵道從業員　同　同
並に各機械部所屬團體との協定　同　同
物資の缺乏と奢侈　石川文吾　國民經濟雜誌
職工扶助と災害保險（續く）　瀧谷善一　同
資本論に見はれたる唯物史觀　河上肇　經濟論叢
社會的租稅政策の根本理論　小川鄉太郎　同
鎌倉時代の家族制度（一）　三浦周作　同
消費稅が生產者に及ぼす影響の　神戸正雄　同
社會政策的考察
植民地の土地政策（二、完）　山本美越乃　同
岡山藩の開墾策（一）　黑正巖　同
救濟事業の歷史及現況に就て　小河滋次郎　救濟研究
勞働問題に關する雜感　暉峻義等　同

帝國大學新舊思想衝突批評　諸家　改造
普通選擧斷論　佐藤丑次郎　同
無產階級の爲めの普通選擧　末廣重雄　同
第二福田川上兩博士論戰評　諸家　同
女工の立作業と蛋白尿の關係　高橋孝太郎　國家醫學雜誌
英國の二大政黨制と勞働黨（續く）　占部百太郎　三田學會雜誌
合衆國の最低賃銀制度を論じて　堀江歸一　同
移民問題に及ぶ
再論ギルド、ソシアリズム（續く）　小泉信三　同
英國石炭業委員會の報告概要（續く）　堀江歸一　同
ギルド社會主義の國家觀（續く）　加田忠臣　同
英國紡賃金騰貴狀態　横田英夫　日本綿花週報
小作人問題　竹本保太郎　日本及日本人
ギルド社會主義經濟學　朝倉昇　社會主義研究
原始の共產制度研究　山川均　仝
世界主要國別米產額比較表　井上哲次郎　帝國農會報
農家經濟調査に就て（四、完）　島本愛之助　同
村落制度論　布川靜淵　同
日本の勞働運動と反動思想　大山鶴夫　太陽
私產に關する道德上の疑義　權田保之助　丁酉倫理
マルクスに現れたる進化論的思想及其批判　井筧節三　同
勞資の爭鬪と協調　長谷川如是閑　同
國際勞働に關する武藤資本家側代表委員の報告　櫛田民藏　帝國鐵道協會々報
頹廢的傾向と青年の新運動　我等
二個の新復古論　同
政策としての文化主義　同
森戸助教授筆禍事件　同

知識階級の自覺といふこと　大山郁夫
利子徴收の是認　高橋誠一郎　同
個人的生活安定　森本厚吉　同
社會主義思想の淵源及其發達　堺利彦　同
英國に於ける物價調節に關する施設　財政經濟時事問題研究

三月之部

人生の改造と弱者の力　姉崎正治　中央公論
社會改造の見地より觀たる堀江歸一思想問題に對する司法官憲の態度　諸家　同
扶助責任と損害賠償に就て　同
物價及勞銀　水谷嘉吉　筑豐石炭鑛業組合月報
支那苦力の世界的需要　朝鮮銀行月報
國際勞働會議に關する報告　大陸之工商
改良服罵倒論　大日本紡績聯合月報
大學教授の研究の限界　大庭柯公　婦人公論
思想問題、森口事件及び上杉教授の論説に就て　佐々木惣一　法學論叢
メンガアの觀たるマルクス派社會主義　仁保龜松　同
人口論及賃銀學説と社會運動　森戸辰男　改造
家族制度改善問題　小泉信三　同
批評的精神の誤解　諸家　同
勞働全酬權論　桑木嚴翼　同
河上福田問題の總勘定　賀川豐彦　同
クロポトキン思想批判　山川均　同
東洋に於けるアナーキズム　諸家　同
社會主義と精神勞働者（一）　吉野作造　國家學會雜誌
リード氏相續廢止論を讀む　藤澤親雄　同

雜誌掲載社會問題關係記事　經濟資料

ソビエット政府の農業政策　小河滋次郎　同
獨乙戰後の人口問題　高野岩三郎　同
乳兒保護施設に就て　暉峻義等　同
勞働統計と國勢調査　清水精一　同
勞働問題に關する雜感　工場研究　同
洗心館の設立と乞丐生活の改善　同
本邦工場衛生施設概況　井藤半彌稿　福田徳三校訂　國民經濟雜誌
本邦各工場の就業時間休憩時間及休日に關する調査　高田保馬　經濟論叢
社會改造の諸理論（續く）　三浦周行　同
社會の存續　本庄榮治郎　同
鎌倉時代の家族制度（二）　戸田海市　同
明治の米價調節（五）　小川鄉太郎　同
家賃騰貴と都市計畫　河田嗣郎　同
官吏の待遇を論す　黑正巖　同
米國勞働者家計三十年間　海戈　同
岡山藩の開墾策（二・完）　同
海員勞働時間　社會問題研究　同
海員勞働會議に就て　同
社會主義の本質及び目的　社會主義研究　同
社會主義と各種階級の人々　同
國家の起原（グリーキ）　同
無政府主義研究　同
封建制度の商人資本　同
クロポトキンを訪ねた青年に聽く　神近市新　小説
クロポトキン自叙傳要塞脱走　大杉榮　同
疾病保險案並説明　生命保險會社協會々報
勞働問題解説　清水文之輔　同
社會的救濟事業　臺灣時報
筋肉勞働と精神勞働　塚原政次　丁酉倫理

マルクスに現れたる進化論的思想及其批判　島本愛之助　同
勞働委員會の研究(一)及び(二)　福田德三　鐵道時報
臺灣に於ける農業苦力賃(糖務調査)　添田壽一　臺灣時報
物價指數の研究に就て　窪田文三　統計集誌
日本の勞働政策如何　美濃部達吉　同
勞働組合法の要件　高田早苗　同
森戸大内兩君の問題に付いて　大山郁夫　我等三月號
學問の自由は大學の使命　吉野作造　同
社會科學に於ける研究の自由　三宅雄二郎　同
言論自由と國家の干渉　室伏高信　同
思想の積極的衞生　ギルド社會主義國家觀　同
一九一九年の英國勞働界　英國船主及海員間紛爭協調機關の設置　郵船調査資料　同

四月之部

生存競爭說と相互扶助論　諸家　中央公論
勞資問題解決の一方法としての私學的管理法　業務研究資料
無政府主義の學術論文と朝憲紊亂事項　佐々木惣一　法學論叢
歐洲大戰に對する各國社會黨の態度　桑田熊藏　國家學會雜誌
大平洋岸より見たる米加兩國に於ける勞働運動(一)　岡田忠彦　同
社會主義と精神勞働者(二、完)　藤澤親雄　同
八時間勞働制の由來及其相　工場研究
窮民の意義及窮民增加の現象　小河滋次郎　救濟研究
獨逸妊産婦保護施設　樫田五郎　同
保護兒童及保護問題　龜山宥海　同
資本なき生産の世界　高橋誠一郎　解放
文化主義と兩性問題　諸家　同
改造期にある社會主義　石川文吾　國民經濟雜誌
國際勞働會議に於ける産前産後問題　田島錦治　經濟論叢
勞賃の經濟的及び道德的性質(一)　神戸正雄　同
酒の政府專賣と公益　三浦周行　同
鎌倉時代の家族制度(三)　本庄榮治郎　同
明治の米價調節(六)　戸田海市　同
現代方便生活と社會の問題　山本美越乃　同
戰後の獨逸の勞働市場　堀江歸一　三田學會雜誌
利益分配制度を論す(續く)　園乾治　同
勞働者保險の施設を論ず(續く)　佐々木惣一　大阪市商品時報
英國に於ける勞働組合と其組合員數　大山郁夫　黎明講演集
大學教授の研究の限界　五來欣一　同
社會科學に於ける研究の自由　福田德三　仝
危險思想とは何ぞや　同
言論自由の發達　社會主義研究　同
共産主義社會觀　同
羅馬國家の起源　社會問題研究　同
ロバアト、オーウエン　同
社會主義の本質及目的　社會と救濟　同
賣春婦と救治策　生江孝之　同
小住宅供給の實例に就て　船田中　東亞經濟研究
宋代に於ける兵制と社會政策　松井等　同
支那に於げる文化運動の研究　石山福治　丁酉倫理
所謂學問の自由　紀平正美　同
勞働組合を强壓して法人とするは不可なり　松波仁一郎　太陽
國民生活の改善と經濟上の社會政策　渡邊鐵造　同
電車怠業と東京市民(案頭三尺)　內田魯庵　同
所有慾と社會聯帶主義問題　紀平正美　大觀

勞働者の要求する教育	北澤新次郎	同
第四十二議會と婦人參政權（海内及海外）	大山郁夫	我等
賃銀制度の將來	北澤新次郎	同
民法と無産階級	賀川豐彦	同
家族、企業及組合	高橋誠一郎	同
産業民主々義の哲學	アントン・メンガー	同
兩性問題概觀	堺利彦	同
勞働組合方法の是認理由	荒畑勝三	同

五月之部

家族制度論（續く）	河田嗣郎	文化生活研究
政治に及ぼす婦人の力（續く）	吉野作造	文化生活研究
人體榮養論（續く）	永井潛	文化生活研究
社會病理（續く）	賀川豐彦	文化生活研究
米國の生活費騰率		貿易
失業問題を論じて其救濟策を提唱す	佐々木勝三郎	中央公論
「合理的勞働」の見地より觀たるテーロイズムの批判	暉峻義等	同
失業者問題	諸家	同
共同保險者の損害塡補額	森莊三郎	國家學會雜誌
太平洋岸より見たる米加兩國に於ける勞働運動（二）	岡田忠彦	同
勞働時間と能率	田中寛一	工場研究
男子の賃金と女子の賃金	河田嗣郎	改造
生産組織の社會化	堀江歸一	同
勞働總同盟（O・G・T）の研究	山川均	同
ギルドに就て室伏君に答ふ	小泉信三	同
クロポトキン著作總評	諸家	同
時勢と救濟事業	池松時和	救濟研究

雜誌掲載社會問題關係記事

貧困の原因に就て	小河滋次郎	同
社會運動の近況	赤堀郁太郎	同
私共の幼兒は幾割の死亡か	島村育人	同
第一回國際勞働會議の顚末（續く）	上田貞次郎	國民經濟雜誌
フォン、チューネンの自然賃銀	手塚壽郎	同
マルクス「經濟學批判」に於ける商品論（續く）	赤松要稿	同
鎌倉時代の家族制度（四）	福田徳三閲	同
米國の日本移民問題	三浦周行	經濟論叢
加州土地問題に就て	戸田海市	同
講壇社會主義（續く）	神戸正雄	同
失業者問題と其救濟施設	阿部秀助	三田學會雜誌
勞働問題	堀江歸一	社會及國體研究錄
ロバアト、アーウエン		日本及日本人
失業者問題及失業防止	挾間茂	社會問題研究
小住宅供給の實例について	船田中	社會と救濟
勞働保險制度樹立の急務		同
現業委員會の創設		遞信協會雜誌
國有鐵道の年金制度及共濟組合規則改正の大要		鐵道時報
王莽の社會政策	吉野虎雄	東亞經濟研究
食糧問題に就て日英の一比較	矢野貫城	同
我國の地主小作人問題	桑田熊藏	帝國農會報
新蘭の土地政策	澤村康	同
本邦自作農の狀況（續く）	吉田安喜雄	同
小作組合に關する調査		同
現今の社會問題と日本の將來	井上哲次郎	丁酉倫理
本邦勞働運動の性質と其傾向	市川靜淵	同
無勞の民なく無用の地なき國土	高橋誠一郎	太陽
母子扶助法の制定	田子一民	同
社會主義者か藪醫者か	井筦節三	同

獨逸の社會主義と社會革命　五來素川　大觀
ラツセルの「慾望の解剖」　長谷川如是閑　同
ラツセルの思想批判　諸家　同
民衆文化の歸趨と教育　大山郁夫　我等
思想界の當面の問題（海内・海外）　同　同
クロポトキンの生活の一面　森戸辰男　同
勞働絞取制度の社會學的考察　佐野學　同
文化史上のマルクス　櫛田民藏　同
生活享樂の分業と階級的反感　長谷川如是閑　雄辯
アナキズムより專制政治へ　鷲尾正五郎　同
功利主義的法律及政治論　小泉信三　同
强制仲裁法を論ず　荒畑勝三　同
米國に於ける勞働代表制度　郵船調査資料
英國新失業保險法案　同

六月之部

トルストイの剩餘價値論　井筈節三　中央公論
社會事業の要諦　窪田文三　同
農村の振興に就いて　大日本農會報
日本内地に於ける主要食糧農産物需供の大勢　同
アダム、スミスの富國論に見れたる社會階級觀　黑川芳藏　同志社論叢
ナシヨナルギルヅと國家主權との關係に就て　中島重　同
アントン、メンガー「勞働全收權生存權及び勞働權の本質」　恒藤恭　同
藝妓撲滅論　帆足理一郎　婦人公論
民衆政治の價値を論ず　森口繁治　法學論叢
思想財産共有の理想　田村徳治　同
鎌倉時代の家族制度（五）　三浦周行　經濟論叢
明治の米價調節（七、完）　本庄榮治郎　同
日下の恐慌及び失業　戸田海市　同
私有財産權の社會的基礎　穂積重遠　解放
現代社會生活の知識階級　大山郁夫　同
社會連帶思想と階級鬪爭說　佐野學　同
私有財産制度の研究　諸家　同
勞働運動壓迫の歷史　諸家　同
電車罷業の眞相　諸家　同
人性樂觀と社會組織　小泉信三　改造
女子運動としての「新婦人協會」　森戸辰男　同
獨逸に於ける經營協議法　　經濟資料
英國炭坑夫論　　同
借地及び借家兩法案と其社會政策的價値　三潴信三　國家學會雜誌
太平洋岸より見たる米加兩國に於ける勞働運動（三、完）　岡田忠彦　同
朝鮮人のみを收容せる監獄の食物　佐藤剛藏　國家醫學雜誌
地代論と社會主義　小泉信三　三田學會雜誌
科學的社會主義と唯物史觀　　社會問題研究
ボルセヰキ研究　　社會主義研究
ソヴイエツトの組織　　同
勞働問題　堀江歸一　社會及國體研究錄
マルクスの唯物史觀　河上肇　同
我邦兒童保護の現在及將來　添田敬一郎　社會と救濟
英國に於ける失業救濟の歷史觀　小島幸治　同
官設職業紹介所と加奈陀勞働界概況　　通商公報
農村勞働者に就て　友春山作樹　帝國農會報
社會問題と道德的改造　枝高彦　同
國民道德の性質を論じ家族制度の將來に及ぶ　　丁酉倫理
現下の人心不安に關する心理學的考察　堀江歸一　同
勞働組合法問題（經濟財政時論）　　太陽

電車罷業批判　諸家　同
勞働爭議解決策　中島信虎　同
歐米勞働運動の新傾向　堺利彦　同
民衆の文化か民衆の爲めの文化か　金子筑水　大觀
藝術より社會改造へ　厨川白村　同
都市經營に係かる貯蓄機關　田中太郎　統計集誌
民法と無產者階級　アントン・メンガー　我等
文化史上のマルクス　櫛田民藏　同
罷業破りと勞働組合　北澤新次郎　雄辯
社會改造と文化主義　權田保之助　同
我國の農業勞働と小作問題　横井時敬　財政經濟時報
國際勞働會議に對する所感　武藤山治　同
國際勞働會議の成果　窪田文三　同
勞働會議と勞働者階級　桝本卯平　同

七月之部

社會奉仕と資本家階級及勞働者階級　三宅雪嶺　中央公論
社會問題と其思想的背景　吉野作造　同
近代科學と無政府主義　大杉榮　改造
革命的サンヂカリズムに就いて　米田庄太郎　同
普選遂行・言論壓迫・民衆反抗　諸家　同
米國に於ける工場委員制度　經濟資料
マンデギュ「蜜蜂物語」を讀む（續く）　東晋太郎　國民經濟雜誌
ラスキン「ムネラ、ブルヴェリス」（續く）　大熊信行稿　同
恐慌と勞働市場　福田徳三閲
統計調査事項の分類に就て　河津暹　國家學會雜誌
勞賃の經濟的及び道德的性質（二）　高野岩三郎　同
鎌倉時代の家族制度（六）　田島錦治　經濟論叢
　　三浦周行　同

雜誌掲載社會問題關係記事

經營權分配制度を論ず　堀江歸一　三田學會雜誌
遺產相續法と土地の分配（續く）　瀧本誠一　同
社會主義者の「歴史的法律的」資本觀概略　小泉信三　同
科學的經營法と勞働組合　堀江歸一　同
產業管理と勞働組合　三浦藏　邊金藏　同
九州に於ける炭坑ストライキの近因に就て　俵麟太郎　同
マルクス派の國家觀（續く）　加田忠臣　同
勞働者賠償保險に就て　生命保險協會々報
維新後の衛生行政資料　市町村雜誌
支那の勞働問題と下層勞働者　支那問題
科學的社會主義と唯物史觀　社會問題研究
マゾニス事件　社會主義研究
マルクスの價價學說　同
カンサス州同盟罷工制限に關する討論　通商公報
民衆文化の基調に關する一考察　大山郁夫　丁酉倫理
勞働問題の一新解決　同　同
ギルド社會主義の一批評　同　同
疑問の組合社會主義　井筈節三　大觀
資產家の心理と無資產家の心理　高島平三郎　同
戰後に於ける歐洲の經濟政策　矢作榮藏　統計集誌
無政府主義の道德性　森戸辰男　我等
民衆文化主義と自分　大山郁夫　同
マルクス派社會主義の思想的背景　櫛田民藏　同
カーライルと社會問題　石田憲次　同
親族法と無產者階級　アントン・メンガー　同
パーリメンタリズムの原理並にパーリメンタリズム崩壞の原理　室伏高信　雄辯
經濟恐慌と反自由主義の經濟學說　高橋誠一郎　同
勞働運動としての消費組合　田邊忠男　財政經濟時報

八月之部

戰前戰後の歐洲食糧政策　三宅雄二郎　貿易
國民生活改善問題　文化生活研究
食糧問題と肥料　大日本農會報
米價下落と農業倉庫の活用　木津　同
我國の現狀に照して觀たる避姙可否論　諸家　婦人公論
思想財産の移入の原理(一)——危險思想移入問題の解決——　田村徳治　法學論叢
サンヂカリズムの批判　宝伏高信　批評
勞働者保險　田中　工業雜誌
資本家の眼に映じたる英佛の勞働問題　同
現代哲學と資本主義精神　米田庄太郎　解放
勞働運動に對する知識階級の地位　山川均　同
個人の完成と社會的經濟生活　野村兼太郎　同
ブルヂオア的財産の發達　高畠素之　同
知識階級と社會事實　權田保之助　同
貴族制度論　諸家　同
勞働組合の心理　賀川豐彦　改造
公的救濟事業に就て　小河滋次郎　救濟研究
小兒と結核　齋藤眞文　同
現行組織の缺陷と社會連帶(一)　杉山直治郎　國家學會雜誌
基礎社會の發達方向(一)　高田保馬　經濟論叢
鎌倉時代の家族制度(七、完)　三浦周行　同
マルクスの勞働價値論の根本命題(一)　堀經夫　同
現代支那に於ける社會上の一缺陷　小島祐馬　同
北米合衆國州政府の購買集中制　經濟資料
米國に於ける勞働組合主義　同
陸軍職工の生活狀況(續く)　高橋孝太郎　國家醫學雜誌
英國勞働問題に關する新刊書　堀江歸一　三田學會雜誌
ラツセルの思想とウヰリアム、ジエームス(續く)　奥井復太郎　同
工讀團互助問題　日華公論
支那勞働問題　同
支那學生と文化運動　同
支那婦女解放問題　同
日本內地に於ける主要食糧品需給の大勢　內外商工時報
支那に於ける米の需給狀況(上、下)　上海週報
支那勞働者の歸國　上海公論
都市生活と不良兒の發生　社會時報
私娼の精神狀態の缺陷と其救濟　同
細民家庭訪問の效果に就て　同
思想問題一般　遠藤隆吉　社會及國體研究錄
ロバアト、オーウエン　社會問題研究
印度北西鐵道罷業解決　通商公報
勞働も亦反省すべし　中島德藏　丁酉倫理
勞働組合法案を評す　鈴木文治　太陽
農業勞働問題の特色　橋本傳左衛門　同
民衆文化主義の展開　權田保之助　大觀
本邦家禽の統計　加藤銀藏　統計集誌
深川區富川町に於ける木賃宿の研究　東京市尋常小學校寄送
露人の友愛性と殘虐性　大庭柯公　我等
恐慌と資本家經濟　櫛田民藏　同
マルクス唯物史觀と理想主義との關係に就き河上博士を駁す　土田杏村　雄辯
勞働運動の目標と趨勢　荒畑勝三　同
大阪市の社會事業成績(一)　善生永助　財政經濟時報
富士紡罷工と組合權　河

九月之部

正及び善の原則を論じて	杉森孝次郎	中央公論
日本社會主義同盟に就て	室伏高信	同
我國社會公益事業の現狀を難ず	堀江歸一	同
經濟界の不況と我國勞働運動の將來	北澤新次郎	同
社會問題として見たる最近に於ける迷信流行の傾向	大山郁夫	同
女學校寄宿舍の改造を促す	諸家	婦人公論
思想財産の移入の原理(二)——學問と藝術との區別——	田村德治	法學論叢
女子參政權の要求	植原悅二郎	女性日本人
奇しき運命の婦人	雪嶺	同
婦人參政權問題	雪嶺	同
米國同盟罷業數		北海道石岩鑛業會會報
職業紹介所に現れたる失業狀態		實業之日本
疲勞倦怠と事故		工業雜誌
マルキシズムとしてのボルシェヴィズム	福田德三	解放
ギルドマンの見たる新社會組織	北澤新次郎	同
階級社會の發生的考察	佐野學	同
協調會と團結權	森戸辰男	同
貴婦人生活の解剖	山川菊榮	同
享樂主義批判	諸家	同
歐米勞働運動の最近傾向	諸家	同
職業心理の解剖	諸家	同
獨逸に於ける戰後の食糧政策		經濟資料
社會事業根本觀念と思想	上山善治	救濟研究
職業と鉛中毒の慘害及其豫防法	長谷川卯三郎	同
禮記王制に於ける養老其他社會的施設		研究會月報
ロオドベルトスの勞働價値學說と平均利潤率の問題(續く)	小泉信三	國民經濟雜誌
最近各國に於ける社會保險の發達	瀧谷善一	同
失業者と海外移住問題	小野武夫	同
露國革命と婚姻法	穗積重遠	國家學會雜誌
現行組織の缺陷と社會連帶(二)	杉山直次郎	同
ロシア勞農共和國の委員會制度	內藤吉之助	同
貯穀と常平倉	本庄榮治郎	經濟論叢
勞賃の最大點及び最小點	田島錦治	同
基礎社會衰耗の法則	高田保馬	同
マルクスの勞働價値論の根本命題に就て	堀經夫	同
足尾、日立兩鑛山に於ける鑛夫待遇法の比較(續く)		鑛夫問題資料
農村の危機		日本及日本人
農村の近狀を論ず(百瀨)		同
支那に於ける社會主義の過去及將來		日華公論
大阪市商工業者の定休日		大阪市商工時報
露國の國有事業管理法		社會主義研究
露國の勞働者産業管理法		仝
ソヴイエット露國の經濟組織		仝
太古の家族集産制度		仝
最近思想問題		社會政策時報
勞働問題に關する世界の大勢	桑木嚴翼	同
我國最近の勞働運動の概勢	桑田熊藏	同
明治年間に於ける日本の勞働團體	藤井悌	同
勞働組合法案	荒川賢	同
最近各國に於ける八時間勞働制	北國男	同
我國に於ける八時間勞働の現狀	島崎一郎	同
我國に於ける工場委員會制度		同
中央職業紹介所成績		同

中産階級問題　小林丑三郎　同
教育者の生活難　高橋正熊　同
内外社會事業大觀　生江孝之　同
社會事業と思想問題　矢吹慶輝　社會と救濟
歐洲大戰と勞働問題　桑田熊藏　同
ロバアト、オーウエン　河上肇　社會問題研究
社會主義と唯物史觀と倫理學　同　同
英國養老年金制度の改正　大杉榮　生命保險協會々報
新獄中記　里見哲太郎　新小說
工場並に其附屬設備の改善要領　職工問題資料
和蘭に於ける港灣勞働者の同盟罷工　通商公報
北米合衆國に於ける百年間の外國移民　仝
優生學より觀たる最近の社會問題　尾澤慶忠　太陽
病的時代の病的心理の研究　諸家　大觀
獨、墺、瑞の兒童保護制度　田中太郎　統計集誌
最近十四年間の東京市現住人口の總死亡數と肺結核死亡數　田中太郎　同
民衆文化への疑義について　大山郁夫　我等
社會戰の社會學　佐野學　同
ナショナルギルドの社會論の文化主義的修正　土田杏村　雄辯
唯物史觀說と其批判　山川均　同
大阪市の社會事業成績　天岡直嘉　財政經濟時報
最近三年間に於ける爲替貯金業務　田邊忠男　同
國有鐵道現業委員會に就て　田邊忠男　同

十月之部

鬪爭本能と國家の進化　長谷川如是閑　中央公論
コール氏の社會學說の根本思想　田邊忠男　同
自由社會に於ける妻と母　山川菊榮　婦人公論
所謂良妻賢母主義則惡妻惡母主義　帆足理一郎　同
思想財産の移入の原理（三）——學問と藝術の區別——　田村徳治　法學論叢
アント・メンンガア「社會主義的國家論」の輪廓（一）　恒藤恭　同
レーニン主義批評　室伏高信　批評
職工賃銀表　阿部次郎　改造
國家主義の解剖　小泉信三　同
フェビアン社會主義の功過　森戸辰男　同
二種の人權宣言　諸家　同
新マルサス主義の研究　八瀨徳三郎　救濟研究
プレミウム、ボーナス制度　山本育太郎　同
獨墺二國に於ける産業の社會化　石川文吾　國民經濟雜誌
クローツエの唯物史觀論　三浦武美　同
福岡長野兩縣下に於ける勞働狀況視察談　吉田熊次　國家學會雜誌
我國に於ける會社資本と勞銀との對照　河田嗣郎　經濟論叢
生命保險と社會政策　堀經夫　同
資本の將來　小泉信三　三田學會雜誌
文化主義とは何ぞ　堀江歸一　同
農業社會主義論（一）　日華公論
價値論上のリカアドとマルクス（一）　同
ロオドベルトスの地代論とリカルドオ（續く）　社會主義研究
米國移民問題の經濟的方面　同
支那の人口と家族　社會政策時報
支那婦人の新文化運動　氣賀勘重
革命渦中の伊太利社會黨　荒川賢
勞農露國研究參考文書　林癸未夫
勞資協調の一方法　同
明治年鑑に於ける日本の勞働團體　同
同盟罷工禁遏の是非　同

英國農業勞働者の最低賃銀　島崎一郎　同
我國最近の共濟組合　芳賀榮造　同
産業代議制度に對する米國傭主の意見　森田良雄　同
失業問題及我國現時の失業狀態　田野奎治　同
失業の原因及其影響　小林郁　同
中央職業紹介所成績　小林丑三郎　同
中産階級問題　深見豐二　同
賣笑婦賣買の眞相　支那研究彙錄
北支那饑饉災情記　遞信協會雜誌
能率增進の外的條件　田中　通商公報
罌國に於ける罷業數　帝國農會報
農業勞働問題　橋本　同
國民農業勞働嫁忌及其史的觀察(一)　有元　仝
北海道の中小農　中澤　仝
社會事業に於ける科學的精神と道德的信念　友枝高彥　丁酉倫理
新マルサス主義批判　諸家　大觀
本邦土地利用並開墾に關する統計(一)　加藤銀藏　統計集誌
中産階級者保護事業としての有料庶民病院設立の必要　田中太郎　同
男女食糧費の相異に關する調査　田中太郎　同
マルクス學に於ける唯物史觀　櫛田民藏　我等
教育上の迷信及迷信破壞　大山郁夫　同
勞農ロシアを訪うて　ラッセル　同
下會階級の被服費調査　大山郁夫譯　財政經濟時報

十一月之部

婚姻制度論　穗積重遠　文化生活研究
中流社會と經濟生活　河津暹　同
都市生活論　渡邊鐵藏　同
世界人心の不安動搖に對する悲觀論樂觀論　諸家　中央公論
英國石炭坑夫　盟罷業　筑豐石炭鑛業組合月報
鑛夫の賃銀に就いて　同
製絲工女に對する合理的賃錢支拂法　大日本蠶絲會報
女子教育の社會化を提唱す　諸家　婦人公論
アントン・メンガア「社會主義的國家論」の輪廓(二)　恒藤恭　法學論叢
ボルシェヴキズム發達史　尾瀨敬止　批評
プロレタリアの獨裁政治　室伏高信　同
炭坑々夫の異動　北海道石炭鑛業會々報
英國炭坑々夫罷業總勘定　同
マルキシズムとしてのボルシェヴキズム　福田徳三　解放
自然主義文明批判　鷲尾正五郎　同
消費組合と公設市場との價値　高畠素之　同
商業及商人階級の發生　荒川進　同
英國の諸改造案　窪田靜太郎　經濟資料
住居問題に就て　岩井尊文　救濟研究
幼年犯人の心理と責任年齡　大林宗嗣　同
大阪市内に於ける娯樂機關の施設　增井光藏　同
婦人職業の歷史的發展(續〻)　吉野作造　國民經濟雜誌
普通選擧主張の理論的根據に關する一考察(一)　杉山直治郎　國家學會雜誌
現行組織の缺陷と社會連帶(三)　田島錦治　同
限界的生産力の勞賃說　河田嗣郎　經濟論叢
農業社會主義的土地改良論者　堀經夫　同
價値　上のリカアドとマルクス(二)　小原廓清　同
在支同胞と飲酒

乳兒死亡の社會的原因　暉峻義等　國家醫學雜誌
社會保險の賃銀に及ぼす影響（續く）　園乾治　三田學會雜誌
赤露の食糧問題　日露實商新報
國際農業勞働會議に就いて　伊藤　日本及日本人
大阪に於ける勞働賃銀　大阪貿易通報
マルクスの地代論　社會主義研究
ソヴイエット露國の農業制度　同
剰餘價値と利子利潤及び地代　同
ボルシエヴイキと世界政治（ラツセル）　支那研究彙報
支那古代の社會主義思想　同
滿蒙に於ける家族制度　上海公論
ロバアト、オーウエン　社會問題研究
改行人間の自己瞞着性　社會政策時報
協調――社會協　の精神

最近思想問題　河上肇
我國最近の勞働運動の概勢　神戸正雄
米國勞働者の教育　桑木嚴翼
獨逸最近の勞働市場　藤井梯
最近各國に於ける八時間勞働制　山田敏一
各國最近の勞働市場　青木節一
簡易生命保險の現況　島崎一郎
中央職業紹介所成績　天岡直嘉
婦人勞働問題　阿部秀助
農村社會問題雜觀　芳賀榮造
我邦に於ける賣奴解放の亘相　大江天也　社會と救濟
國際農業勞働總會に就いて　高島　帝國農會報
伊太利農業勞働問題（一）　小野　同
農業勞働者國際會議の議題說明　同
生産能率增進に就いて　荻原　遞信協會雜誌
婦人職業問題と部內女子從業員（一）　同
クローズド・ショップの主張　北澤新次郎　大觀
統計界の時事問題三四　高野岩三郎　統計集誌
大正七年日本帝國人口動態の梗概　森數樹　同
最近全國職工移動狀況（六）　山郁夫　東京經濟雜誌
社會教育と新聞　大我等
クロポトキンの相互扶助論　森戸辰男　同
或る日の問答　河上肇　同
英國炭坑夫組合と三角同盟　財政經濟時報
ラツセル、ク　田邊忠男　同
ロポトキン　兩氏の過激派觀（二）

十二月之部

新時代の理想的原則序說　杉森孝次郎　中央公論
マルクス剰餘價値構成の原理に就て　古屋美貞　同志社論叢
婦人の商品性とその人間性　大山郁夫　婦人共論
生活難の姿　同
思想財産の移入の原理（五、完）（飜案、解譯、釋譯及飜譯等）　田村徳治　法學論叢
レニーヌとボルシエヴイズム（一）　織田萬　同
アントン・メンガア「社會主義的國家論」の輪廓（三、完）　恒藤恭　同
新獨逸に於ける勞働立法の趨勢　末川博　同
モリス評傳　甲野哲二　批評
常平倉は米價調節に實效ありや　横井寛　實業之日本
關東一の稱ある模範的信用組合　堺利彦　仝
社會思想の進展　荒畑寒村　解
勞働運動の一年史　賀川豐彦　同
生活競爭の哲學　藤井健治郎　同
改造原理としての社會的正義　室伏高信　改造
ロシアの共産主曜

同盟罷業と勞働組合及勞働組合聯合會　鳩山秀夫　國家學會雜誌
財産法改正問題概論（一）　吉野作造　同
普通選擧主張の理論的根據に關する一考察（二、完）　汐見三郎　經濟論叢
生計調査を論ず　堀經夫　同
價値論上のリカアドとマルクス　戸田海市　同
日下の卸賣相場と小賣相場　三田村一郎　同
英國現代の經濟學者と社會主義　高橋誠一郎　三田學會雜誌
アリストーテリーズの奴隷制度論　野村兼太郎　同
古代法に現れたる家族制　胡　日本及日本人
米價調節策としての常平倉　川村繁三郎　日華公論
中國哲學史の唯物的研究　新小說
銀行員及會社員の生活　社會主義研究
ゴルキーの觀たるレーニン　同
工業資本主義の歸趨　生江孝之　社會と救濟
勞働保險制度の梗概と其利弊　大江天也　同
明治初年に於ける藝娼妓解放問題　草間八十雄　同
貧民窟の家賃　宇都宮鼎　社會政策時報
職後に於ける獨逸の社會的立法問題　芳賀榮造　同
ボイコット發達史　森田良雄　同
瑞西の疾病及災害保險　荒川賢　同
我國工場委員會制度の現在及將來　澤來太郎　同
硝子工場職工事情　桑木嚴翼　同
治安警察法第十七條問題　深見豐二　同
全國職業紹介所成績　龜田　遞信協會雜誌
日傭勞働者紹介成績　同
最近思想問題　同
東京市に於ける宅地外土地に就て　同
東京市内各區の細民窟調査　同
遞信部内現業員共濟組合に就て　同

雜誌掲載社會問題關係記事

愛蘭に於ける小作保護政策（一）　奥田　帝國農會報
日本國民の生存權と食糧問題　加藤直士　大觀
最近全國職工移動狀況（六）　大山郁夫　東京經濟雜誌
二種の社會教育觀　森戸辰男　我　等
クロポトキンの相互扶助說　長谷川如是閑　同
一九二〇年の傾向（傾向及批判）　仲小路廉　財政經濟時報
食糧問題と常平倉制度

九年度出版社會問題關係主要著書

第一部　社會問題一斑

書名	著者又は發行所
ロイド著勞働組合論	荒畑勝三譯
勞働組合論	荒畑勝三著
スパルゴー著過激主義の心理	淺野護譯
社會主義論	リチャード、イリー著 安部磯雄譯
勞働組合運動史	荒畑勝三 山川均共譯
土地國有論	秋守常太郎著
ラベル著國民生活の改造	賣文社編輯所譯
消費組合論	大日本文明協會編
富の創造	大日本文明協會編
最近社會學の進步	大日本學術協會
勞働者の觀たるマルクスとクロポトキン	遠藤無水譯
我資本家階級の發達と資本主義的精神	圓谷弘著
思想問題一般	遠藤隆吉著
バトラー著眞の勞働問題	古河合名會社調査課
現代の商業及商人	福田德三著
大調査機關設立の議	後藤新平著
燃料講話石炭の焚き方	平松末吉著
經濟組織改造論	堀江歸一著
勞働組合論	堀江歸一著
下層社會研究	八濱德三郎著
社會の經濟的基礎	アキレ、ロリア著 平沼淑郎譯
社會問題講話	平沼淑郎著
工場委員制度	板橋卓一著
徹底人道主義	生田長江著
現代店員制度の研究	泉俊秀著
現代商店組織の研究	生田長江 本間久雄共著
社會改造の八大思想家	井箟節三著
ユウトピア物語	井箟節三著
私有財產主義	河上肇著
社會問題管見（改版）	海野幸德著
俸給生活者問題	北岡壽逸譯
勞働法原論	小泉信三著
經濟學說と社會思想	窪田靜太郎共著
現代社會問題研究第二卷貧窮	今井政吉著
英國の工場委員會制度	協調會編
英國勞働組合の法律上の地位	協調會編
歐洲思想大觀	金子馬治著
修正派社會主義論	嘉治隆一譯
米國に於ける職業紹介所	協調會編
米國に於ける利益分配法	同
英國に於ける利益分配制度	協調會編
佛國職業組合の法律上の地位	同
米國諸工場に於ける福利增進施設	協調會編
英國仲裁々判制度	協調會編
米國產業會議報告	協調會編
文化主義と社會問題	桑木嚴翼著
文化問題十五講	加藤玄智編
トロツキー手記露西亞革命實記	茅原退二郎譯
自由の生活	小林一郎著
地下勞働	喜多收一郎著
自然科學と人生問題	木村德藏著
現代日本と社會問題	窪田文三著
英國に於ける利益分配制度	財團法人協調會
コオル原著、產業自治とギルド社會主義	黑川禮二共譯
失業保險論	谷島勝太郎共譯
社會問題研究	爲替貯金局
財政經濟及社會叢書	小泉信三著
カーペンター產業的自由、其理論及實際	神戸正雄著
社會問題と財政	加藤一夫譯
近世經濟思想史論	小川鄉太郎著
勞働問題研究	河上肇著
都市と住宅	河合榮次郎著
人間苦と人間建築	建築學會
疾病保險法案並說明	賀川豐彥著
マロ著、勞働改造の原理	片岡直溫 江木翼譯
經濟及社會問題	丸山茂樹譯
勞働政策	松本學著
最近數年間に於ける內外勞働問題と勞働者狀態	增田重喜著
大正八年度滿鐵消費組合事業報告	松岡正一著
生活問題	滿鐵消費組合
現實生活の基本	森本厚吉著
ギルド社會主義	村瀨武比古著
	室伏高信著

法律に於ける正義と公平　牧野英一著
國際勞働條約論　松澤清著
非共産主義　宮地猛男譯
炭坑夫の生活　三上德三郎著
外國に於ける信託に關する調査　森戸辰男著
ステプニヤク著地底の露西亞革命物語　宮崎龍介譯
ウヲード著勞働者の爲めに　宮澤六郎譯
マロツク著指導能力と筋肉勞働　宮地武夫譯
正義と自由社會改造の基調　中澤臨川著
過激派の本領　中目尙義譯
都市問題の研究　長岡喜一譯
新文化への道　野村隈畔著
外を觀よ內を觀よ　長島隆二著
新社會の基礎　中澤臨川著
田園都市　內務省地方局
外國大都市制　內務省地方局
佛國市町村制　內務省地方局
佛國鐵道罷業に就て英國に於ける勞働運動の變化に就て　日本銀行調査局
大正七年十二月卅一日日本帝國現住人口梗概　內閣統計局
佛國前大藏大臣リボー氏財政大演說物價騰貴對策　日本銀行調査局
經濟本位の住宅　納屋松藏著
獨逸の物價調節策　日本銀行調査局
經濟的文化と哲學　野村兼太郎著
復活の巴里より　蜷川新著
ラーキン原著マルクス派社會主義　中目尙義譯

人口問題と食糧問題　大場實治著
民族性の研究　納武津著
マツケルヂー著社會哲學原論　納武津譯
八時間勞働問題　岡野辰之介著
歐米失業者問題　岡田次郎作著
クロポトキン自敍傳革命家の思出　大杉榮譯
勞働年鑑　勞働年鑑編輯所編
日本勞働年鑑　大原社會問題研究所編
日本社會事業年鑑　同
日本社會衞生年鑑　同
朝日講演集　大阪朝日新聞社編
社會改造の諸問題　佐野袈裟美著
勞働問題講演集　資本勞働問題研究會編
生活改造問題批判　佐々木吉三郎著
ロシア社會學　新人會編
報知縣賞住家設計圖案　佐藤功一著
內面生活の改造　鈴木素風著
婦人問題と教育　鯵坂國芳著
ゲーヴアニツツ著マルクスかカントか　佐野學譯
概觀世界史潮　坂口昂著
民衆文化の基調　新人會
ピツク博士著勞働爭議　杉村陽太郎譯
東京市丸の內及近郊人口調査　寫本
支那勞働者研究（續支那研究叢書第二卷）　外山清次著
社會問題總覽　高畠素之著

勞働賃銀制度の改善案利益分配法　瀧本誠一著
リユウス著社會主義社會學　高畠素之譯
電氣局從業者要求運動の顚末概說　東京市電氣局
カーペンター農業と社會主義　時國理一譯
社會主義的諸研究　高畠素之著
ラツセル著正義と鬪爭　時國理一譯
ダラユベニツク著革命の悲哀　高橋潛譯
改造の歐米より　田子一民著
經濟一家言　瀧本誠一著
ヒルクイツト著社會主義大系　高橋正熊譯
資本主義對過激主義　豐原又男譯
現代社會の諸研究　高田保馬著
國勢調査問題講話　財部靜治著
マルクス全集資本論第一卷の一　高畠素之譯
職工生計狀態に關する調査（第三輯）　東京府工務課編
生理學上より觀たる勞働者問題　暉峻義等譯
歐洲戰後の資本と勞働　植原悅二郎著
米と社會政策　宇野木忠譯
暴風に面せる日本　渡邊小洋著
新理想主義の歷史哲學　米田庄太郎著
輓近社會思想の研究（中）　米田庄太郎著
1WWの研究　米田庄太郎著
新理想主義の歷史哲學前篇（一）　米田庄太郎著

書名	著者又は發行所
教育と文化	湯原元一著
日本の下層社會	横山源之助著
階級闘爭史論	山口義三著

第二部　工業及工業政策

書名	著者又は發行所
東京府下に於ける諸工業と時局の影響	東京府工務課編
ガント式工場管理法	麓三郎譯
工業所有權活用論	魚津要太郎著
石油工業大要	永田政吉著
工業所有權概論	清瀬一郎著
工場經營管理の實際	佐瀬文哉著
工業の知識	佐瀬文哉著
東京府下に於ける工業概況	府立東京商工奬勵會

第三部　農業及農業政策

書名	著者又は發行所
時局に於ける農事奬勵施設及成績	農商務省農務局
佛國に於ける主要食糧農産物に關する戰時政策	臨時産業調査局
北米合衆國に於ける主要食糧農産物に關する戰時政策	同
ラビツト著米と社會政策	宇野木忠譯
日本内地に於ける主要食糧農産物需要供給の大勢	農商務省農務局
農民の聲を聞け米價問題と普選問題	横田秀夫著
輓近米國農村教育と其施設	水野常吉著
英蘭に於ける農業勞働の狀態及其供給	北海道帝國大學農學部經濟學農政學研究室
佛國戰禍地方に於ける農業贈正五位松浦宗案と我農業	北海道帝國大學農學部經濟學農政學研究室
農業トラクターに就て	古賀武德著
米價變動の考究	日本銀行調査部
獨逸レーウエルト氏の私見戰後貿易復興策として商務員制度の提唱	外務省西比利亞經濟援助部調査課
第三回全國田畑賣買價格及收益調	鈴木千代吉著
西比利亞の林業附露國森林法概要	山崎延吉 河原忠三郎共著
日本農家の經濟的變遷	齋藤圭助著
現代社會問題研究第五卷農村問題	孫田秀春著
上杉鷹山公の農政	元朝鮮總督府臨時土地調査局編
産業組合法要論	横濱正金銀行編
土地制度調査報告書	外務省通信局
地稅制度	天野藤男著
英領馬來の米穀管理に就て	
日本の食糧問題と滿蒙の農業	
地主と小作人	

第四部　經濟學一般

書名	著者又は發行所
經濟學研究	福田德三著
囚はれたる經濟學	大西猪之介著
爐邊經濟論	細貝正邦著
フツクス國民經濟學	安倍浩譯
ゴツセン研究	手塚壽郎著
經濟學要義	河田嗣郎著
主觀經濟の原理	賀川豐彦著
經濟的文化と哲學	野村兼太郎著
經濟と道德	田島錦治著
海運經濟論	小島昌太郎著
經濟心理の研究	米田庄太郎著
一般統計論	森數樹著
商業原論	中村茂男著

第五部　企業金融等

書名	著者又は發行所
貨幣と金融	松崎壽著
企業合同論	口バート、リーフマン著 竹内謙二譯
本邦銀行發達史	石澤久五郎著
會社批判眼	增島信吉著
信託業務の理論と實際	豐浦與七著
銀行と其顧客	中馬庚譯
銀行論	内藤章著
大正七年第四十三次銀行局年報	大藏省銀行局編
自明治三十三年十月至大正八年十二月物價指數	日本銀行調査局編
銀價の騰貴に就て	正金銀行編
株式會社經營論	橋本良平著
銀行論(改訂)	山崎覺次郎著
改訂保險學綱要	栗津清亮著
和英兩文貨幣廢止論	川島正治郎著
有利なる是れからの企業	佐瀬文哉著

大正九年上半季内外經濟界の狀勢と營業上の概況　横濱正金銀行
本邦の生絲　同
民力涵養に關する戰後必行要項　東京府
綿絲紡績業概觀　名古屋商業會議所
綿織物業概觀　經濟調査部
滿蒙經濟概要　奉天商業會議所
戰後經營　平和記念民資增殖奬勵資料　東京府
印度爲替通貨委員會報告と同國の幣制改革　日本銀行調査局
私的銀行檢査法　磯部亥助著
支那金融機關　東亞同文會調査編纂部
海峽殖民地最近經濟事情　横濱正金銀行
企業榮枯論　松尾音治郎
ペッパー著　米國を中心としたる世界貿易の研究　淺野護譯
上海に於ける支那側金融界最近の傾向に就て　横濱正金銀行
大正九年度經濟年鑑　東洋經濟新報社
勸業債券論　齋藤甲子郎著
本邦主要工業概覽　古川吉之助著
埃、匈及「チェック」三國の財政經濟近況
金融市場の近況
紙及紙料に關する調査　日本銀行調査部
獨逸の貸付金庫制度と恐慌紐育「コール、マネー」市場に就て　日本銀行調査局
銀行實務改良方法　水野淳二著
ツラス氏述金銀に及ぼせる大戰の影響　日本銀行調査局
重要商品相場の建方表　池田龍藏著
大正九年上半期著名銀行會社決算報告集　東京レビュウ社
世界に於ける金貯藏額　日本銀行調査局
最近英國銀行の海外發展　朝鮮銀行東京調査部
露國經濟事情　日露協會譯
實用有利小資本の家庭工業　佐瀨文哉著
大正九年度版全國重要會社總評論　公私經濟社
勘察加に於ける漁業　北海道拓殖銀行
南滿洲鐵道株式會社營業一斑　南滿洲鐵道株式會社
同　上事業概況　堀越善重郎著
我が產業と貿易の將來　三井銀行調査課
自大正四年至大正八年新事業及擴張計畫資本金累年比較表　農商務省商務局商事課
大正八年十二月現在最近六箇年新設會社々數及資本額一覽表　滿鐵本社地方部勸業課
大正八年に於るけ滿洲企業界の概況

第六部　經濟史及經濟學史

書名	著者又は發行所
日本經濟史	竹越與三郎著
經濟學史研究	高橋誠一郎著
經濟史研究	本庄榮治郎著
江戸時代制度の研究	松平太郎著
明治大正五十三年史論	高須梅溪著
日本風俗史、上、中、下、	加藤咄堂著
神代史研究	松本芳夫著
ビーヴアン著　輓近獨逸社會民主黨運動史	田邊忠男譯

第七部　政治外交財政植民等

書名	著者又は發行所
普選運動と病的思想	田中萃一郎著
ヘトレ原著　十字街に立てるデモクラシー	關未代策譯
トライチケ著　軍國主義政治學	浮田和民譯
最新豫算通解	西野喜與作著
歐洲大亂之影響	鈴木梅四郎著
大正四年東京市財政の現狀	東京市役所
パトラー著　國際聯盟	大日本平和協會譯
臨時外交調査委員會と憲法の一重大原則	佐々木惣一著
日本帝國講話條件論	高橋作衛著
工業資金の調査	名古屋經濟會
海運に關する調査	同
粗製濫造問題	桐島像一著
東京市隣接町村諸稅負擔一覽表	蘭領東印度總督府
蘭領東印度事情	海外興業株式會社
ブラジルに於ける邦人の發展	朝鮮銀行東京調査支店
戰爭と列國の財界	

露西亞社會主義聯邦ソヴイエット共和國憲法　寫本
デルホルトデン著　ヲルガニザチオンの本義と政治的意義　土岐百巖譯
印度の現狀及將來　稻原勝治著
日本政黨發達史　齋藤熊藏著
最近世界の外交　米田實著
クリステンゼン著　群衆と政治　佐久間香雄譯
休戰後の米國財政　日本銀行調査局
英國の王室及び議會　田川大吉郎著
トインビー著　國民性と改造　村瀨武比古譯
露國改造の悲劇　昇曙夢著
スパ會議と波蘭問題　朝鮮銀行東京調査部
租稅學　泉至剛著
巴爾幹の將來　長瀨鳳輔著
靑島守備軍民政部軍民政部鐵道部事業概況　靑島守備軍民政部鐵道部
大正九年現在の臺灣　東洋協會調査部
間島に於ける邦人の地位　滿鐵本社勸業課
假の獨逸帝國經濟會議　後藤新平著
フランス大革命史　箕作元八著
日本國民史　齋藤斐章著
日本歷史圖錄　歷史參考圖刊行會
鮮滿經滿經濟十年史　朝鮮銀行
史論叢錄後篇（興亡史論）　大類伸著
社會分裂の時代（日本近世史第一卷）　中村孝也著
大戰後の世界と日本　德富猪一郎著
ラツセル著　自由への道　板橋、時國、松本共譯
ラツセル著　政治の理想　松本悟朗譯
世界改造の人々　伊東圭一郎著
レーニンの天下　未原愛助譯
續租稅研究　神戸正雄著
財政問題　神戸正雄著
現代の外交と國際聯盟　牧野義智著
國際聯盟と國際警察　泉哲著
國際聯盟講評　信夫淳平著
ギルド國家論　新明正道著
フランツ、オツペンハイマー國家論　岡上守道譯
近世民主政治論　森口繁治著
勞農露國の現狀　布施勝治著
外交志稿及年表　外務省記錄局
日本の世界的孤立　小寺謙吉譯
米墨縱橫　東孤竹著
トライチケ著　軍國主義政治學　浮田和民譯
國際聯盟の解說　蜷川新著
日本移民論　大河平隆光著
殖民論　光吉元次郎著
殖民論　山內正瞭著
殖民政策研究　山本美越乃著
無敵の米國　關原榮著
現代の英國（通俗國際文庫第四卷）　西山重和著
太平洋大觀　中村弼著
世界改造の目的と方法　浮田和民述
最近の露西亞（通俗國際文庫第三卷）　稻原勝治著

第八部　調査資料及統計類

書名	著者又は發行所
大正八年第三回治水事業に關する統計書	內務省土木局編
大正七年機械工業に關する統計表	臨時產業調査局
大正七年第四十三次銀行局年報	大藏省銀行局編
大正八年函館港外六港外國貿易概況	函館稅關編
北海道農事試驗場彙報第廿三號	同場
西比利之產業	鐵道省運輸局編
端數利子計算表	日本銀行調査局編
印度小麥調査書	三井物產會社穀肥支部編
大正七年度朝鮮總督府遞信統計要覽	朝鮮總督府遞信局編
オムスク事情	外務省通商局編
每日年鑑	大阪每日新聞社編
大正八年東京商業會議所統計年報	東京商業會議所編
西比利亞の林業	外務省西比利亞經濟援助部編
熱帶と共農業	鈴本力治著
大正八年東京商業會議所統計年報	東京商業會議所編
時事年鑑（大正九年版）	時事新報社編

大正八年六月末現在調邦人職業別表　外務省通商局
大正八年下半期　綿絲紡績事情參考書　大日本紡績聯合會
英國貿易事情の變化及最近に於ける英國銀行の海外發展計畫　日本銀行調査局
大正七年度　臺灣人口動態統計　臺灣總督府官房調査課
大正八年三月調　本邦經濟統計　日本銀行調査局
大正七年度第十統計　甲府商業會議所　甲府商業會議所
大正八年上海日本商業會議所年報　上海日本商業會議所
大正七年號統計年鑑　日本帝國第三十八　內閣統計局
大正八年六月一日現在滿鐵沿線重要機關及事業一覽　滿鐵本社地方部庶務課
麥其他雜穀要覽　農商務省農務局
日本工業要鑑　工業之日本社
殖民統計　東洋拓殖株式會社
大正八年大阪商業會議所事務報告　大阪商業會議所
殖民地要覽　拓殖局
滿洲會社一覽　滿鐵本社地方部勸業課
日本銀行調査局案內　日本銀行調査局
國有林野要覽　農商務省山林局
大正七年關東廳第十三統計　關東廳
大正八年橫濱商業會議所第十六回年報　橫濱商業會議所
大正七年第三十五次農商務統計表　農商務大臣官房統計課
蕃族調査報告書　臺灣總督府蕃族調査會
大正七年臺灣總督府第二十二統計書　臺灣總督官房調査課
大正八年橫濱港石炭集散統計表　橫濱石炭同業組合
滿洲重要經濟統計表大正七年度　大連朝鮮銀行
大正七年第二十回名古屋市統計書　名古屋市役所
大正九年上半期橫濱港貿易概況　橫濱稅關總務課
大正七年度統計年報　滿鐵本社
自大正三年一月一日至大正七年十二月廿一日郡市町村廢置分合表　內閣統計局
大正八年十二月三十一日現在東京市現住人口戶數及現在人口　東京市役所
大正八年度造幣局長第四十六年報告　造幣局
世界鐵道統計　鐵道省官房文書課
地方資料　內務省地方局
地方行政資料　內務省地方局
住宅問題都市改良參考資料　內務省地方局
第廿回大正七年北海道廳統計書　北海道廳
大正七年度統計年報　青島守備軍民政部鐵道部
青島の商況　青島守備軍民政部
大正九年每日年鑑　大阪每日新聞社
大正八年大阪貿易彙纂　大阪府立商品陳列館
大正七年本邦畜產要覽　農商務省農務局
穀物檢査事業一覽　東亞同文會
支那年鑑　橫濱市役所
大正二年度橫濱市第十七回統計書　橫濱市役所
大正九年六月三十日現在全國公債明細表第十九回　日本興業銀行調査部
大正八年東京貨物集散調査書　東京市役所
大正六年日本帝國人口動態統計　內閣統計局
大正六年日本帝國死因統計　內閣統計局
滿鐵調査資料　滿鐵本社調査課
支那幣制改革問題一斑　橫濱正金銀行
蠶絲業要覽　農商務省農務局
大正九年九月調　臺灣經濟統計摘要　臺灣銀行
郵便爲替貯金、年金恩給國庫金、簡易保險　遞信事業概要　遞信省
大正九年四月末調青島李村及鐵道沿線日支工場一覽　青島商品陳列館
大正九年上半季第三十五次綿絲紡績事情參考書　大日本紡績聯合會
時局以來工業會社移動調　日本勸業銀行調査課
大正七年度海事統計類纂　遞信省管船局

朝鮮併合之裏面　小松綠著
最近十ケ年間世界生絲の生産消費分配狀況一覽　內外蠶絲通信社
大正八年下關商業會議所統計年報　下關商業會議所
日本貨物船明細表　三井物產株式會社船舶部
大正九年度株式年鑑　株式會社野村商店
東拓業務一覽圖　東洋拓殖株式會社
滿鐵營業一斑　滿鐵本社
滿岡鑛務署鑛熱要覽　福岡鑛務署
大正九年六月迄累計及前年對照臺灣　那香港及南洋方面貿易一覽　臺灣總督府財務局
時局に關する調査報告第十六回　三菱合資會社査業課
土木局第二十五回統計年報　內務省土木課
鮮滿經濟統計要覽　朝鮮銀行
大正七年第十六回東京市統計年表　東京市役所庶務課
大正八年東京商業會議所統計年報　東京商業會議所
大正七年臺灣第十四統計摘要　臺灣總督府官房調査課
大正七年度大連商業會議所統計年報　同會議所
大正八年日本貿易重要品番附　橫濱商業會議所
大正八年臺灣對支那香港及南洲方面貿易一覽　臺灣總督府財務部
南洋印度出張報告　大藏省調査局租稅部
大正七年朝鮮總督府遞信統計要覽　朝鮮總督府遞信局
大正七年度朝鮮總督府遞信年報　朝鮮總督府遞信局
印度外國貿易の近狀（商務彙纂第五十三號）　農商務省商務局
大正七年度鐵道院年報　鐵道院
遞信省臨時調査局海事部報告第一、第二、自第五至第三十一號　同部
大正八年中鐵道運輸に關する重要事項概況　鐵道運輸局
大正八年夏期海外旅行調査報告　神戶高等商業學校
一九一七年に於ける支那貿易の概況　農商務省商工局
大正七年大日本外國貿易年表　大藏省

日本勞働年鑑 終

大正十年七月廿五日印刷
大正十年七月廿八日發行

著作權所有
不許複製

日本勞働年鑑大正十年版
定價金四圓五拾錢

著作者　大原社會問題研究所
代表者　高野岩三郎

發行者　大原社會問題研究所出版部
代表者　柿原政一郎
東京市神田區西紅梅町十二番地

印刷者　鷲見九市
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所　株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發賣所　同人社書店
東京市神田區西紅梅町十二番地
電話神田二九五九
振替口座東京二七〇六五

大原社會問題研究所設立趣意書

世界戰爭以來、社會問題の解決は我國に於ても、其の急を要するに到つた。此の問題の解決は、公平なそして飽くまでも根本的な立場からするを要し、決して一部利害關係者の見地からすべきでない。それには、問題の基礎に遡り、我が國の實際に鑑み、且つ諸外國の實例に徴して、充分研究調査を遂げなければならぬ。本研究所は此の趣旨の下に建てられたものであり、其事業の計畫は大體次に掲ぐる規程の如くである。

大原社會問題研究所規定

第一條　本所ハ大原社會問題研究所ト稱シ之ヲ大阪ニ置ク

第二條　本所ハ左ノ事項ヲ行フヲ以テ目的トス

一、社會問題ニ關スル研究及ビ調査ヲ行フコト

二、社會問題ニ關スル特殊方面ニ付キ專門家ニ研究又ハ調査ヲ囑託スルコト

三、社會問題ニ關スル本邦學者ノ研究ヲ刊行スルコト

四、社會問題ニ關スル海外ノ著書ヲ飜譯刊行スルコト

五、社會問題ニ關スル懸賞論文ヲ募集シ之ヲ審査發表スルコト

六、社會問題ニ關スル研究及ビ調査ヲ援助スルコト

七、社會問題ニ關スル學術講演及ビ講習會ヲ開催シ學術雜誌ヲ刊行スルコト

八、社會問題ニ關係アル內外圖書及ビ資料ヲ蒐集シ廣ク研究者ノ便ヲ圖ルコト

第三條　本所ニ左ノ所員ヲ置ク

一、所長（一名）　二、評議員（若干名）

三、研究員（若干名）　四、研究囑託（若干名）

五、助手（若干名）　六、幹事（一名）

七、圖書主任（一名）　八、書記（若干名）

創立月日

大正八年二月九日

本部

大阪市南區天王寺伶人町四八七四

出版部

東京市神田區西紅梅町十二

現在所員

所長　高野岩三郎

評議員　大原孫三郎　小河滋次郎　河上肇

河田嗣郎　柿原政一郎　米田庄太郎

高田慎吾（幹事）（イロハ順）

研究員　研究助手　研究囑託各若干名

覆刻●戦前版日本労働年鑑

第2集／1921年版

戦前版発行　一九二一年七月二八日
覆刻版発行　一九六七年一〇月一〇日
同第二次発行　一九七九年一〇月二九日

覆刻版編者　法政大学　大原社会問題研究所

発行所　財団法人　法政大学出版局
〒一〇六　東京都港区南麻布二―八―四
電話・〇三（四五三）〇七一七
振替・東京六―九五八一四番

印刷所　株式会社　平文社

製本所　有限会社　昭栄堂製本所

3402-51002-7710

戦前版　日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年（大正 9 ）版
第 2 集	1921年（大正10）版
第 3 集	1922年（大正11）版
第 4 集	1923年（大正12）版
第 5 集	1924年（大正13）版
第 6 集	1925年（大正14）版
第 7 集	1926年（大正15）版
第 8 集	1927年（昭和 2 ）版
第 9 集	1928年（昭和 3 ）版
第 10 集	1929年（昭和 4 ）版
第 11 集	1930年（昭和 5 ）版
第 12 集	1931年（昭和 6 ）版
第 13 集	1932年（昭和 7 ）版
第 14 集	1933年（昭和 8 ）版
第 15 集	1934年（昭和 9 ）版
第 16 集	1935年（昭和10）版
第 17 集	1936年（昭和11）版
第 18 集	1937年（昭和12）版
第 19 集	1938年（昭和13）版
第 20 集	1939年（昭和14）版
第 21 集	1940年（昭和15）版

法政大学出版局刊